

23年度名古屋大学大学院文学研究科

学位（課程博士）申請論文

伊豆半島・須崎海村の海洋人類学
— 多様な海洋資源と漁撈活動 —

名古屋大学大学院文学研究科
人文学専攻 文化人類学・宗教学・日本思想史専門

齋藤典子

平成24年3月

伊豆半島・須崎海村の海洋人類学

—多様な海洋資源と漁撈活動—

目次

序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.

1. 目的
2. 論文構成
3. これまでの研究と本論の位置づけ
 - 1 「海民」と「海夫・海部」の道
 2. 伊豆の海村研究
 3. コモンズ論とコモンズ研究
 4. 本論の位置づけ
4. 調査期間と既出論文

第 I 部 伊豆海村須崎

第1章 須崎の自然と地理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.

1. 須崎の自然環境
 - 1.1 須崎の地理
 - 1.2 須崎の自然
2. 自然環境とその影響
 - 2.1 近世の農地と暮らし

第2章 須崎の漁民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13.

1. 須崎の人口構成
2. 須崎の漁民構成
3. 須崎の漁業者と組織
4. 高齢化する須崎の漁師
5. 須崎のテングサ海女
6. 海士がいた須崎
7. 漁民の年代と漁撈活動
考察

第Ⅱ部 須崎の漁撈と水産加工

第3章 須崎の採魚業で用いる漁法・・・・・・・・・・23.

1. 須崎の採魚業の漁法と分類
2. 釣漁法
 - 2.1 一本釣漁法
 - 2.2 延縄釣漁法
 - 2.3 曳縄釣漁法
 - 2.4 立縄一本釣漁法（樽流し式立縄漁法）
3. 網漁法
 - 3.1 固定式刺網漁法
 - 3.2 追い込み網漁法（追っ払い漁）
4. 銆漁法
 - 4.1 突きん棒漁法考察

第4章 須崎の採藻・採貝業で用いる漁法・・・・・・・・・・38.

1. 須崎の採藻・採貝業の漁法と分類
2. 潜水漁法
 - 2.1 樽カツギ漁法
 - 2.2 船カツギ漁法
 - 2.3 面スイ漁法（簡易潜水漁法）
 - 2.4 ダイビング漁法
3. 非潜水漁法
 - 3.1 オカ摘み漁法
 - 3.2 箱メガネ漁法
 - 3.3 曳船採取漁法(ヒッカキ漁法)考察

第5章 須崎漁民の生業と経済・・・・・・・・・・52.

1. 須崎漁民の生業活動の分類
2. 水産加工業
 - 2.1 テングサ加工
 - 2.2 岩海苔の乾燥加工
 - 2.3 ワカメの乾燥加工

- 2.4 ヒジキの乾燥加工
- 2.5 魚の干物加工
- 3. 水産品卸売業
 - 3.1 テングサの販売
 - 3.2 貝の販売
 - 3.3 魚の販売
- 4. 遊漁船業
 - 考察

第6章 須崎港の船・・・・・・・・・・・・・・・・・・66.

- 1. 現在の須崎港
- 2. 須崎漁港の規模
- 3. 須崎の漁船
- 4. 須崎の船の歴史
 - 4.1 江戸時代末期の須崎港の船
 - 4.2 須崎の廻船と廻船問屋
 - 4.3 明治時代の須崎港の船
 - 4.4 明治時代の須崎の漁船
 - 4.5 ヤンノウ船と伝馬船
 - 4.6 船の所有と須崎の階層分化
 - 4.7 大正から昭和の船の発達
 - 考察

第Ⅲ部 須崎海民とローカル・コモンズ

第7章 須崎漁民の漁場とルール・・・・・・・・・・・・81.

- 1. 須崎漁民の漁場と海面空間認識
 - 1.1 漁場の位置確認
 - 1.2 漁師の海面空間認識と距離
- 2. 海の深度と魚種
- 3. 漁業の種類
 - 3.1 漁業権漁業
 - 3.2 漁業権の取得
- 4. 磯漁場
 - 4.1 磯漁場の漁法と魚種
- 5. 沿岸漁場
 - 5.1 沿岸漁場の漁法と魚種

- 6. 沖合漁場
 - 6.1 沖合漁場の漁法と魚種
 - 6.2 キンメダイ漁と漁獲規制
- 考察

第8章 須崎漁民の漁場利用の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98.

- 1. 漁場利用の研究史
 - 2. 江戸時代の海の利用と漁業権
 - 2.1 江戸時代の漁場空間認識
 - 2.2 『律令要略』「山野河川入会」の解釈をめぐって
 - 2.3 納税者だけに認められた磯の漁猟場での漁撈
 - 2.4 「沖」は入会の意味
 - 3. 須崎の磯の漁猟場利用の変遷
 - 3.1 入札で決めた磯の漁猟場の浦請負人
 - 3.2 村のなわばりでなかった須崎の磯の漁猟場
 - 3.3 江戸時代の税構造
 - 3.4 漁民に課せられた磯の漁猟場の使用権料
 - 3.5 年季浦請負制導入の背景
 - 3.6 年季浦請負システム
 - 3.7 享保年間以降、浦請負人が持つ須崎の漁業権
 - 4. 明治初期の地先の海と漁業権
 - 4.1 海面使用を巡る駆け引き
 - 4.2 国家管理の地先海面使用
 - 4.3 雑税の廃止と明治初期の漁業政策
 - 5. 明治漁業法の制定
- 考察

第9章 ローカル・コモنزと利益分配・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118.

- 1. ローカル・コモنزと利益
 - 1.1 入会地の利益と分配
 - 2. 白浜のテングサ事業
 - 2.1 白浜のテングサ利益とその分配
 - 3. 須崎のテングサ漁
 - 3.1 須崎のテングサ利益とその分配
 - 3.2 平等割でなかった須崎の利益分配
 - 4. ローカル・コモنزの利益分配と問題
- 考察

結論 127.
文献 133.
謝辞

序論

1.目的

本論の目的は、伊豆半島の海村・須崎に住む海民の漁撈活動を通して、海民の海洋資源の利用を人類学的に描き出すことにある。須崎漁民が生業の場である海をどのように利用してきたのか、歴史的経緯を踏まえながら考察する。また、これからも持続可能な限り海を利用していく須崎漁民のローカル・コモنزの海に対する姿勢を明らかにする。

本論は、3部から構成される。部門ごとの目的は、次の3つである。

第Ⅰ部 伊豆海村須崎

第Ⅰ部では、須崎海村の自然環境と地理について論じた後、須崎漁民の全体像を明らかにする。

第Ⅱ部 須崎の漁撈と水産加工

第Ⅱ部では、須崎漁民が漁撈で使う漁法と漁具、魚種、漁場、船との関係を基に須崎漁民の漁撈活動を考察する。また、須崎海民は海をどのように利用してきたのか、江戸時代から現在までの、船の変遷を経年的に描き出す。

第Ⅲ部 須崎海民とローカル・コモنز

第Ⅲ部では、須崎海民の漁場利用の変遷と海洋資源の分配について考察する。中でも江戸時代中期から須崎の磯は、浦請負制が導入され、ローカル・コモنزとしての機能を果たさなくなる。このような歴史的経緯を持つ須崎海民のローカル・コモنزの磯に対する概念を考察する。

2.論文構成

本論文は、第Ⅰ部 伊豆海村須崎、第Ⅱ部 須崎の漁撈と水産加工、第Ⅲ部 須崎海民とローカル・コモنزの三部構成からなる。

本論文が扱う時間の経緯は、江戸時代中期・宝暦11年(1761)から現在までのおよそ250年間である。

第Ⅰ部は現代須崎について扱う。

第Ⅱ部は、江戸時代末期・安政3年(1856)から現在までの船の発達と、昭和20年代から現在までの漁民の漁撈活動を扱う。

第Ⅲ部は、江戸時代中期・宝暦11年(1761)から昭和30年代までの磯の漁業権をめぐる変遷と、ローカル・コモنزの磯からの利益分配について歴史史料を用いて明らかにする。

3.これまでの研究と本論の位置づけ

本論の位置づけを論じる前に、本論がテーマとする「海民」、「伊豆の海村」、「ローカル・コモنز」の分野でこれまでなされてきた研究について論ずる。

1.「海民」と「海夫・海部」の道

大海を股にかけ、自由自在に移動する人々を「海民」と位置づけ、多くの研究者がその起源や生態、民俗、歴史について論じてきた。折口信夫(折口 1970)、瀬川清子(瀬川 1971)、河岡武春(河岡 1987)、大林太良(大林 1996)、網野善彦(網野 2008)、後藤明(後藤 2010)の諸氏である。

彼らの論考で共通するのは、海を自由自在に移動する「海民」が居た根拠に「かいふ」、「あま」などの地名が日本各地に点在する点に注目する事である。

江戸末期の地理書『和名抄諸国郡郷考 15 巻』には、海夫・海府と書き「かいふ」、海部・海士と書き「あまべ」、「あま」の地名が尾張、紀伊、阿波、豊後、隠岐、佐渡など、列島の海沿いに広範囲に渡って記されている。

河岡武春は、海部(あまべ)の起源を折口信夫の「海部(あま)ト部説」¹⁾を引用、亀トに使用する亀を獲る漁民ではなかったかと論じている。その根拠に「対馬から5人、伊豆から5人のト術優長者を取って、ト部の事に任ず」と、『延喜式』の記載を挙げる。

ト部には、亀の多くいた伊豆諸島(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島)の者が任じられ、その後、紀州海民の漁撈や廻船技術が黒潮に乗り、太平洋岸の伊豆半島や千葉房総半島へと広がったのではないかと結論づける[河岡 1987 12-24]。

網野善彦は、14世紀には、下総国に供祭料を貢献する代わりに漁撈や交通上の特権を与えられた「海夫」集団が霞ヶ浦一帯にいた事を明らかにしている。同じような集団は、九州の松浦、五島の海にもいて、網を引き、海に潜って鮑を獲り、海上生活を送っていたようである。そして網野は、済州島の「家船」で生活しながら鮑を獲る海民の末裔である海女が明治期以降、渡ってきた道こそが2000年前からある『海夫・海部』の道であったとする。

網野によると「海夫・海部」の道は、2本ある。

1本目は、済州島から北西九州を経て、瀬戸内海から、太平洋岸を紀伊半島、伊勢湾、伊豆半島、房総半島と北上し、常陸、下総から東北の三陸に至るまでの道。

¹ 折口の「ト部というものは、宮廷を中心とした祖先の一族が、この土地に住みつく前から渡っており、--中略--最も蕃人的な様子の眼につくものは海部であった。--中略--土地に諸国に『あま』、『かいふ』という地名が散布しているが、柳田先生の説によると、海部が歩いた跡に残したものである。海部は蕃人((ばんじん)1.未開人。野蛮人。えびす2.台湾の漢民族以外の先住民に対する第二次大戦前までの中国および日本側での呼称[大辞林])で、われわれの祖先と非常に関係が深かった。それは宮廷と隣接して生活していたからである。」[折口 1970: 363]

2本目は、隠岐から佐渡、さらに日本海を東進北上し、男鹿半島に達するまでの道である。その根拠に海村に伝わる出産の習俗²⁾が太平洋岸から日本海岸へと分布が広がっている事を挙げる[網野 2008 41-51]。

また、最上孝敬が昭和40年、静岡県熱海市上多賀から太平洋岸を北上、東北地域までの11箇所では海士と海女の調査をした結果、岩手県久慈市以外の東北各地は、海士が潜るところが多く、海女が潜る地域でも明治期以降との話であった[最上 1965 1-8]。

これらの説に照らすと、下田市須崎沖はまさに「海夫・海部」の道筋にあたる。また、地域に残る『豆州須崎村古文書』に海士漁の記載があることから最上の研究成果と一致する。

2 伊豆の海村研究

下田市須崎のように海に面する地域は従来、漁村あるいは、半農半漁の村と呼ばれ、村人の生業は漁業を主たるものとして考えられてきた。しかし、山口徹は、伊豆半島の西側、内浦湾に面した重寺、小海、三津、長浜、重須の五地域(現沼津市)の内、漁業だけで生計を立ててきた村は、重寺と長浜村のみであったことを明らかにしている。

さらに、海の道を輸送路として廻船業や林業・薪炭・石材業などで生計を立てる海村が伊豆半島には多く、漁村とは村落構造が異なることを指摘する[山口 2003 49-64]。

下田市須崎地区も『豆州須崎村古文書』から、村人の生業が漁業だけではなかったことが明らかとなったため、本論では須崎地区を海村と表記する。

伊豆地域には、澁澤敬三を中心に「日本常民文化研究所」が手がけた『豆州内浦漁民史料』[澁澤編 1937-1939]や『静岡県水産誌』(1894)などを基にした近世、近代の水産史研究が多く残されている。

山口徹は、これらの近世史料を基に西伊豆・内浦地区で行われてきた「建切網漁」³⁾を例に、漁民の利益配分と漁場利用に関する取り決めについて克明に描き出している。

一方、明治から昭和中期まで、村営のテングサ事業の利益を村民に平等分配したことから「原始共産制の村」[潮見俊隆 1954 47]として関心を集めてきた白浜の社会構造を小沼勇と阿部善雄が社会学の視点で描き出している[阿部・小沼 1951]。

3. コモンズ論とコモンズ研究

コモンズ論は、自然資源の管理や環境問題だけでなく、文化、経済、社会システム、政治政策に及ぼす影響分析まで、幅広く考察する概念として使われてきた[秋道 2004, 三俣・菅・

²⁾ 出産の際、後産で産婦の体内から出る「胞衣」(胎盤)を浜の砂に埋め、海に流す習俗が肥前・安芸・芸予・出雲・熊野・志摩・伊豆・能登・越後・津軽などの古い海村に分布することを木下忠[『埋甕-古代の出産習俗』1981]が指摘している。

³⁾ 建切網漁は、黒潮に乗って回遊するマグロ・カツオ・イルカなどを入り江の「網戸場」と呼ぶ漁場に追い込み、大網を入れて退路を塞ぎ、「網子」と呼ぶ地元の漁師が小船に乗って魚を引き上げる漁法である。山口は「建切網漁」の「津元」と呼ばれる経営責任者と「網子」の漁獲物配分や運上の負担割合を「津元」と「網子」との係争史料を基に分析している[山口 2007 125-148]。

井上 2010, 菅 2010 a]。そのためコモンズは、確たる定義が決まらない概念として多種多様な使われ方をしているのが現状である。

秋道智彌は、コモンズを共有資源の所有と利用の権利や規則、状態までも含んだ包括的概念と位置づける[秋道 2004 12]。

また菅豊は、コモンズの議論が混沌とするのは、実体としてのローカル・コモンズがモデル的なグローバル・コモンズに拡大解釈されたためとして、1968年に発表された『コモンズの悲劇』[Hardin 1968]の誤りを指摘している。

それによると中世イングランドやウエルズに実在したコモンズ（在地の複数の人間が共同で慣習的に使用する資源とその管理制度）をハーディンは、誰にでも開かれ、誰もが自由に放牧できるオープン・アクセスの資源利用の権利と、誤読したために、悲劇論として構成可能になったとする[菅 2010 a:263-272]。

本論は、グローバルな視点でコモンズを論ずるのではない。伊豆半島の海村という限られた地域におけるコモンズの海の利用について論じる。筆者が本論を着想するにあたり、秋道先生と菅先生の著作は、調査地での数々の事例を分析整理する上で有益な視点と多くの示唆を与えてくれた。

4.本論の位置づけ

筆者は、これら先達の論考から多くを学ばせていただいた。その中で本論を次のように位置づける

1.人類学、歴史学、社会学など、人文学の分野では、これまで多くの研究者が海民研究や海村構造研究をおこなってきた。しかし、漁法や魚種、漁場や船については、人文学の分野で取り上げられることは少なかった。

本論は、今まで漁撈活動の詳細が明らかにされてこなかった漁師、海女、海士が漁撈活動で使う漁法と漁具、捕獲魚種、漁場との関係から漁撈システムや漁民社会を描く点に意義がある。

2.コモンズを扱った研究は、様々な研究手法を用いて多くの分野で行なわれている。本論は、ローカル・コモンズである現在の磯の利用については、フィールド調査のデータを利用する。さらに、同じ磯の歴史については、250年前からの一次史料『豆州須崎村古文書』の記述に基づき論を展開する。歴史学では、これまでも漁場の利用研究や漁場請負制度の研究が多くなされてきたが、さらに人類学を融合させた点が特徴的である。

4.調査期間と既出論文

本研究の基となった現地調査と経緯は、以下の通りである。

調査期間

1) 2000年5月30日～6月10日

伊豆下田市須崎地区での静岡大学民族誌実習に同行（海女漁の予備調査）

- 2) 2001年6月13日～6月20日
伊豆賀茂郡南伊豆町妻良での静岡大学民族誌実習に同行（海女漁の予備調査）
- 3) 2001年8月20日～9月15日
伊豆下田市・白浜地区、須崎地区での海女のテングサ漁の調査、海女へのインタビュー調査
白浜の海村、歴史調査
- 4) 2001年9月15日～9月30日
伊豆賀茂郡南伊豆町妻良、土肥町下小田での海村、歴史調査、元海女へのインタビュー調査
- 5) 2002年4月25日～5月8日
伊豆下田市・白浜地区、須崎地区での海女のテングサ漁、貝漁の調査
- 6) 2002年7月10日～7月20日
伊豆下田市・須崎地区での海女の調査と須崎夏祭りの調査
- 7) 2003年7月15日～7月30日
伊豆下田市・須崎地区での海女の調査と須崎夏祭りの調査
- 8) 2003年8月21日～9月2日
伊豆下田市・須崎地区での漁師と漁法の調査、テングサ加工調査
- 9) 2004年7月14日～8月5日
伊豆下田市・須崎地区での須崎夏祭りの調査、漁師と漁法の調査、高齢者調査
- 10) 2004年9月10日～9月25日
伊豆下田市・須崎地区での『豆州須崎村古文書』の閲覧と複写作業
- 11) 2004年12月13日～12月25日
伊豆下田市・須崎地区でのエビ刺網漁の調査、漁師と漁法の調査、高齢者調査
- 12) 2005年3月18日～4月5日
伊豆下田市・須崎地区での春磯漁（ワカメ、ヒジキ）の調査、船の調査、
廻船問屋・土屋家の調査
- 13) 2005年8月29日～9月15日
伊豆下田市・須崎地区でのテングサ漁、貝漁、漁民の互助互酬調査、
『豆州須崎村古文書』の閲覧と複写作業
- 14) 2008年7月17日～8月15日
伊豆下田市・須崎地区での須崎夏祭りの調査、漁師と漁法の調査、高齢者調査
- 15) 2008年12月18日～12月25日
伊豆下田市・須崎地区での互助互酬調査、漁師と漁法の調査、高齢者調査
- 16) 2009年3月20日～4月5日
伊豆下田市・須崎地区での漁民と海女の調査

参考史料について

『豆州須崎村古文書』

下田市須崎地区の漁民会館内に置かれる旧漁協の金庫に非公開のまま、長く保管されてきた文書類。1674年（延宝2年）の「須崎村寅御年貢可納取付之事」に始まり、1970年代の「柿崎須崎一号線改良工事設計書」に至る。状・縦帳・横帳・綴り・絵図面類で、総数は1564点に上る。

須崎地区では、平成 14 年度に「須崎古文書研究会」を立ち上げ、同古文書の目録を作成、村の重要な出来事に関する 20 数点の古文書の解読を専門家に依頼、平成 15 年に『潮騒の史』にまとめている。

今回筆者が取り上げた天草、蛸、栄螺の浦請負制、船の出入に関する記録のほとんどが解読されないまま保管されている。保存状態は、良好とはいえない。

筆者は、平成 16 年 9 月（2004）調査過程で須崎地区の方々の御好意により、閲覧と複写が許された。しかし、一次史料のため、読解できず古文書の解読に 7 年を費やした。

尚、本論には、大正から昭和 20 年代までの統計データは含まれない。理由は、同期間中、須崎村の行政区が賀茂郡濱崎村であったことによる。現在の下田市柿崎地区と統合されており、須崎地区だけのデータの抽出が困難であったためである。

既出論文

- 1.2003 年 『海女集落の形成過程にみるジェンダー秩序の形成---伊豆白浜を中心とする海女労働の分析から--』 静岡大学大学院 人文社会科学研究科提出修士論文
- 2.2004 年 「海女集落の形成過程にみるジェンダー秩序の形成」伊豆白浜を中心とする海女労働の分析から『人文学研究』 名古屋大学 第 33 号 pp. 25-38
- 3.2005 年 「須崎の夏祭り-社会変遷を表象する祭り」『駿府・静岡の芸能文化』 静岡大学 3 巻 pp38-51
- 4.2007 年 「海村の祭りの歴史的重層構造--講から宮座へ--伊豆半島下田市須崎の夏祭りの事例より」篠田知和基編『神話,文化Ⅲ』楽瑯書院 pp. 571-590
- 5.2009 年 「近世史料に見る高齢者像-伊豆半島, 須崎漁村の事例を中心として」『比較人文学研究年報』 第 6 号 名古屋大学文学研究科比較人文学研究室 pp. 38-51

第 I 部 伊豆海村須崎



第1章 須崎の自然と地理

1. 須崎の自然環境

1.1 須崎の地理

地形

下田市須崎地区は、静岡県の東に位置する伊豆半島の東南端、相模灘に面した須崎半島（北緯 34 度 39 分、東経 1 度 58 分）の先端に位置する（図 1-1）。須崎半島は、面積が約 6.75k m²ある。半島の先端南部分を須崎地区が占め、半島のくびれ部分の東側は下田市外浦地区、西側は柿崎地区である。

須崎半島は、海上に突き出た隆起海食台地で、標高は 50m から 70m ほどあるが、その先端部の崖下に須崎湾がある。須崎地区は須崎湾に面した崖下の海岸に位置する。半島の台地からは、大小 3 本の浸食谷が、須崎地区にむかって刻まれている。

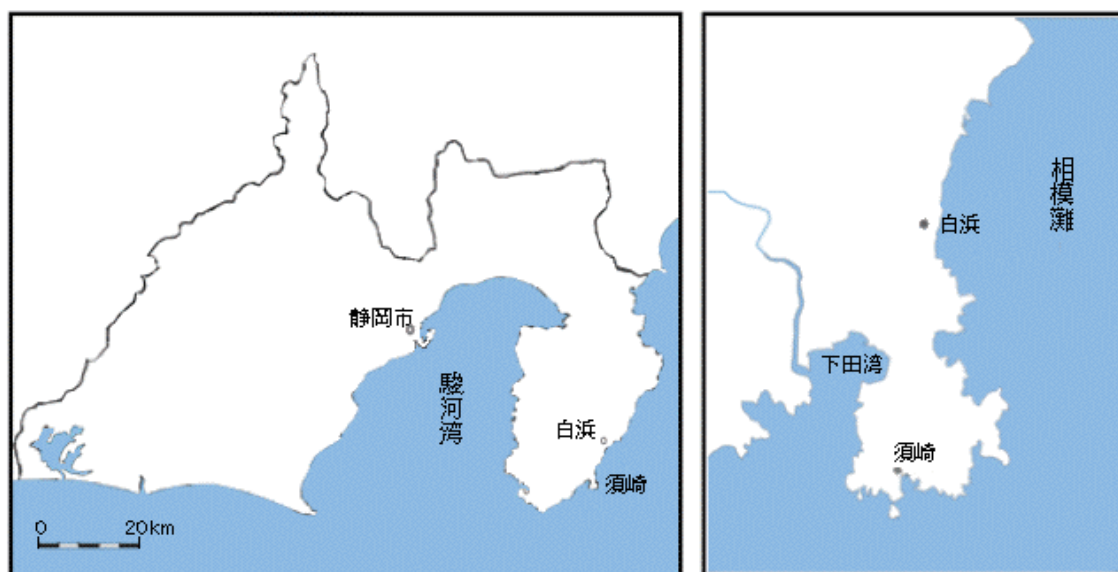


図 1-1. 静岡県全図（左）須崎半島（右）

海岸線は、須崎半島の東端、外浦地区との境、旧三井浜から須崎半島を南下し、下田湾内の福浦港との境界までの全長 12 キロに及ぶ。旧三井浜は、現在は須崎御用邸のプライベートビーチになっており、その隣には、白砂の美しい九十浜が広がる。須崎半島の東南端には爪木崎灯台がある。眼下に広がる浜は狭小で段丘状の岩が海へと続く。

爪木崎南端から須崎湾までの海岸線沿いは、段丘状の岩場が続く。全長 6km 程の道のりは遊歩道になっている。

須崎湾の中には、小白浜と呼ぶ小さな浜があるが現在は、小型船の陸揚げ場や駐車場となっている。須崎湾を囲む一帯は、護岸堤防が築かれ、現在、浜はない。海沿いの西端、恵美須島の先に狭小の浜があり、海女小屋と漁協の畜養場がある。

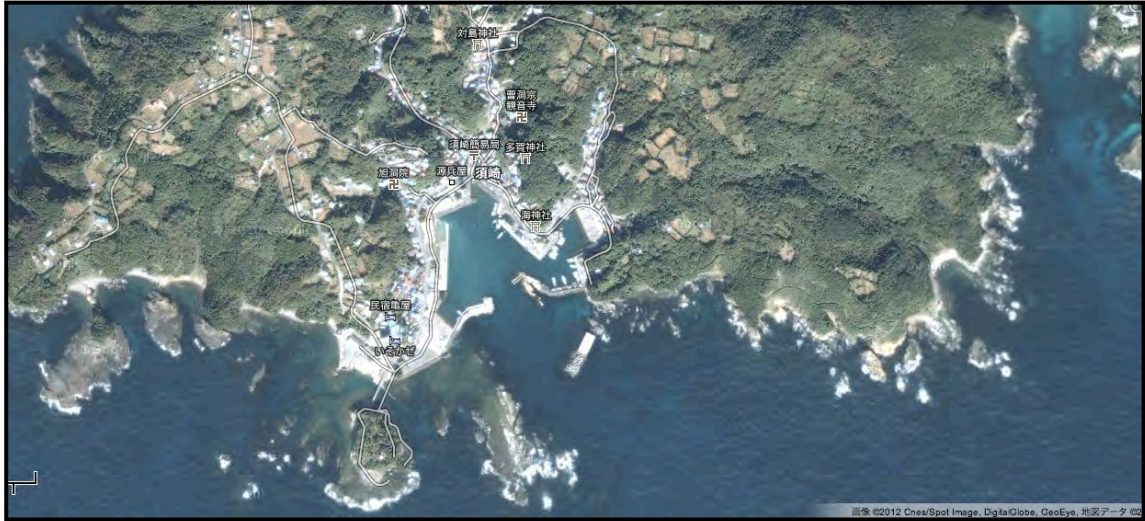


写真 1. 須崎地区の海岸線 中央は須崎港である 出典 Google Maps

耕地は、高度 67m の台地の頂上付近の平坦部に集中する。耕地は、「クネ」と呼ばれる照葉樹の防風生け垣に囲まれ、その間を幅 1m 足らずの小道が迷路のように走る。耕地のほとんどは、自給用作物の畑地である。水田は見られない。

居住地

このような伊豆半島先端半島の地形のなか、須崎住民は、須崎湾に面した海岸部、台地から須崎湾にむかって刻まれた 3 本の浸食谷、それに台地上、という 3 種類の異なった地理環境地域に分布して生活している。

海岸部海沿いには、西端の恵美須島付近から須崎湾、小白浜湾を経て、東端の小白浜地区まで、海沿い住宅が密集している。海沿い海岸地帯には、テングサ倉庫、ゆうゆうパーク、漁民会館、下田市漁協須崎支部、須崎漁港などの漁業関連施設も並ぶ。

3 本の谷筋に沿っても住宅地が密集している。

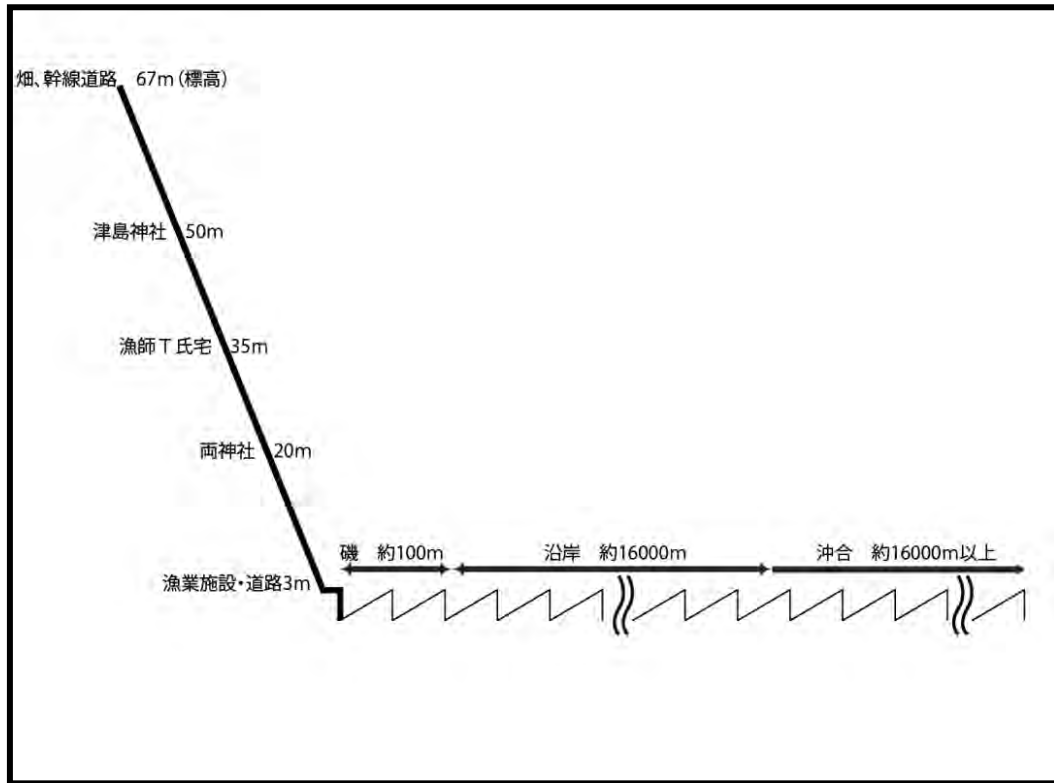
西側の谷沿いは、台地の県道と須崎を結ぶ自動車道路がある。自動車道路は、1927 年に完成した。台地上海拔 67m 地点を通る県道 116 号線から、海岸までうねるように下る。この谷筋は、旧来からの須崎住民が住む地区で、海拔 20m の所に両神社がある。

中央の谷は、須崎から隣接する柿崎地区に抜ける旧道で、傾斜が強い。旧道を上った海拔 50m 地点には、津島神社がある。台地頂上付近の旧小学校跡地は、保育園になっている。

東側の谷は最も急傾斜の谷であるが、台地頂上付近までびっしり漁業者の家が並ぶ。

その海拔 35m の所に筆者が調査時にお世話になる T 家はある。T 家は屋号を浜屋と言
い、小白浜の東端にあったが、安政元年 11 月（1854 年）の安政大地震で津波に遭い、
現在地に移動したという(図 1-2 参照)。

図 1-2. 須崎の地形断面図



また、谷筋ではないが、西端の恵美須島付近の海岸部から台地上までの急斜面に道路
が作られ、ホテルや漁業者の住宅が高所に立ち並ぶ。

台地上は、耕地のほか、爪木崎に抜ける観光道路が整備されている。昭和 46 年に須
崎御用邸が建設されるまでは、狭い道路であったが拡幅され、住宅や別荘地となってい
る。主に「新住民」と呼ばれる他所から移り住んだ新来住民と旧来住民の分家が立ち並
ぶ。

須崎地区の行政組織と人口

須崎地区の行政上の位置は、静岡県下田市須崎である。かつては、賀茂郡濱崎村須崎
区であったが、昭和 30 年（1955 年）の下田町との合併で、下田町須崎地区になった。
昭和 46 年(1971 年)、下田町の市制施行により、下田市の須崎となった。

須崎地区の人口は、1,579 人(男性 765 人、女性 814 人)、戸数 666 戸である（2008 年
7 月 1 日現在）。

村落組織は東から西へ、小白浜(コジラハマ)、下条 (シモンジョ)、西条 (ニシンジ

ヨ)、坂条(サカンジョ)、上条(カミンジョ)、宮条(ミヤンジョ)、越瀬(オッセ)そして、新開地の8つの地区、15の組からなる。

先の居住地区別に分類すると以下のようなになる。

海岸部地区 小白浜(コジラハマ)の一部、下条(シモンジョ)、西条(ニシンジョ)、越瀬(オッセ)

谷筋地区 小白浜(コジラハマ)、坂条(サカンジョ)、上条(カミンジョ)、宮条(ミヤンジョ)

台地上地区 新開地

1.2 須崎の自然

温度

年間を通じた平均気温は、15.8度で、年間を通じて温暖な気候に恵まれている。

最低気温は2月で3.4度である。

最高気温は、8月で29.1度である。

[出典 気温と雨量の統計 HP]

降水量

年間降水量は、2322.6mmである。

降水量の最も多いのは、6～7月で、降水量が最も少ないのは12月である。

駿河湾を挟んだ対岸にある御前崎と比べ、年間降水量が260mm程多い。

[出典 気温と雨量の統計 HP]

風

須崎地区のある須崎半島一帯を吹く風は、季節、方位によって次の9種に分類される。

- 1) **ニシ(西風)** 陸から吹く北西の季節風、1月～3月、10月～12月に吹く。江戸時代はこの風が吹くと、海が風ぐまで須崎に船は停泊した。ニシが吹く時は、潮が西から流れ、海水の温度が下がる。西風が吹いた後にナライ風が吹くと漁ができる。
- 2) **ナレエ(ナライ風)** 4月～6月、9月～10月に陸から吹く北東の風。水温が上がる。強風でなく出漁に適する風である。風のため潮流は東流(下り潮)になり、魚群が沿岸域に集まる。
- 3) **南風** 南南西の方向から4月～7月に吹く風である。
- 4) **北風** 北北西の方向から2月～3月、9月～10月に吹く風である。雨が降り始めの時に吹く。
- 5) **いなさ風** 7月～8月に沖合から吹く南東の激しい風である。
- 6) **だし風** 10月～1月にかけて、北西の方向から吹く風である。
- 7) **ヤマゼ(やませ風)** 3月に沖合から吹く南西の風(シケた時の風)で、強風である。

- 8)こがわだし 西北西の方向から6月～8月に吹く風である
- 9)コチ(こち風) 真東の方向から4月～6月に吹く風である

潮流

須崎地区のある須崎半島沿岸の潮流は、6種類に区分される。

- 1)上り潮(ニッチョ) 月が真上から西へ沈む間、東から西へ流れる上げ潮。大島から神子元島の方へ流れる潮。2月～4月下旬に起きる。速力は2月の初めが最も速く、全ての漁業に不利である。
- 2)下り潮(マシオ) 月が東から真上に来るまでの間、上り潮と反対に西から東へと流れる潮。神子元島から大島の方へ流れる潮。5月～9月に起きる。速力は、6,7月に最も速い。しかし、下り潮は漁業をする上で、最良の潮であり、上モノ魚、底モノ魚(詳細は7章)ともに漁獲高が増える。
- 3)上り内込み潮 斜めに陸に向かって流れる潮をいう。海水の濁りを増加させる。
- 4)下り内込み潮 斜めに陸に向かって流れる潮をいう。地形の形状によって、その流れは異なる。魚群を近海に引き寄せる働きをする
- 5)上りはね出し潮 斜めに沖合に向かって流れる潮をいう。海水の濁りを増加させる。
- 6)下りはね出し潮 斜めに沖合に向かって流れる潮をいう。魚群を沖合に去らせるだけでなく、「やませ」風を起こして、潮流を上り潮に変えてしまう。

2.自然環境とその影響

2.1 近世の農地と暮らし

自然地理的環境が須崎漁民の暮らしに及ぼす影響を知る上で見逃せないのが、農地の問題である。須崎地区は、南の相模灘に面する海岸部から段丘伝いに住宅が密集する。そのため、海沿いの平地には、耕作に適する土地はほとんど見られない。段丘の頂上に平坦地がわずかに広がるだけである。須崎地区の農地所有については、かなり古い史料が残る。

『内々心得帳』(昭和37年当時、小沢清史氏所蔵)には、天正18年(1591)に行われた検地の写しがある

天正18年当時、須崎村の田畠の合計は、3町38反1畝7歩であった。検地名請人は、25名いる。しかし、それぞれの田畠の所有面積を見ると、1町歩を所有する善左衛門以外は、1反以上所有する者はわずか10名であった。検地名請人の半分以上が一反以下の零細土地所有者であった。

1反とは、およそ10aである。当時の成人男子が1年に消費する米の量1石(約600kg)が収穫できる広さである。

図 1-3 は、225 年後の文政 7 年(1824)に描かれた「耕地絵図」である。網掛け部分が耕地で、2 町 9 反 2 畝 9 歩とある。この耕地部分は、現在、須崎漁民が畑として、自給用野菜を栽培する場所とほぼ一致する。しかし南側の台地上に広がる耕地は、現在雑木林に変化している。

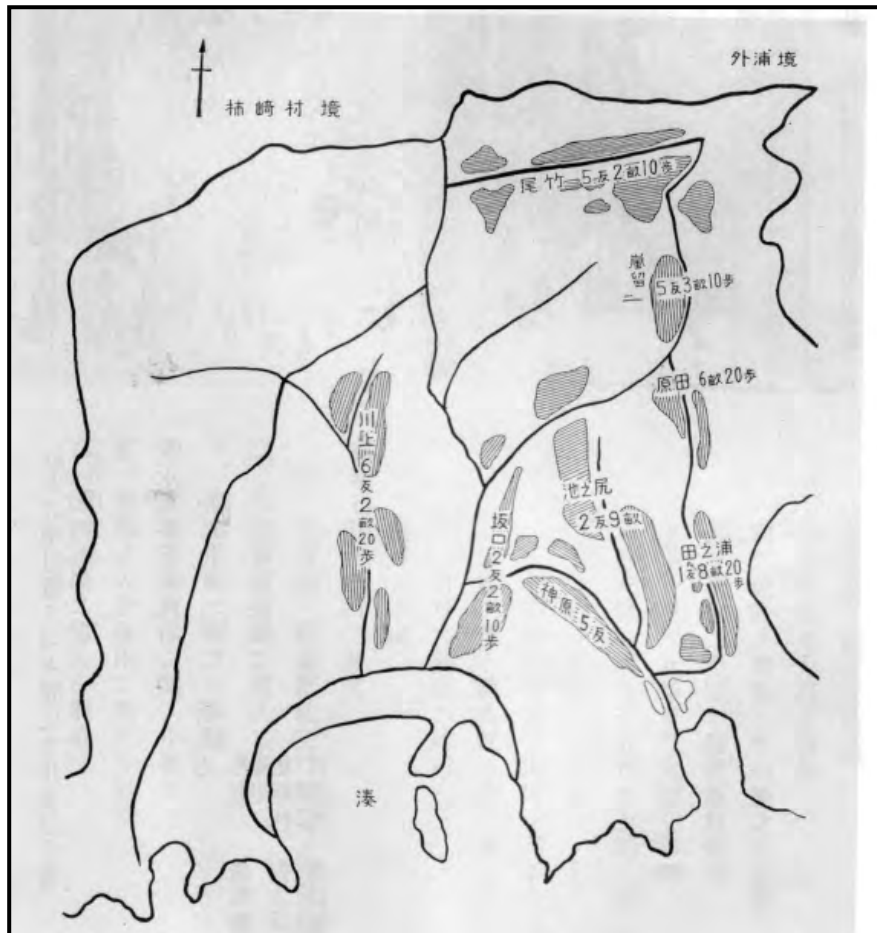


図 1-3 文政 7 年(1824)耕地絵図 出典『潮騒の史』2003: 58

また、文政 10 年(1827)の「宗門帳」には、須崎地区の総戸数 201 戸の内、石高のない土地しか持たない無高百姓が 86 戸、高として稲作地を持つ高持百姓が 115 戸との記載が残る。つまり、およそ 30 反のわずかな土地を 200 戸で耕作していたことになる。

これらの史料から江戸時代より、須崎地区では、耕作に適する土地が無かったため、1 戸あたりの耕作面積が僅かであったことがわかる。それは、とりも直さず農業では生計が維持できなかったということである。

第2章 須崎の漁民

はじめに

静岡県下田市須崎地区は、現在、人口1,579人、世帯数666戸（2008年7月1日現在）の海に面した伊豆地域の平均的な漁村である。港には、150隻以上の船が繫留され、早朝の港は、キンメダイ漁に出かける船で活気づく。しかし、須崎村は、江戸時代末期すでに、800人の人口の内、65歳以上の高齢者が8%を占める、高齢化社会の村¹⁾であった。

本章では、須崎海民と漁民について論ずる。現在の須崎海民も高齢者が多い。また、須崎漁民には、漁師の他、海女、海士がいて、漁民の漁撈形態は多様である。他方で、伊豆地方の他の海村同様、漁師や海女の高齢化が顕著であり、年齢層に応じた漁撈形態もみられる。

本章では、須崎に見られるこうした多様な漁撈活動を中心に、須崎の漁民像を明らかにする。

1. 須崎の人口構成

2005年(平成17年)当時、下田市須崎地区の人口は、1,632人（男性777人、女性855人）世帯戸数は、638戸であった。

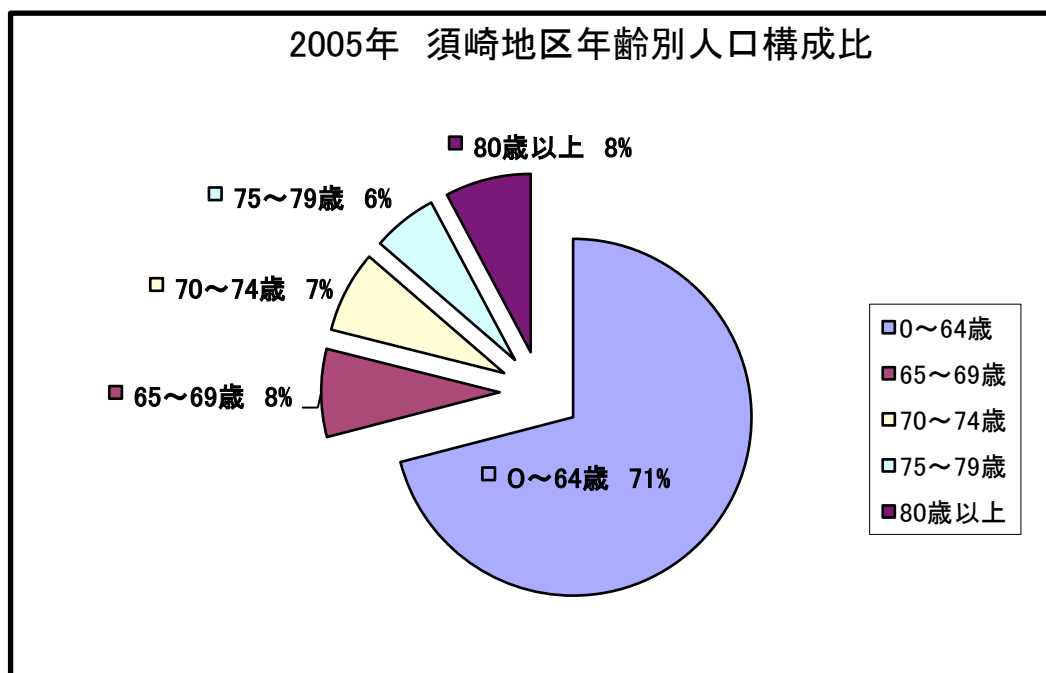
65歳以上の高齢者が地区人口に占める割合は、約30%の473人である(グラフ2-1)。65歳から69歳までが占める割合は8%の130人。70歳から74歳までが占める割合は、7%の115人。75歳から79歳までが占める割合は、6%の98人。80歳以上は8%の130人である。

平成15年度の全国年齢階梯別人口構成比によると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、19%である（総務庁統計局の平成17年日本統計総覧調べ）。下田市須崎地区は、高齢化率が全国平均よりも11ポイント高い、高齢者の多い地域と言える。

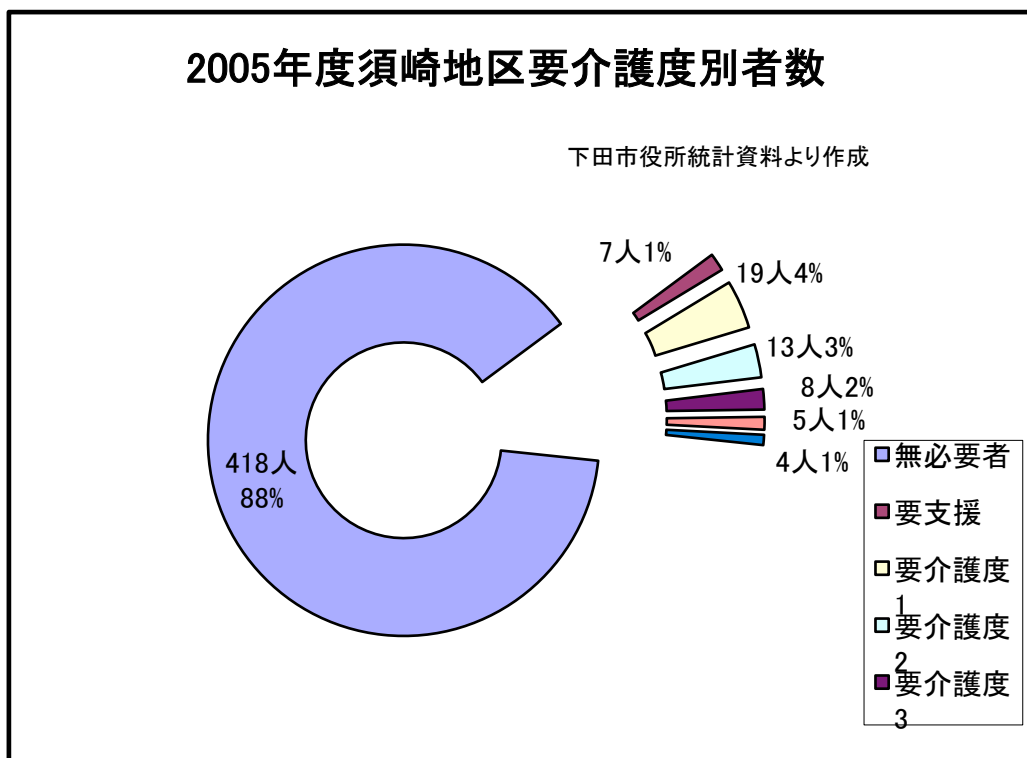
一方、須崎の65歳以上の高齢者に占める要介護者と要支援者を介護度別に示した(グラフ2-2)。グラフ2-2からも明らかのように須崎地区の高齢者のうち、88%の高齢者は自立した生活を送っていることが分る。また、要介護者に占める介護度4や5の重度者の割合は、わずか2%である。2001年度の要介護者、要支援者を合わせた全国平均は、22.3%（出典『平成13年度国民生活基礎調査』）であることから比較しても、須崎地区の高齢者は健康を維持しつつ、老いていることが分る。

¹⁾ 近世史料『豆州須崎務村古文書』をもとに検討した結果、江戸時代末期、人口800人の須崎地区は、既に65歳以上の高齢者が8%を占めるの村であったことが判明した。また、高齢者調査が江戸時代に複数回行われ、80代の高齢者には養老手当てが支給されていたことも判明した[齋藤 2009: 39-51]

[グラフ 2-1]



[グラフ 2-2]



2. 須崎の漁民構成

須崎の漁民は、その漁撈形態により、漁師、海女、海士、漁業者家族に分けられる。

漁師とは、採魚を生業にする漁業者である。

海女とは、潜水漁法で藻や貝を採る女性の漁業者である。

海士とは、潜水漁法で藻や貝を採る男性の漁業者である。

漁業者家族とは、漁を手伝い、水産品の加工に加わる漁業者の家族である。

須崎の漁業者は、地元の漁業者の団体、下田市漁業協同組合に加入する。平成20年の漁業統計資料（表2-1）によると、下田市漁業協同組合に加入する須崎在住の正組合員と準組合員は合わせて、410名いる。正組合員数は、323名。準組合員数は、84名である。

須崎地区の総人口に占める漁業共同組合員の割合は、26%である。4人に1人が漁協の組合員である。

漁協の正組合員とは、総会の時に議決権を持つ組合員のことである。また、漁協の正組合員の資格条件には、1年の内90日以上、漁業に従事する漁業者であることがうたわれている。

漁港名		地区人口	漁協組合員数 ()内は、正組合員数	漁業協同組合員比率
下 田 市	須崎	1,577	410(327)	26%
	白浜	2,256	511(372)	22%
	外浦	436	146(105)	33%
	吉佐美	2,366	240(69)	10%
	田牛	379	98(88)	26%
稲取		7,007	823(87)	12%

表 2-1. 平成20年 近隣6地区の漁協組合員の比率

一方、準組合員は議決権のない組合員である。一家に一人しか漁業協同組合に加入できなかった時代、分家のために設けられた制度であったと言われる。

下田市漁業協同組合員の資格を所有する者は、共同漁業権行使権を持つ。そのため、共同漁業権漁場で、エビ刺網漁と採藻・採貝ができる。

しかし、正組合員の資格を所有していても、現役の漁業者とは限らない。漁師を引退しても、「家」単位の加入と理解する漁民が多く、家族がそのまま正組合員の資格を所有するケースが多いからである。漁業者家族も非潜水漁法で採藻・採貝を行なう。そのため、下田市漁業協同組合は、正確な漁業者の実数を把握できないでいる。

近隣5地区の漁協組合院数とその地区人口に対する比率を表2-1にかかげた。吉佐美と稲取の漁協組合員数は10%~12%と少ない。他の白浜、外浦、田牛地区の漁協組合員数は、22%~33%あり、須崎と同様、住民の4人に1人は、漁業協同組合に加入する漁業地域である。

3.須崎の漁業者と組織

図2-1.下田市漁業協同組合・須崎支部組織図

須崎の漁民は、下田市漁業協同組合²⁾の須崎支部に所属する。

図1は、下田市漁業協同組合・須崎支部の組織図である。その構成をみると、「総代会」の下に6つの部会が組織されている。

船主会とは、須崎地区に在住する動力船の所有者で組織する会である。動力船の持ち主は全員、入会することが義務づけられている。

2005年、須崎港の動力船数は149隻であった。1戸で数隻所有する漁業者が多いため、当時の船主会の会員は、114名であった。

漁業青年部は、17歳から47歳までの漁業者で構成される。2005年当時の構成員は、26名であった。

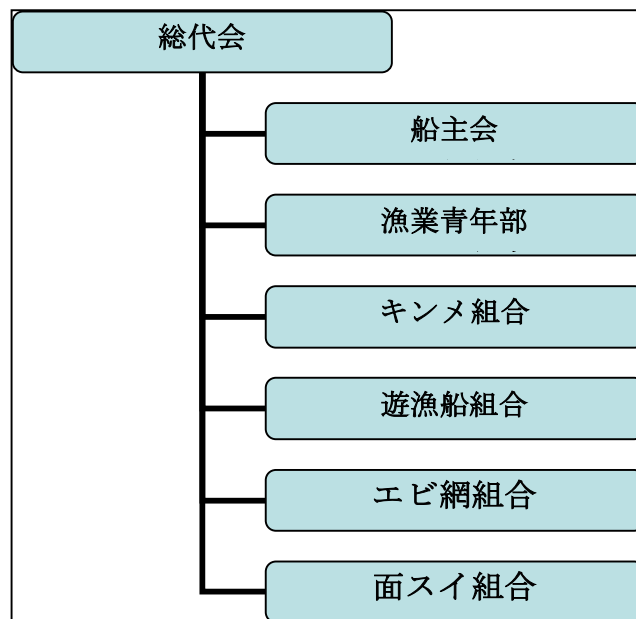
キンメ組合は、キンメダイ漁に従事する漁業者の組合である。2005年当時の構成員は、35名であった。

遊漁船組合は遊漁船業を営む漁業者の組合である。須崎の遊漁船業は漁業と兼業する場合が多い。2005年当時の構成員は、31名であった。

エビ網組合は、伊勢エビ漁に従事する漁業者の組合で、組合員は60代以上の高齢者がほとんどである。2005年当時の構成員は、34名であった。

面スイ組合は、簡易潜水器を付け、面スイ漁法でテングサ採りをする海女たちが加入する組合である。2005年当時の構成員は、20名程であった。

総代会は、6つの部会の最高議決機関として位置づけられる。各部会から役員が選出され総代会が開かれる。総代会では、共同漁業権漁業の開始日と終了日の決定やシーズン中の「口



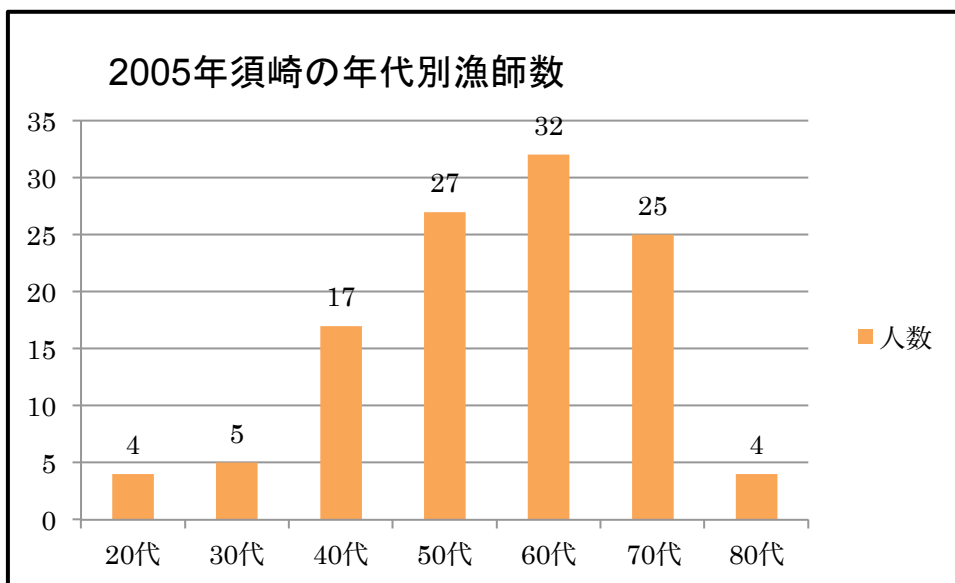
²⁾ 平成21年3月に伊豆半島内8漁協(稲取、下田、南伊豆、仁科、安良里、土肥、松崎、田子)が合併し、組合員数7,453名(内正組合員数2,506名)の「伊豆漁協」が発足する。旧下田市漁協を本所に構え、他の旧漁協はそれぞれ支所となっている。そのため、旧須崎支部は、その下部組織として位置づけられている。同組合の地方卸売市場下田市魚市場は、きんめだいの産地として全国1位の水揚げを誇り、年間30億円規模となっている。本稿ではフィールドワーク(2000-2008年)当時の名称のままとする。

止まり」を漁業者に指示するなど、漁業協同組合組織と各部会との調整を図る役回りの仕事が多い。

4. 高齢化する須崎の漁師

2005年当時、下田市漁業協同組合・須崎支部の船主会に所属する漁師は、114名であった。船主会に所属する漁師の年代別数を調べたのがグラフ2-3「2005年須崎の年代別漁師数」である。

[グラフ2-3]



船主会の会員は、全員が男性漁師である。会員数は、漁撈活動を行なう現役漁師の実数として捉えることができる。年代別に漁師の数をみると、20代から80代まで、幅広い世代にわたっている。しかし、青年部に属する若手漁業者は、24%足らずの26名である。一方、須崎地区の漁師の76%は、50歳以上である。全体の53%、61名が60歳以上の高齢者である。須崎の漁師の高齢化は、著しいことがわかる。

5. 須崎のテングサ海女

現在、須崎のテングサ漁に従事する海女は、60～70人いると言われる。しかし、正確な海女の稼働人数を漁協は把握できていない。船を使わずに樽カツギ漁法でテングサ漁や貝漁を行なう海女の人数の把握は、困難だからである。樽カツギを行なう海女は60代～80代である。

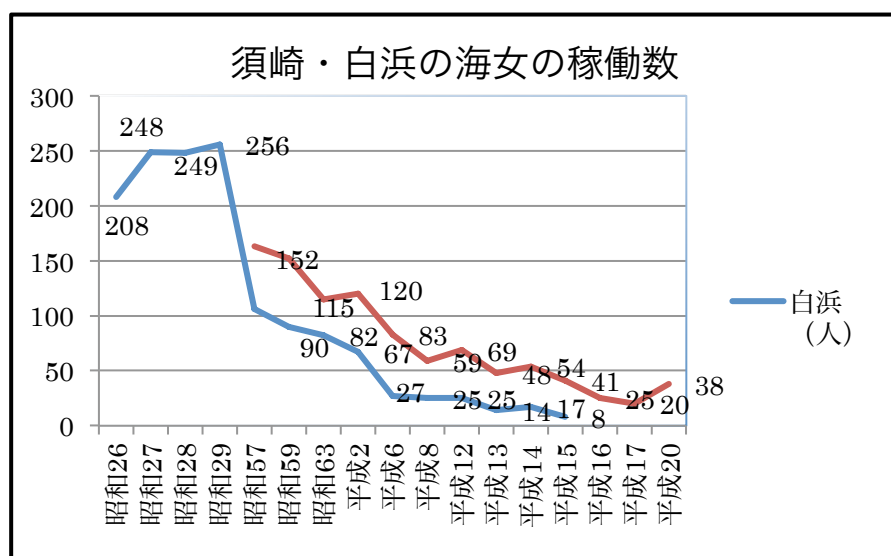
一方、船と簡易潜水器を使ってテングサ漁や貝漁を行なう「専業海女」と呼ばれる面スイ海女と船カツギ海女については、漁協は、船の登録数で人数を把握する。平成20年(2008)のテングサ漁を行なう面スイ海女と船カツギ海女は、合計38名であった。年代は70代以上の高齢女性である。

グラフ(2-4)は、隣村・白浜地区と須崎地区の時代的変遷を調べたものである。

白浜地区は、明治初期より昭和30年代まで、伊豆半島内の40数箇所³⁾で行なわれたテングサ漁の最大生産地であった。その生産量は、最盛期には全国の40%⁴⁾を誇った。

白浜地区の海女数は、昭和29年は、256名であったが、昭和57年には106名に減少、平成15年には8名と、テングサ漁を行なう海女をほとんど見かけなくなった。一方、須崎地区は、昭和57年以前は、未調査であるが、昭和57年は、152名と白浜より海女数は多い。しかし、須崎の海女も平成に入り、高齢化に伴い減少していく。平成8年には、83名と半減、平成17年には、20名までに減少した。

[グラフ2-4]



6.海士がいた須崎

須崎に海士の姿が多くなったのは、2003年以降からである。海女の高齢化が進み、テングサ漁に従事する海女が急激に減った頃である。後継海女の代わりに登場したのが海士であった。

下田市漁業協同組合の調査によると、2011年には、海士は35名を数える。なかには、サラリーマンから転職した人もいる。その多くは、漁業や遊漁船業との兼業者である。年代は、30代～50代である。

遊漁船業と兼業の海士の多くは、ダビング漁法で効率の良い、貝漁を行なう。テングサ漁を行なう海士は、樽カツギ漁法や船カツギ漁法を行なう。しかし、面スイ漁法を行なう海士はまだいない。

³⁾ 昭和9年3月の瀬川の調査によると、全国にいる海女10,123人のうち、静岡県海女は1,110人で三重、福井、和歌山に次ぐ海女の多い地域であった。

⁴⁾ 伊豆半島の天草漁の歴史と採取形態、生産量などについては、『白浜村心太草採取ノ顛末概要』、『白浜村沿革誌』、『天草の沿革』、『伊豆地方に於ける石花菜漁業に就いて』、『静岡県郷土研究15』、『1920-1975『静岡県水産誌』』に詳しい。

須崎で海士が潜水漁を行なうのは、近年に始った傾向ではない。明治24年(1892)版『静岡縣水産誌』には、「漁業者は少数ナリト老幼ノ漁業ニ従事スルモノ之ニ倍ス又他ニ採藻者百八十二人アリ」[静岡縣 1984: 89]と、採藻者（テングサ漁か）が182名従事する記載がある。採藻者が女性か男性かは、「石花菜、栄螺ハ夏期ニ採取スル多く之ニ従事スルモノハ採藻者及び婦女子ニアリ」と、採藻者と婦女子が並記されていることから、採藻者は男性（海士）のことである。須崎では、明治中期のテングサ漁は、海士を中心に行なっていたと想像できる。

しかし、大正8年(1920)の『漁村調査報告（豆州の部）』[静岡県水産試験場:1-105]には、当時の須崎の行政区・加茂郡濱崎村に390名の女性漁業従事者がいたことが記されている。すなわち、明治中期以後の30年間で藻を採る職務役割が海士から海女へと、変化したことになる。

7. 漁民の年代と漁撈活動

須崎の漁業者が行なう漁撈活動を業種別、漁法別、年代別に一覧にした（表 2-2）。

漁師の分類

採漁業を行なう漁師は、その対象魚と漁法によって、次の5種類に分けられる。

- ① 遊漁船業に従事しながら、一本釣り漁法や採藻・採貝業を行なう漁師。約30名
- ② 「底モノ」と呼ぶ海底300～400mの根（岩礁）に生息するキンメダイを立縄一本釣漁法で獲る漁師。約30名
- ③ 「ウワモノ」と呼ぶ表層回遊魚のカツオやブリを曳縄釣漁法や浮延縄釣漁法で獲る漁師。約30名
- ④ 一本釣漁法を行なう漁師。約60名(ただし、遊漁船業や採藻・採貝業と兼業の30数名含む)
- ⑤ エビ刺網漁を行なう漁師。約30名

次に5分類それぞれの従事者年代と、使用する船の大きさをみてみよう。

遊漁船業に従事するのは、20～50代である。一本釣漁業や潜水漁業と兼業することが多い。20代の若い漁業者は、漁家の跡取りが多い。遊漁船業は、大型船を操作し、釣り技法だけでなく、客とのコミュニケーション技能も求められる。また、漁船客の無い時は、ダイビング漁法で貝漁も行なう。50代の遊漁船業を行なう漁業者は、一本釣漁法でイサギ漁やイカ漁を行なう。

キンメダイの立縄一本釣漁法を行なうのは、30～50代の青壮年漁師である。大型船で沖合漁場へ早朝より出掛け、操業を終えて16時に帰港、キンメダイの出荷と翌日の漁の準備をする。体力的には、厳しい仕事である。

曳縄釣漁法や浮延縄釣漁法でカジキマグロやカツオ、ブリ漁を行なうのは、30～60代の漁師である。中型船を使い沖合で大きな回遊魚を相手にする。漁師として醍醐味が味わえる漁法である。

一本釣漁法を行なう漁師は、20～70代の漁師である。小型船でイサギ漁、アジ漁、カサゴ漁を行なう。若い漁師は、遊漁船業や潜水漁と兼業する。一方、65歳を過ぎた漁師の中には、曳縄釣漁法や浮延縄釣漁法を止めた後、小船に乗り換えて行なう漁師も多い。

一本釣漁法は、初心者も多い。船員を退職し須崎で船を建造した人、企業を早期退職して漁師を始めた人も一本釣漁法やエビの刺網漁法から始める。

表2-2. 2008年 須崎の年代別漁業従事者の内訳 (人数は重複)

須崎のエビ刺網漁法は、共同漁業権漁場内で行なう漁法である。漁師の最後の仕事として、伝統的に受け継がれてきた漁撈である。

業種	漁法名	使用船の大きさ	体力的負荷度	従事者	従事者年代	従事者数	兼業
採漁業	立縄一本釣漁法	大・中型	重	漁師	30-50代	約30	×
	曳縄釣漁法	中型	重	漁師	30-60代	約30	×
	浮延縄釣漁法						
	一本釣漁法	小・中型	軽	漁師	20-70代	約60	○
	刺網漁法	小型	軽	漁師・妻	50-80代	約30	○
採藻・採貝業	面スイ漁法	小型	中	海女・トマイ	60-70代	38	×
	船カツギ漁法	小型	重	海女・トマイ	50-70代		×
	ダイビング漁法	中型	軽	漁業者	20-30代	10	○
	樽カツギ漁法	使用せず	中	海士	30-50代	25	○
				海女	60-80代	60-70?	×
	オカ摘み漁法	使用せず	軽	海女・住民	30-80代	多数	△
	箱メガネ漁法	使用せず	軽	海女・住民	30-80代	多数	△
遊漁船業	大・中型	中	漁師	20-50代	約30	○	

高齢者がエビ刺網漁を行う理由は、次の通りである。

1. 小船で漁ができるため、高齢者でも船を動かしやすい。
2. 他の漁撈と比べ軽労働である。
3. 伝統漁法のため、漁師として長年培ってきた伝承知や経験知が役立つ。
4. 網の手入れ、網置き、エビの網外しなどが家族で分担できる。
網置きや網の手入れは夫婦で行ない、高齢の親戚衆が網外しを手伝う。
5. 小船一つでできるため、設備投資の費用が安価である。そのため、定年退職後に漁師を始める人が参入しやすい。

須崎の漁業は、分業化が顕著である。同一漁法を行な漁師は、30人ずつに分かれる。それは、競争を避けるための知恵とも言える。

漁師分類で記した①～⑤の分類は、年齢階梯順である。須崎の漁師の漁業分業は、漁師の年齢で行なわれている。つまり、漁師は年をとるに従い、使用する漁法、船、漁場、捕獲魚種を変えている。経験と年齢相応の仕事をした後、体力の衰えとともに、乗る船を小さくし、漁場も近くにして、労働の軽減を図っている。

海女と海士の分類

採藻・採貝業を行なう海女と海士は、その漁獲対象と漁法によって、次の4種類に分けられる。

- ①面スイ漁法によるテングサ漁と貝漁。船カツギ漁法の海女と合わせて38名いる。
- ②船カツギ漁法によるテングサ漁と貝漁。面スイ漁法の海女と合わせ38名いる。
- ③ダイビング漁法による貝漁。男・女の漁業者が約10名いる。
- ④樽カツギ漁法によるテングサ漁と貝漁。約60名～70名ほどいる（正確な人数は特定できない）。

4分類それぞれの従事者年代と使用する船の大きさをみてみよう。

面スイ漁法に従事するのは、60～70代の海女である。夫や息子に小船の操縦と、船上からの空気送風を頼み、面スイ漁法を40年近く続けている。しかし、高齢を理由に60代で樽カツギに変わる海女も多い。

船カツギ漁法に従事するのは、50～70代の海女である。一番若手の50代の海女は、40代から潜水漁を始めた数少ない若手の海女である。自呼吸のみで行なう潜水漁のため、体力的に一番負荷がかかる。高齢を理由に60代で樽カツギに変わる海女も多い。

ダイビング漁法に従事するのは、20～30代の若い男・女の漁業者である。男性は遊漁船業と兼業する者が多い。そのため、遊漁船の客がない時に貝漁のみを行なう。女性は、漁家に生まれた若い女性で、父親や兄弟と共に貝漁を行なう。自呼吸だけで潜水する必要がないため、レジャー感覚で楽しみながら漁ができると語る。

樽カツギ漁法に従事するのは、60～80代の海女と30～50代の海士である。樽ひとつを持ち、好きな時に一人で自由に潜水漁が行なえることから、自分の体力に合わせて樽カツギを行なう高齢海女が多い。

海女の後継とも言える海士は、一本釣漁法と兼業する。テングサ漁や貝漁のシーズン中は、樽カツギ漁法を行なう。

考察

須崎地区は高齢化率が30%の地区である。そのため、住民の3.3人に1人は65歳以上の高齢者である。須崎の高齢者の特長は、要介護者や要支援の認定を受ける高齢者が全体の12%と、全国平均の22.3%より、10ポイントも少なく、相対的に元気な高齢者が多いということである。

また、住民(1600人)の4人に1人は、漁協組合員である。しかし、漁協組合員の全てが漁業者かという点、漁協でも把握が困難である。日常的に漁業活動を行なう漁業者は、漁師が約150人（遊漁船を含む）海女と海士が約150人と、漁協では捉えている。

須崎の漁業者を年代別にみると、20代から80代まで、幅広い世代が漁業活動を行っている。しかし、50歳以下の若手漁業者は25%不足である。また、50%以上は60～80代の高齢者である。

高齢化は海女も同様である。海女のほとんどが60～80代の高齢者である。須崎の潜水漁の後継者として、2003年以降、海士が多く潜るようになった。海士の多くは、30～50代で、遊漁船業や採魚業との兼業である。

須崎の漁業の特徴は、漁業分業が顕著なことである。同一漁法を行なう漁師は、30人ずつに分かれる。また、年齢階梯に従って漁法、船、漁場、捕獲魚種を変えていくことも明らかとなった。漁師は、体力の衰えと共に、乗る船を小さくして、労働の軽減を図る。また、地域の伝統として、エビ刺網漁は高齢者の仕事として受け継がれている。

年齢により、行なう漁が地域で暗黙のうちに決まっていることは、地区内の漁業者同士の競争を避けるための慣習であろう。同時に、漁業資源を公平に得る為の住民同士の互惠行為の一つとも言える。

海女は、高齢を理由に60代で面スイ漁法を樽カツギ漁法に変えながら、80代以降も体力が続く限り漁を行なう。

第Ⅱ部 須崎の漁撈と水産加工

第3章 須崎の採魚業で用いる漁法

はじめに

漁撈には、漁獲対象となる水産動植物の種類と漁撈の方法により、採魚業、採藻業、採貝業、養殖業などに分類される[金田 2005]。本稿は、静岡県下田市須崎地区の漁民が行なう採魚業に焦点をあて、昭和20年代以降、須崎の漁師が採魚業で用いてきた漁法を論ずる。

人類は古くから道具（漁具）や獲り方を工夫して様々な魚を漁獲してきた。漁具を使わず素手で漁獲するものから、漁具に釣針や網、爆発物を使用するものまで多種多様である。そこで本稿では、下田市須崎地区で漁師が採魚業に用いてきた漁法について論ずる。

1. 須崎の採魚業の漁法と分類

須崎の採魚業で使用する漁法は、捕魚の際に使用する漁具の種類で、釣漁法、網漁法、モリ漁法に大分類される。釣漁法とは釣糸（縄）と釣針による漁法である。網漁法とは、網を用いた漁法である。銚漁法とは、漁具に銚(もり)を用いた漁法である。

須崎の釣漁法には、以下の4種類がある。

一本釣漁法：釣針と糸で釣り上げて獲る方法。

延縄釣漁法:釣針と縄などの漁具を海中に設置して、釣針でひっかけて獲る方法。

曳縄釣漁法:釣針と縄などの漁具を竿に付け、船で曳き廻して、釣針でひっかけて獲る方法。

立縄一本釣漁法（樽流し式立縄漁法）:釣針と縄などの漁具を海底に垂らして、釣針でひっかけて獲る方法。

須崎の網漁法には、以下の2種類がある。

固定式刺網漁法：網を設置して、刺し絡ませて獲る方法。

追っ払い漁法（追い込み網漁法）：網の中に追い込んで獲る方法。（終了した漁法）

須崎の銚漁法は、1種類である。

突きん棒漁法：「突きん棒」と呼ぶモリで、突き刺して獲る方法。（終了した漁法）

2. 釣漁法

釣漁法とは、主漁具（漁獲の効果を収める道具や装置）に釣針、擬餌針、釣糸、竿、ウキ（浮子）、オモリ（沈子）、餌を用いた漁法である。これにくわえて様々な副漁具が使われる。

釣針 釣針は、弾性があって折れず、海水でも錆びにくい素材を使用する。通常、鋼線を焼き入れ、錫や亜鉛のメッキを施したものが使われる。魚種により使用する釣針の太さや形状が異なる。



写真1.左「バケ」と呼ぶ 擬餌針



写真2.(右)アジの一本釣用釣針

擬餌針は、餌の代わりに人工の細工を施した釣針である。擬餌針は、釣る魚種により、形状、素材、呼称も異なる。魚は動くものに反応するため、釣針の代わりに動く擬餌針を使うことが多い。アジ、イカ、ブリ、イワシなど、一本釣漁法や曳縄釣漁法で魚を釣る際、ほとんどの魚種で擬餌針が使われる。擬餌針は、漁師が丹精込めて手作りする。擬餌針の条件は、海中で底光りし、小さく回転することである(図1)。

釣糸 釣糸は、無色透明で魚の目に触れにくく、細く丈夫で、水切れが良いものを使う。素材は、大麻、綿糸、絹糸、テグスなどが使用されてきたが、現在はナイロンモノフィラメン糸とポリエチレンモノフィラメン糸に代わった。魚種により、糸の太さは異なる。また、釣糸を釣針に結ぶ結び方も魚種の大きさや重さ、動きによって異なる。

竿 竿は、4.5m～6m で手元から先端に向かって少しずつ細くなる構造である。餌釣竿は、手元の部分が直径40～45mm、先端の部分は15～25mm と細くなる。先端部より釣り糸が伸び、魚が掛かると強く引っ張られるため、素材は竹から柔軟性と強度を持つグラスファイバー(ガラス繊維強化プラスチック)やカーボン(炭素繊維強化プラスチック)に代わった。

ウキ(浮子) ウキ(浮子)は、釣針を適当な深度に保ち、魚の喰いを知らせるもので、目的に応じ、形や浮力を変えて用いる。

オモリ(沈子) オモリ(沈子)は、釣針の沈下を早め、潮に流されるのを防ぐ。また、釣糸を張らせることで、魚の喰いを敏感に伝え、餌の位置を安定させる役割をする。

餌 餌は、魚類を集める手段として用いられる。釣針に装餌されたものを釣餌、餌をまきちらして魚群を誘い集めるものを撒餌という。餌は、魚、エビ、カニ、イカ、ゴカイなどを使う。魚は餌の存在を確認してから口の中に入れて呑込む。そのため、餌の選択には、魚の視覚、嗅覚、味覚などの要素が考慮される。

2.1 一本釣漁法

漁獲技法

一本釣漁法とは、小型船(1～2トン)に一人の漁師が乗り、漁師が一本の釣糸を操作しながら針で獲物を釣りあげる漁法である。

一本釣漁法は、海中の表層から中層まで様々な海域に棲む魚種を対象にする漁法である。須崎では一本釣漁法でスルメイカ、カサゴ、アジ、イサギなどを釣る。スルメイカの場合、水深180m程の中層域に糸を降ろす。一方、カサゴは表層3m以内、イサギは2mぐらいのところで釣る。

一本釣漁法には、①竿を使用する方法、②直接、素手で糸を操作しながら釣る方法、③巻取り器を使用する方法がある。

一本釣漁法は、各地の遺跡から動物の骨で作られた釣針の遺物が見つかることから、須崎の採魚漁法の中でも最も古い漁法と推定される。須崎では、明治24年当時、一本釣漁法でマグロ、カツオ、イカ、カサゴ、ブリ、タイ漁が行われていた記録が残る[静岡県 1984: 89]。

漁具

一本釣漁法の主漁具は、捕獲魚種によって異なるが、釣針（又は擬餌針）、釣糸、釣竿（又は巻取り器）、ウキ、オモリ、擬餌針（又は餌）が使われる。副漁具としては、集魚灯や漁獲物を取り込むタモがある。

イカ釣り漁の場合

イカ釣漁で使用される漁具は、擬餌針、釣糸、巻き取り器、集魚灯である。

擬餌針は、「イカ角」と呼ぶ全長80～84mmの紡錘形をしたプラスチック製で、先端に太さ1mm、長さ10mmの上針が16本、その下に同じ大きさの下針が16本傘状に付く。

糸は、幹糸が80号のナイロン製で約100m。先に擬餌針を付ける釣糸として、18～60号のナイロン糸が約80m使用される。

須崎のイカ釣漁は、1965年までは、竿による一本釣漁法であった。しかし、現在は「機械釣り」と呼ばれる巻き取り器を使用する一本釣漁法に変わった。巻取り器とは、竿の代わりに使用される漁業機械である。操業能率を高めるために併用され、「ドラム」とも呼ばれる。手動式と動力式がある。ドラムの回転によって、釣り糸の繰り出しと巻き上げを行なう。

集魚灯とは、光を使って魚を誘引する装置で、より効率的に漁獲するために使用される副漁具である。水上灯と水中灯がある。スルメイカなど、中層域にいる魚群を水面近くまで、浮上させる。

釣りは、80m程の釣糸に擬餌針を50cm間隔で30～40個程結び付け、先端に900gの紡錘形のオモリを付ける。釣糸の上端を幹糸に繋げると全長が200m近くなる。これを「ドラム」に巻き、海中に降ろす。常時、ドラムを右回し、左回しと動かしながら、糸を上げ下げすることで、イカが擬餌針を食うタイミングをねらう。イカが喰った感触が指先で確かめられたら、糸を巻き上げて、釣り上げる。

2.2 延縄釣漁法

漁獲技法

延縄釣漁法は、釣針のついた釣り糸を何本もつるした縄を海中に設置して、釣針で魚をひっかけて捕獲する漁法である。

延縄釣漁法には2種類ある。海中の表層を回遊する魚を獲るのが浮延縄釣漁法、海底にいる魚を獲るのが底延縄釣漁法である。須崎で行なわれているのは、浮延縄釣漁法である。

浮延縄釣漁法は、幹縄に枝縄を一定の間隔で付け、その先に釣針を付けて海中に浮かせ、回遊魚を釣針でひっかけ獲る漁法である。

浮延縄釣漁法は、船で早朝漁場に行き、ウキを取り付けた縄を水面近くに張る。潮の流れを横切り、船を微速にし、風に従って右舷あるいは、左舷で餌を付けながら縄を設置する。

縄待ちは2~3時間、その間、船で縄回りをする。マグロやカジキが喰いついた場合は、枝縄を引き寄せて、手鉤を口から差し込んで引き上げる。捕獲魚種が遊泳する海域層に餌を付けた釣針を浮遊させることで、表層を回遊するマグロやメカジキを獲る。

漁具を置く海中の深さは、表層を泳ぐメカジキを獲る時は、2m以内が良い。一方、本マグロやメバチマグロを獲る時は、10メートルと深くするのがコツである。

延縄釣漁法の歴史は古く、江戸時代に既に房総半島で行なわれていた伝統漁法である。昭和60年代以降、須崎では、突き棒漁法に代わり、浮延縄釣漁法でカジキやマグロを獲るようになった。

しかし、漁具の改良や漁獲技法の発達、船の技術的な進歩とともに、漁法は変化した。現在、カジキやマグロの漁場が沖合のため、延縄釣漁法には、中型船を使用する。従事者数は、鉢の数で変わる。5鉢ほどの小規模の延縄釣漁法の場合は、1~2人で行なう。

漁具

浮延縄釣漁法の漁具は、幹縄（糸）、枝縄、ワイヤー、釣針、餌、浮球、旗、点灯ブイ、手鉤である。

手鉤以外の漁具で構成した仕掛けを「鉢」と呼ぶ(図3-1)。漁は、漁場の条件に合わせ、鉢をいくつも繋げて行なう。長い浮延縄漁具の場合、全長が数十キロに及ぶこともある。

幹縄は、「鉢」を支える糸のことである。幹縄には、太さ5mm~6mmの細くて丈夫なクレモナナイロン縄を使う。1鉢の幹縄の長さは200~300mである。

(1)。

枝縄は、幹縄から枝分かれし、釣針を支える糸である。枝縄には、太さ4mm、長さ3mのナイロン紐を使う。50~60m間隔で幹縄に取り付けられる。数は自由である(4)。

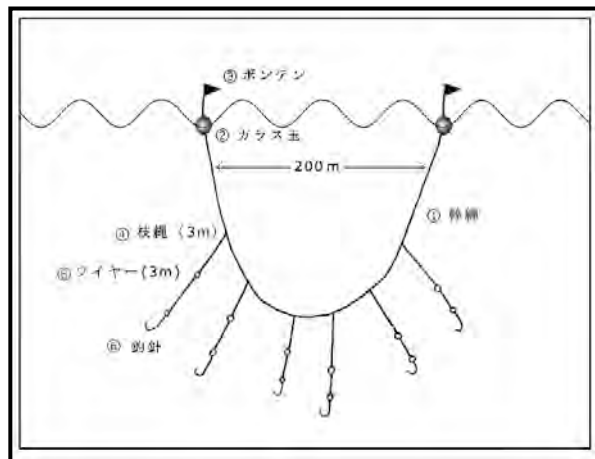
ワイヤーは、マグロのような大きい魚が直接かかる釣針の元を補強する細い鉄線のことであり、その先端に釣針をつける。ワイヤーは、3mの長さの鋼鉄製で上部を枝縄と結ぶ(5)。

釣針は、マグロ針の26号~28号を使う(6)。

餌は、細く切ったサンマやイカを使用する。

浮球は、鉢を浮かせるために、幹縄の両端に付けるウキである。直径18~24cmのガラス製で、浮球と浮球の間は、約200mである(2)。

図3-1.浮延縄釣漁法・概念図



旗は、「ボンデン」も呼ばれ、浮球の上につける目印である。また、浮球のそばに点灯ブイも付ける(3)。

手鉤とは、漁獲物を引き寄せる時に用いる副漁具である。

2.3 曳縄釣漁法

漁獲技法

曳縄釣漁法とは、船の左右にはりだした竿に、釣針付きの釣糸(曳縄)を数本張り付け、中型船で曳き廻して、釣針でひっかけて釣る漁法である。曳縄とは、釣糸のことである。直径2mmのナイロン縄を使用する。曳縄1本の長さは、全長約100mある。曳縄魚法は、海中の表・中層域を回遊するメジマグロ、カジキ、ブリなど、遊泳力のある大型魚を捕獲するために用いられる漁法である。

曳縄釣漁法の歴史は、大正末期に遡る。大正末期から昭和初年にかけて、櫓漕ぎ船が中心であった須崎に、小型の焼玉エンジン(石油発動機)を備えた漁船が4~5隻導入された。そして、夏季に黒マグロの曳縄釣漁法が行なわれていた。その後、1950年代後半からジーゼルエンジンの普及により、ブリやカツオの曳縄釣漁法が盛んに行なわれるようになった[尾留川 1978: 202-203]。突きん棒漁法が衰退後は、曳縄釣漁法でブリ、カジキ漁も行なうようになった。

図3-2. 曳縄釣漁法・概念図

曳縄釣漁法では、まず船の両舷に竿を2本取り付ける。竿と水面との角度は、35度~45度位である。

曳縄は、1本の竿に1~3本付ける(図3-2)が、数は漁師によって異なる。両側に3本ずつの計6本の曳縄を使うのが一般的である。

竿から伸ばした曳縄の70mの位置に潜航板をつける(図3-2)。曳縄を潜航板から36mの長さに伸ばし、擬餌針をつける。魚が喰いつくと、潜航板が水面上に浮き上がる。

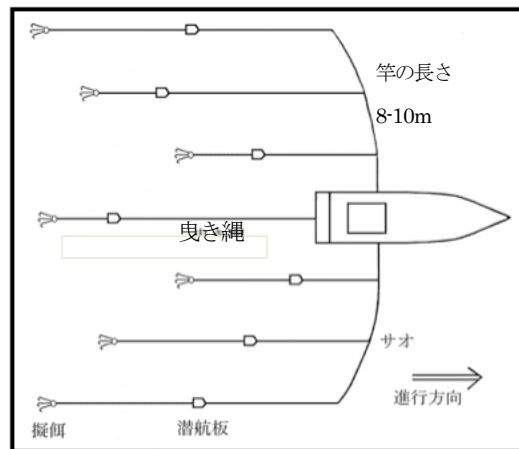
ヒコーキを潜航板の代わりにつける場合もある。その時は6本の曳縄の2本に付け、ヒコーキの後に3~4本の擬餌針を付ける。

船を走航させる際、漁師は魚群に擬餌針を合わせるために、何回も曳縄を曳きながら船をジグザクに動かす。擬餌針を魚が遊泳する海域層に合わせて曳くことで、マグロ、カツオ、カジキ、ブリなどの大型魚が擬餌を小魚と間違えて喰いつく。魚が喰いついた後も船のスピードを下げずに、できるだけ長時間、曳縄を引く。魚が掛かったら、漁師は掛かった竿を船に取り入れ、手鉤やタモで魚を捕獲する。

漁師は、曳縄を曳く際、次のことを行なう。

海に出るとまず、潮目と風向きを見る。須崎沿岸では、北東の風が良いとされる。カジキは「マシオ」(西から東に流れる潮)に向かって泳いだり、波に乗るように泳ぐ習性がある。

次に空を眺め、漁師は「鳥ナブラ」と呼ぶ鳥の群れを見つける。鳥の動きを観察し、鳥の群れが滑降を始める場所を探す。そこには、必ず魚群がいると言われる。その場所を須崎の漁師



は「センバ」と呼ぶ。センバは、風と波がぶつかる場所やニッチョ（東から西に流れる潮）とマシオがぶつかり合う場所でもある。

曳縄釣漁法で使う擬餌針は、漁師の経験と技の結集ともいえる漁具で、形、素材、製法について漁師は、他者には明かさない。

船は、長時間、曳き廻すため、曳縄釣漁法には、中型船が使用される。

曳縄釣漁法は、漁師が1人で行なう。

漁具

曳縄釣漁法に使用する漁具は、竿、曳縄（釣糸）、擬餌針、潜航板、ヒコーキ、手鉤、タモである。

竿は、船の両舷に真横に1本ずつ付ける。長さは、8～10m。素材は、グラスファイバー製である。

釣糸である曳縄には、直径2mmのナイロン縄を使用する。曳縄1本の長さは、全長約100mある。



擬餌針は、捕獲魚種によって異なる。ブリの擬餌針は、地元漁師が「イヤイヤ」と呼ぶもので、水牛の角で作る。水牛の角を湯で温めながら曲げ、氷で冷やして固める。曲げ方の微妙な角度で水中での回転の仕方が異なる。「イヤイヤ」は、水が魚の鰓を通る際に出るような音を出す。また、水中で銀色に光ながら人間がイヤイヤをするように左右に動く。その光を見てブリが近づく。

写真3.ヒコーキ(左) 写真4.潜航板(右)

潜航板(写真4)は、魚が遊泳する海の中層域に擬餌針を沈め、魚に似せた動きを付ける漁具である。曳縄釣漁法に使われる。

ヒコーキ(写真3)は、表層を泳ぐ魚を捕える時に使う。ヒコーキは、水面上を飛び跳ね、擬餌針に複雑な動きを付けるだけでなく、魚を誘導する役目も担う。

手鉤は、擬餌針に魚がかかった時、捕獲するために魚を引き寄せる副漁具である。

タモは、捕獲した魚を船上に引き上げる副漁具である。

2.4 立縄一本釣漁法（樽流し式立縄漁法）

漁獲技法

立縄一本釣漁法は、「立縄」と呼ぶ釣糸の一端を浮子（須崎の場合は樽）で海面上に保持し、もう一端を深さ300m～600mの海中に垂らし、餌をつけた釣針で魚を釣る漁法である。釣針の数は、50本でその内の40本に餌をつける。立縄一本釣漁法は、底層に棲む深海魚を対象に捕獲する漁法である。

立縄一本釣漁法は、釣漁法の中でも比較的新しい漁法である。須崎では、昭和40年代頃からキンメダイ漁に用いられている。深海に棲むキンメダイが群れて遊泳する生態を利用し、それまで、海底に設置していた延縄を縦に垂直に立つように改良した漁法である。

立縄一本釣漁法の船は、沖合の漁場まで出かけ、電子装備機器を必要とするため、中型船や大型船が使用される。

キンメダイの立縄一本釣漁法は、1人でも出来る漁法である。しかし、幹縄の使用数が一人2本と決められているため、1隻の船に2~3人の漁業者が乗り込んで漁をするケースが多い。

漁師は、漁場に到着すると、魚群探知機で海底の形状と魚群の有無を確認し、好条件の場所を選んで操業する。立縄を投入する位置決めが、漁の成果を握る。漁場の位置や潮の流れの把握は、船にGPSを搭載することで容易になった。また、魚群探知機の導入で底層に棲むキンメダイの群れを見つけやすくなり、立縄を投入する位置決め精度が向上した。

漁師が立縄を海中に入れ込むことを「投なわ」、引き上げることを「揚なわ」と呼ぶ。投なわを魚群の真上で行なうと、最も成果が上がる。そのためには、投なわのタイミングが重要になる。

漁師は、毎秒変わる潮の向きを見ながら、投なわを始める位置、立縄が沈み込んで群れにぶつかる位置、揚なわを行なう位置を即座に計算し、投なわを行なう。潮が速い時は船尾から行い、弱い時は船首側から行なう。

投なわの前に水深に合わせて幹縄の長さを定め、釣針に餌を付け、樽の回りに順序よく並べておく。投なわは、樽とおもりを持って、おもりを海面に落とすと同時に、樽も落とす。漁具はおもりの重みで落下していく。

投なわからおよそ15~30分、魚がかかった手応えを感じた後、揚げなわ機を使って揚なわを行なう。一回の操業は1時間前後である。一日に6~7回、魚群を探しながら船を移動させて作業を行なう。

立縄一本釣漁法では、最新の電子機器を漁に使う。それまで漁師は、魚場の位置確認を「山あて」技法で行なっていた。位置は、船の後方にある二つの前後する山の位置関係で特定する。沖へと流れる潮の時は、後方の山だけではなく、横にある山の位置も確認する。しかし、GPSの導入で、それまで漁師が伝統的に使ってきた山あての技術も重要な漁業技法ではなくなった。

漁具

立縄一本釣漁法の漁具は、幹縄、枝縄、釣針、おもり、樽、餌に加えて、揚げ縄機、魚群探知機、GPS (Global Positioning System)¹⁾という近代機器をつかう。

立縄とは、釣糸のことで、一本の幹縄に枝縄が付く構造である。

幹縄には、スーパーテトロン30~50号の糸を使う。長さは500m~1000mである。幹縄の先端には、海中で幹縄が垂直に立つよう、下錘と呼ぶおもりを付ける。

枝縄は、クレモナ4号糸を使う。長さは、50cm~70cmである。幹縄に70cm~100cmの間隔で50本つける。先には、釣針を付ける。

¹⁾ アメリカ合衆国が軍用に打ち上げた約30個のGPS衛星のうち、上空にある数個の衛星からの信号をGPS受信機で受け取り、受信者が自身の現在位置を知るシステム。

出典 <http://ja.wikipedia.org/wiki/グローバル・ポジショニング・システム#E6.A6.82.E8.A6.81>

釣針は、亜鉛メッキを施した鉄製でキンメダイ 24号を使う。

オモリは鉄製で、下錘の重さは 850g～1300g である。また、150g～200g 中錘を幹繩の所々に付け、オモリの総量を 2kg 前後にする(図 3-3)。

樽は、ウキの役割をするものである。直径 50cm、深さ 28cm の樽の中心に立繩を取り付け、海面に浮かせ、立繩を海中に垂直に維持する (写真 5)。

餌は、冷凍イカやサンマを使用する。イカは幅 8mm、長さ 13cm 程の短冊状に切り、50本の針の内の 40 本につける。

揚げ縄機とは、魚のかかった立繩を船上に上げる漁業機械で、副漁具である (写真 6)。

魚群探知機とは、超音波の特性や原理を利用して、魚の群れを探り、水中や水底の状態を測定分析する漁業機械で、副漁具である。

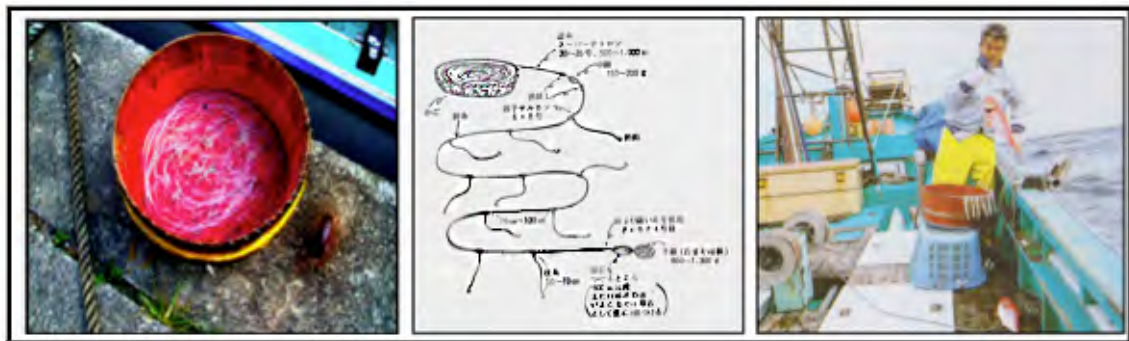


写真 5.(左)樽に入れられた立繩

図 3-3(中)立繩の概念図

写真 6.(右)手前左が「揚げ縄機」

出典：下田市金目鯛公式ガイドブック

GPS とは、全地球測位システムと呼ばれ、近年、漁業機械として、装備する漁船も多い。目的地までのナビゲーションや自船の位置測定、航跡の表示記録等を行う。

3. 網漁法

網漁法とは、主漁具に網を用いた漁法である。網漁法で使用される網は、曳き網、まき網、敷網、棒受網、刺網、流し網、定置網と、種類もその漁獲技法も大変多い。

3.1 固定式刺網漁法

図 3-4. 須崎地区のエビ刺網クジ場図

漁獲技法

須崎で現在行なわれている網漁法は、網を錨等で固定し、網目に捕獲魚を絡め獲る固定式刺網漁法である。須崎では、固定式刺網漁法がイセエビ漁に用いられる。

須崎のイセエビの固定式刺網漁法の歴史は古く、明治 24 年に遡る。えび刺網 56 反 (1 反は約 10m) と、網の長さが記されている[静岡



縣 1984:89]。また、大正9年(1920)の静岡県水産試験場『漁村調査報告書』には、えび刺網の従事者が漁業者全体の69%に昇ることが記されている。

イセエビの固定式刺網漁法とは、エビの群れが移動する海中に目印のウキ(浮子)をつけた網を張り、一晩置いて翌朝に引き上げ、イセエビを獲る方法である。

イセエビの固定式刺網を海中に置く場所は、深さがおよそ30m前後の所で、陸に向かって垂直に置く。網は、水中で少したるみを持たせながら垂直に立つように設置する。そのため、漁師は網を編む時、網目の大きさ、浮子の数、沈子の数のバランスを取りながら工夫する。

須崎のエビ刺網は、あらかじめ網を置く場所が決められている。「クジ場」と呼ぶクジ引きで決められる場所(詳細は7章)と「自由漁場」である。

「クジ場」(図3-4)に網を置く、漁業者を例に漁法を説明する。

網置き人は、午後3時10分頃、船に乗り込む(写真9)。船は、堤防の外側、須崎港と外洋の境界あたりでエンジンを止める。あたりには、クジ場①と②に網を置く船が30隻程、集まる。

午後3時30分、判定船が赤旗を振り下ろすのを合図に船が一斉にクジ場をめがけ、われ先にと、走りだす。クジ場①の1番から11番の旗が立つ位置に1番の船から順にショボク。「ショボク」とは、地元の漁師言葉で「網を置く」意味である。

網置きは、船を操縦する人とショボク人の通常2名で行なう。夫婦で行なうことが多い。ショボキ方は、丁寧に畳んだ長さ30mの網を3枚、続けて海中に入れてゆく。網はピンと張らないよう海底の地形に添わせ、船の輻の方、後ろへ、後ろへとショボクのがコツである。左右に大揺れする船上から上半身を乗り出してショボク。その間、およそ10分、網が海底に上手く収まるように漁師は、0.5トンの小船を左へ右へと器用に操る。

翌朝5時、漁師と妻は、船で網を回収に向かう。30分後、回収が終わり、小白浜の浜辺に設置された大人の腰丈程の高さの杭に網は架けられる。その後、高齢者が浜に集まり、網からイセエビを外す(写真7)。イセエビは網に絡まっているため、作業には、小1時間かかる。船を操縦する夫は、船の手入れを行なうため、エビを網から外すのは、手伝いの親戚衆と妻である。

イセエビの固定式刺網漁法で使用する船は、狭いクジ場でも小回りが効く、1トン未満の小船に限定される。



写真7. 獲れたイセエビ



写真8. エビを刺網から外す高齢者



写真9. 刺網漁に使う小型船

漁具

固定式刺網漁法の漁具は、刺網(三枚網)、浮子網、ウキ(浮子)、沈子網、オモリ(沈子)、ボンデンである。

刺網は、一定の網地を連続させて1枚の帯状に仕立て、網の上辺にウキ（浮子）を下辺にオモリ（沈子）を付けた網に取り付け、水中で鉛直方向に広げた構造が基本となる(図3-5)。

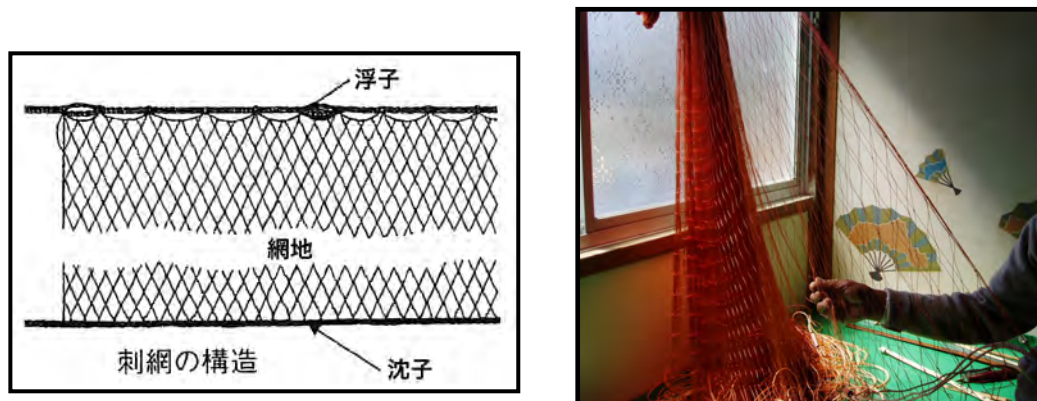


図3-5.(左)刺網の基本構造 出典[谷内2005:303]

写真10.(右)蛙又状の網目

須崎で使われる網は、1枚の網が幅135cm、長さ30mの袋状になった3枚網である。1回の漁に使用できる網は、1戸あたり3枚（世帯主が女性の場合は2枚）と限定されている。

3枚網とは、真ん中に小さい目合の網を十分にたるませて配し、それを挟んで両側に大きい目の網地をつけて3枚の網地で構成した網である。網はナイロン糸で編まれており、糸と糸が蛙又状に結節して編まれている（写真10）。

浮子網は、浮子をつけて海中に浮かせ、網を支える働きをする。ビニロン製である。

浮子は、浮子網の上辺に付けるプラスチック製の直径120mm程の浮子である。

沈子網は、網の下辺を沈子の働きで一定状態に海中で保たせる働きをする。ポリエチレン製である。

沈子は、網の下辺に付けるオモリで自然石である。

3.2 追い込み網漁法（追っ払い漁）

漁獲技法

須崎で「オッパライ漁」と呼ばれた漁法は、追い込み網漁法のことである。2艘の船が網を張る中に、回りの船から人が嚇し道具を使って魚を追い込み、獲る漁法である。現在、この漁法は行なわれていない。

伊豆地方の追い込み漁は、イルカ漁で使用する漁法として、近世江戸時代から行なわれていた[静岡県史1934]。須崎の追いこみ網漁の歴史は、大正時代までに遡る。

『豆州須崎村古文書』に残る大正時代の『漁業取調べ村控』には、ムロアジの漁獲法として、「追い込み漁」が記載されている。夜、電気の明かりに集まるアジの習性を利用し、「棒受（ボウケ）網」の中に追い込んでムロアジを獲っている。また、昼は石を投げて網の中に追い払っていた。

第2次大戦後、それまで須崎で行なわれていた棒受網漁、四艘張網、アジ・ムツ受網など、共同作業を伴う網漁の多くが減少する中[尾留川1978:49]、追いこみ網漁法は、唯一残る集団網

漁法であった。その後、昭和50年代までアジ、サンマ、イサギ等を追いこみ網漁法で獲っていた。

追い込み網漁法には、2隻の網船（小型船）と4隻以上の伝馬船（小型船）が使われていた。両側から網を張る船の他は、石を積載した。

従事者は、総勢30人程が集団で行なう集団漁であった。集団は、親戚衆で形成された。追い船から石を投げる役割は、女性、子供、高齢者が担った。

漁具

追い込み網漁法の漁具は、追い込み網、石である。

追い込み網は、先が袋状になった袋網で、通常、大網は、長さが50m。その両側に付く袖網は2枚網で高さ12m～16m、長さは200m近くあった[瀬戸内漁協沿革誌編集委員会1996:43-44]。しかし、須崎で使用されていた網の大きさは明らかではない。しかし、「巨網」との記載が『豆州須崎村古文書』にあるとの記述がある[須崎古文書研究会(編)2003:95]。

石は、追い込み道具として使われた。一艘に300kg程の石が積載された。伊豆の他地域では、竹や木が使われていたにもかかわらず、須崎で石が使われたのには、2つの理由が推測できる。一つは、須崎には竈用の白石や築城用の青石(伊豆石)の石切り場が多く、破碎された石が豊富であったこと。二つ目は、海底に投げ込まれた石が岩礁となり、テングサや貝、魚などの漁業資源の繁殖に好条件であったことである。しかし、昭和50年代には、白い板と金属の環の付いた縄を海中に投げたり、上げたりして追い込んだことが報告されている[尾留川1978:207]。

4. 銚漁法

銚漁法とは、主漁具に銚を用いる漁法である。銚は、投射刺突漁具の一種で、目的物を刺突いて漁獲するための漁具である。

4.1 突きん棒漁法

漁獲技法

須崎で「突きん棒漁」と呼ばれていた漁法は、刺突具に「突き棒」と呼ぶ銚を使用したことからその名が付いた。船上からカジキマグロやカツオを見つけ、銚を使って射止める漁法である。船上から目視で突き獲るため、突きん棒漁法で捕獲するのは、表層を遊泳するものに限られた。現在、この漁法は行なわれていない。



写真11 須崎の突きん棒漁で活躍した突きん棒船

突きん棒漁の始りには、諸説²⁾あるが、昭和初期から房州の漁民が下田を基地にして行っていた。須崎の漁民が始めたのは、昭和30年(1955)頃からである。

²⁾ 突きん棒漁の歴史

大分県から突きん棒を導入し、昭和42年(1967)には、電撃器が導入された。また最盛期の1970年代には、突きん棒漁を専業とする船が須崎に15隻あった。

しかし、昭和40年代後半、伊豆半島沿岸で他地域の船によるカジキの大目流し網漁や、大型巻網漁が始まり、カジキマグロが激減、突きん棒漁は大きな打撃を受けた。その後、昭和60年代初頭まで、須崎のカジキ漁は、突きん棒漁法と曳縄釣漁法が混在していた。

突きん棒漁法の特徴は、見張り役、突き手、船長の三者連携プレーで漁が行なわれる事である。突きん棒漁法に使用される船の前方、マストの高い位置には、魚影を発見するための見張り台があり、そこに見張り役が立つ。船の舳先には、突きん棒台が取り付けられ、突きん棒を手にした突き手が立ち、両足の甲をベルトで船に固定して獲物を突いた。

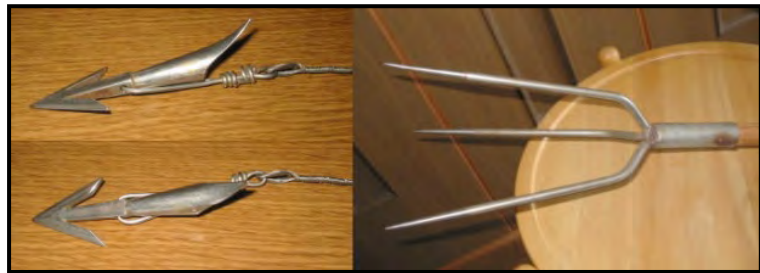


写真12.モリ(右)と先端につける「ミサキ」(左)

出典:『臼杵の突きん棒漁』

PH

漁は、次の手順で進められる。

見張り役は、水面を泳ぐヘリ(尾びれ)や赤身(魚影)を見つけると、船長に舵の取り方を指示する。船長は指示に従い、カジキの群れを追うように船を走らせる。突きん棒を投げるかどうかは、突き手の判断に任せられる。魚と7m以内に近づいた時、突き手は、カジキマグロの尾びれに狙いを定め、突きん棒を放つ。

ミサキが捕獲魚の体中に命中すると同時に、電流が流れる仕掛けになっている。漁師は、鉾を刺したまま魚を泳がせ、魚が疲れたところで綱をたぐり、手鉤で船上に引きあげる。

突きん棒漁法には、3~15トンの60~150馬力の船が使用された。突きん棒漁法の発展には、船の性能が大きく関係した。

従事者は、代々、漁業を生業にしてきた漁家の一族5~6人が集団となって漁を行った。

漁具

突きん棒漁法の漁具は、突きん棒、電撃器、手鉤である。

突きん棒の柄は、長さ5~5.5m、太さ4~5cmの樫の木製で、先には鉄製の三つ又が付く。

三つ又の先端には、「ミサキ」と呼ぶ鉾が付く。鉾は、鋼鉄製で長さ6~7.5cmの2つの翼状の羽が付く。羽の外側は鋭利な刃となっている(写真9)。

大分県の突きん棒漁は、明治初期にはじまる。帆と櫓で航行する突きん棒船で豊後水道あたりにカジキマグロが回遊してくる夏場だけ行われた。その後、船やモリの改良が進み、漁場が拡大、明治17年頃になると、佐賀、臼杵、韓国沖にまで出漁するようになった。大正時代に漁船の動力化が進み、突きん棒漁はいっそう盛んになる。漁場も韓国、台湾、壱岐、対馬、五島、紀伊、勝浦、伊豆、三陸へと広がった。昭和になるとマグロ延縄漁と並び、突きん棒漁は遠洋漁業の中心となった。戦争中、一時衰退した突きん棒漁も戦後、船を建造したことで増えていった。しかし、韓国が操業規制(李承晩ライン)を設定、韓国沖に出漁できなくなったため、周年操業が困難になり、突きん棒船は減少した。昭和30年代になり突きん棒漁は再び盛況となったが昭和40年代から平成に入り減少、現在、周年操業を行っているのは臼杵の突きん棒漁師だけとなった。出典:『臼杵の突きん棒漁』

三つ又には、船と結ぶ直径5mm、長さ300mの銚網が付く。また、導線で電撃器と結ばれている。

電撃器は、銚が命中したとき、ミサキに200Vの電流を流すための機器である。

考察

漁法の特徴

須崎漁民がおこなってきた漁法には、釣針をつかう釣漁法、網をつかう網漁法、突きん棒とよばれるモリ漁法の3種類があることを明らかにした。

以上の分析によって整理した漁法を比較する(表3-1)。

3漁法それぞれに特有な漁具に同じ記号を付与した。

釣漁法にしたがう4漁法(一本釣漁法、延縄釣漁法、曳縄釣漁法、立縄一本釣漁法)に共通なのは、釣針と釣糸である(□印)。

網漁法にしたがう2漁法(固定式刺網漁法、追い込み網漁法)に共通なのは、網である(□印)。

モリ漁法にしたがう突きん棒漁法に特有なのは、モリである(□印)。

近代漁具にも同じ記号を付与した。

近代漁具には、2種類ある。省力化や効率化を図るための器具(△印)(点灯ブイ、揚げ縄機、巻き取り器、電撃器、集魚灯)と電子機器(▲印)(GPS、魚群探知機)である。

省力化器具は、釣漁法のうち3漁法(一本釣漁法、延縄釣漁法、立縄一本釣漁法)と突きん棒漁法で使われた(△印)。

電子機器が使われるのは、立縄一本釣漁法だけである(▲印)。

曳縄釣漁法と網漁法の2漁法(固定式刺網漁法、追い込み網漁法)は、近代漁具は全く使わない。

釣漁法の4漁法のうち、釣針に餌をつけるのは3漁法(一本釣漁法、延縄釣漁法、立縄一本釣漁法)である。

一本釣漁法の一部の魚種と曳縄釣漁法は、餌の代わりに擬餌針を使う(◇印)。

ウキとオモリは、釣漁法のうち3漁法(一本釣漁法、延縄釣漁法、立縄一本釣漁法)で使われる。また固定式刺網漁法でも使う。

集魚具の手鉤やタモは、釣漁法のうち3漁法(一本釣漁法、延縄釣漁法、曳縄釣漁法)、モリ漁法で使うが網漁法では使わない。網が集魚具の役目を果たすからである。

船は釣漁法、網漁法、モリ漁法の全てで使う。そのうち小型船が使われるのは、一本釣漁法、固定式刺網漁法、追い込み網漁法である(●印)。この3漁法は、須崎では古くからの漁法である。

中型船を使うのは、延縄釣漁法、曳縄釣漁法、突きん棒漁法である(○印)。この3つの漁法は、性能の良い船が求められる漁法である。そのため、船の性能の向上とともに発達した。

大型船を使うのは、立縄一本釣漁法である(◎印)。電子機器を搭載した沖合漁に適した船を使用する。

多様な釣漁法

釣漁法には4種類ある。それは、伝統的漁法（一本釣漁法、延縄釣漁法）と近代的漁法（曳縄釣漁法、立縄一本釣漁法）にわけられる。

一本釣漁法は、最も古い漁法である。主漁具の構成も単純で1人で小型船を操作して漁ができる。釣漁法の中で小型船をつかう唯一の漁法である。

しかし、竿、糸、釣針などの漁具は、技術改良をほどこされ、使用する漁具も竿、素手、巻取り器と数多い(10種類)。その選択は、魚種や技法によって餌針と擬餌針を使い分けるなど、漁師の選択肢の幅が広い。

延縄釣漁法も伝統的な漁法であり、江戸時代には、すでにおこなわれていた。その特徴は、「鉢」の設置が大掛かりであるため、使用する漁具の数が8種類と多いことである。「鉢」を設置する漁場が沖合のため、中型船も必要である。しかし、中型船は「鉢」の設置に必要であった、直接漁獲にかかわらない。漁労従事者数も1~2人の少人数にすぎない。

曳縄釣漁法も、漁は一人で出来る。長時間、釣針のついた曳縄を曳き廻すため、エンジン性能のよい中型船が必要であり、船を直接漁獲に用いる。延縄のように魚が回遊してきて、釣針の餌に食いつくのを待つ漁法と違い、船を使って魚を追いかけ獲る漁法である。釣針には餌をつけず、擬餌針を使用する。

近代的漁法は、立縄一本釣漁法である。立縄一本釣漁法の主漁具を比較すると、一本釣漁法とほとんど変わらない。しかし、沖合漁場で漁をおこなうため、大型の船を利用し、揚げ縄機、GPS、魚群探知機など、最新鋭の電子機器も使用する。従事者数も、2~3人と須崎で行なわれる他の漁法よりも多い。しかし、1人でもできる漁法であり、伝統漁法である底延縄釣漁法を改良して新たに生み出された漁法である。

網漁法2形式

須崎で行なわれてきた網漁法のうち、現在も行なわれているのは、イセエビの固定式刺網漁法である。この漁法は、須崎で明治時代より行なわれていた伝統漁法である。主漁具の数も少なく、簡単な構造である。イセエビの固定式刺網漁法は、網が小型な上、漁場も磯のため、小船一つで、2人でできる。

追い込み網漁法は、現在、須崎では行なわれていない。追い込み網漁法の主漁具は、網と石である。しかし、追い込み網漁法は従事者が30人、船が6~7隻も必要な集団漁であった。

モリ漁法

突きん棒漁法も現在、須崎では行なわれていない。突きん棒漁法の主漁具は、突きん棒という伝統漁具の鉤だけである。しかし、突きん棒漁法は、船の舳先から漁をおこなうため、優れた中型船が必要で、熟練漁師が5~6人必要であった。突きん棒の先にも電気を流し、そのための電撃器も必要であった。現在ではすたれてしまったが、近代的漁法と伝統漁法が混在する漁法の一つである。

突きん棒漁法の衰退は、その後の大目流し網漁や大型巻網漁でカジキマグロやカツオを一網打尽に獲り尽くす漁法の発達で、漁獲効率の面で太刀打ちできなかったことによる。

漁法の多様性

漁法の多様性の理由には、1)多様な魚の生態、多様な環境、2)漁獲方法の近代化、3)船の性能の向上、が上げられる。

1)魚の生態が解明されたことで新しい漁法が生まれた。立縄一本釣漁法は、深海に棲むキンメダイが群れで遊泳する生態を利用し、延縄を縦に垂直に立つように改良した漁法である。

2)漁獲方法の近代化は、一本釣漁法から竿をなくし、巻き取り器や揚げ縄器を使う漁法を生んだ。GPS や魚群探知機などの電子機器の利用は、山あてなど、それまで漁師の経験知だけに頼っていた漁獲技法をより、データ化、普遍化させた。

3)船の性能の向上は、延縄釣漁法、曳縄釣漁法、突きん棒漁法を発達させた。その結果、漁場の拡大と漁獲量の増大を生むことになる。

表 3-1 須崎の採魚で使う漁法と漁具

須崎の採魚で使う漁法と漁具							
大分類漁法名	釣漁法				網漁法		モリ漁法
小分類漁法名	一本釣漁法	延縄釣漁法	曳縄釣漁法	立縄一本釣漁法	固定式刺網漁法	追い込み網漁法	突きん棒漁法
主漁具	釣針	□	□	□	□		
	糸(縄ともいう)	□	□	□	□		
	ワイヤー		●				
	竿	●		●			
	潜航板			●			
	ヒコーキ			●			
	擬餌針	◇		◇			
	餌(サンマ・イカ)	●	●		●		
	網					□	□
	網					●	
	浮き(樽含む)	●	●		●	●	
	オモリ	●			●	●	
	旗(ボンデン)		●			●	
	手鉤		●	●			●
タモ	●		●				
石						●	
突きん棒							□
近代漁具	点灯パイ		△				
	揚げ縄機				△		
	巻き取り器	△					
	電撃器						△
	集魚灯	△					
	GPS				▲		
魚群探知機				▲			
船	大			◎			
	中		○	○			○
小	●				●	●(6-7艘)	
漁法に必要な人数	1人	1~2人	1人	2~3人	2人	30人	5~6人
漁獲技法	糸と釣針で釣り上げる。竿を使用せず、素手や巻き取り器で漁獲する場合も多い	縄と釣針の漁具を海中に浮かせて設置し、回遊して来る魚を釣針でひっかける	縄と釣針を竿に付け、船で曳き廻し、魚が擬餌針に食いつくのを、釣針でひっかける	底延縄を垂直に改良した、新しい漁法である。群れで泳ぐ魚を縄と針でひっかける	網を海中に一晩、垂直に設置して、エビを刺し絡ませて獲る	網の中に魚を石で追いやって包み獲る	船上から魚を見つけ、突きん棒を投げて突きとる

注)3漁法それぞれに特有な漁具には□印、擬餌針には◇、近代漁具には省力化器具△印と電子機器▲印、中型船は○印、大型船は◎印を付与した。

第4章 須崎の採藻・採貝業で用いる漁法

はじめに

須崎の漁民が行なう漁撈活動に採藻・採貝業がある。本稿は、須崎に住む漁民が行なう採藻・採貝業に焦点をあて、そこで用いる漁法について論ずる。採藻業は、須崎地区の沿岸海域や磯でテングサ、ワカメ、ヒジキ、磯ノリなどの藻を採取する漁撈である。一方、採貝業は、同じ海域でアワビ、サザエ、トコブシ、シッタカなどの貝類やウニなどの棘皮動物を採取する漁撈である。

須崎地区は、全戸数640戸の内、400戸で共同漁業権行使権(7章参照)を持つ。そのため、採藻・採貝を行なうのは、海女や海士といった専門の従事者だけでなく、自家消費用に多くの住民が採藻・採貝を行なう。本稿では、昭和20年代以降、下田市須崎に住む人々が採藻・採貝に用いてきた漁法を論ずる。

1. 須崎の採藻・採貝業の漁法と分類

須崎の漁民が採藻・採貝業で用いる漁法は、漁に潜水技法を使用するか、否かで潜水漁法と非潜水漁法に分類される。潜水漁法とは、水中に潜り、採藻・採貝を行なう漁法である。一方、非潜水漁法とは、潜らずに採藻・採貝を行なう漁法である。

採藻・採貝は、藻や貝の生息場所で漁法が異なる。テングサ、ワカメは繁茂する場所が海底に固定されるため採藻に潜水漁法が用いられる。同じ固定生物でも岩ノリは、浅瀬の岩の上に、ヒジキは岩場の低潮線¹⁾付近に繁茂するため、非潜水漁法が用いられる。

一方、アワビなどの貝類や棘皮動物は、移動生物である。海底や浅瀬を移動しながら生息する。その採取には潜水漁法と非潜水漁法の両方が用いられる。

須崎の潜水漁法には、以下の4種類がある。

- 樽カツギ漁法
- 船カツギ漁法
- 面スイ漁法(簡易潜水漁法)
- ダイビング漁法

須崎の非潜水漁法には、以下の3種類がある。

- オカ摘み漁法
- 箱メガネ漁法
- 曳船採取漁法(ヒッカキ漁法) (終了した漁法)

¹⁾干潮の時、これ以上は海水が引かないと考えられる海面(最低水面)を基準とした線で、領海などを決定する際に使われる。

2.潜水漁法

潜水漁法には、潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水する漁法と、外部から空気を補給しながら潜水する漁法がある。

潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水する漁法には、樽カツギ漁法と船カツギ漁法がある。

外部から空気補給を受ける潜水漁法には、面スイ漁法とダイビング漁法がある。

更に、潜水漁法の内、船を使用する漁法は、船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法である。

船を使用しない漁法は、樽カツギ漁法である。

2.1 樽カツギ漁法

樽カツギ²⁾(地元では、「タンポ」とも言う)漁法とは、船をわず一人で行なう潜水漁法である。潜水者が陸から漁場まで泳いで行き、潜水者の肺に溜められた空気だけで潜水漁を行なう。

樽カツギ漁法は、須崎の潜水漁法で最も古い漁法で、明治中期に伊勢志摩や済州島から来た出稼ぎ海女によって伝えられた。

須崎では、テングサなどの藻漁やアワビ、サザエトコブシなどの貝漁に用いる漁法である。



写真1.手前が樽とスカリ、真中は鉛のベルト

漁獲技法

樽カツギ漁法は、海女や海士(潜水漁に従事する男性)が自力で泳いで行ける陸から50m～100m、深さ約10mの第一種共同漁業権漁場区域内(7章参照)の磯で漁は行なわれる。

海女は一息で、およそ40～50秒間潜水漁ができるが、一息で60秒間近く潜る海女もいる。

海底に着くと海女は、軍手をした手でテングサをむしり獲る。テングサは海中の深度3m～20mあたりの岩などに付着する。テングサは、濃い赤紫色で太さ1mmくらいの小さな枝が木の枝の様に分枝して、海の中で20～30cmの半球状に広がって生えている。そのため、手で簡単にむしり獲ることができる。

²⁾ 瀬川の『販女』には、「海女が水に潜ることをカツギという風は、伊豆(静岡県)、志摩(三重県)、薩摩(鹿児島県)にあり。潜水の上手な海女を大カツギともいう。諸例からカツクという言葉は、潜水、頭上運搬、被ること、負うこと、担ぐことに用いられたことが認められる」とある。[瀬川1971 98-100] 瀬川の調査は戦前から続けられており、同書が出版されたのは1971年(昭和46年)である。現在は「カツギ」と呼ばれるが、瀬川の調査時の「カツキ」とはやや異なる。



写真2(左)テングサ (マグサ)

写真3(右)ワカメ

ワカメは、深度10m以上の岩に根の部分を固着させている。葉状部分は、長さが2mにも達する。また、葉状部の中心には主軸があり、葉が左右に広く伸びている。滑りがひどく、素手で獲ることはできない。そのため鎌を使う。

息つぎの時、海女は、採ったテングサを持って浮上し、樽の

下に吊るしたスカリの中に入れる。息苦しくなると、タンポの上に腹這いになって休む。

貝類は、目につくものから先に拾い集める。またアワビを見つけると鉤ノミで岩から剥ぎ(起こすと言う)獲る。

樽カツギ漁法の海女は、午前8時から操業を始め、午前11時までの3時間潜る。その後、昼休みを午後1時まで海女小屋で取る。

海女小屋とは、海女が暖を取ったり、休憩をしたりする場所である。須崎には、3箇所の海女小屋がある。東から爪木崎、小白浜、大間の3箇所である。海女小屋は中央に囲炉裏が切っており、囲炉裏で炊く薪が壁いっぱい積んである。

海女は、11時に海から上がると、濡れたウエットスーツを脱ぎ、真夏だというのに囲炉裏に薪をくべて暖をとる。その後、昼食を取った後、仮眠する。

そして、午後1時から午後3時まで再び潜る。1日5時間の作業時間中、海女は、一つの樽を抛り所に70~80回、潜水漁を繰り返す。

海女は、漁場区域内に独自のテリトリーを持つ。自分の庭の様だと話すほど、海底の岩礁の一つひとつまで熟知した場所である。「おまつのエゴ(須崎の磯にある岩礁の名)にアワビの穴がある。恵美須島近くにはトコブシの穴がある」と、海女は話す。自分のテリトリーの穴については、絶対、他人に教えることはしない。

写真4(右).テングサで膨らんだスカリ



漁具 (潜水着衣も含む)

樽カツギ漁法の漁具は、ウエットスーツ、オモリベルト、軍手、ゴム底の地下足袋、樽、スカリ、鉤ノミ、鎌である。

ウエットスーツは、潜水用に作られた上下一体となった着衣である。ウエット

スーツの役割は、保温と外敵からの身体保護にある。素材は、スポンジ(ゴム)で、厚さは3mm～6.5mmである。海に潜ると寒いため、海女は、ウエットスーツの下に夏でも毛糸のセーターや厚手の股引を二重、三重に重ね着して潜る。

オモリベルトは、12キロの鉛のベルト(写真1)である。ウエットスーツには、浮力があるため、潜る時に腰に付け、浮力を調節する。

軍手は、手指を保護するためにはめる。

ゴム底の地下足袋は、海底を歩くため、足元が安定するように履く。

樽(タンポ)は、海女が持つ浮材で、大きさは、直径約45cm(1.5尺:1尺は、約30.3cm)、深さ約10cm～15cm(3寸～5寸:1寸は、約3.03cm)である(写真1)。

スカリは、海中で獲った採取物を入れる伸縮性のある網袋である。スカリには、70～100kgのテングサが入る(写真4)。

鉤ノミは、「磯ノミ」とも呼ぶ、鉄製で片側がカギ型のヘラ状の道具である。(写真5)。

鎌は、素手で採藻できないワカメ漁に使用する。



写真5 鉤ノミ (磯ノミ)



写真6.昭和初期の樽カツギの様子(白浜)

須崎の海女の伝統的な潜水着

海女の着衣は、ウエットスーツの普及で大きく変化した。それまで、海女の潜水着は、男物の白の綿シャツを前ボタンに作り変えた着衣であった(図4-1)。

。シャツの白は、「海の中で目立つことから、サメ避けになる」という理由からであった。

上着の下には、一枚の木綿地を二重にして縫った腰巻きを巻いた(図4-1)。

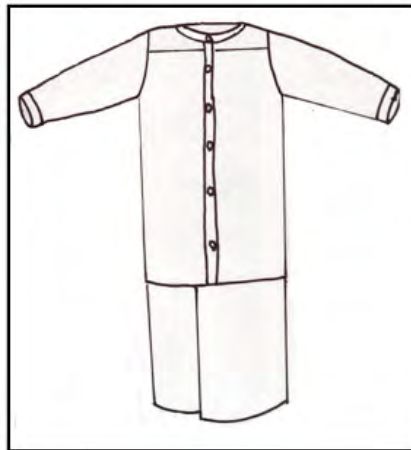


図4-1.海女の伝統着衣の上下 図4-2.指かけ

また、手には、木綿に赤糸で運針縫いをして作った「指かけ」(現存する高齢者は「指サック」と呼ぶ)をはめた(図4-2)。

「指かけ」は、テングサを獲る時に手指を痛めないためのものである。

2000年以降、指掛けをはめる海女は居たが、白の着衣姿は見かけなかった。

2.2 船カツギ漁法

船カツギ漁法とは、船を使用する潜水漁法である。船で漁場まで行き、潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水漁を行なう。須崎では、船カツギ漁法を「ギリ」とも呼ぶ。それは、海女が海中に潜ったり、海中から上がった際にする際に使う滑車の音が「ギリ、ギリ」言うことから付いた名前でもある。

船カツギ漁法は、樽カツギ漁法の海女と息の長さや潜水時間は変わらない。しかし、船を使うことで漁場の領域が拡大する。

漁獲技法

船カツギ漁法は、陸から沖へ50m～200m、深さ約20mの第一種共同漁業権漁場区域内で漁は行なわれる。船カツギ漁法は、陸から離れた漁場まで「トマイ」と呼ぶ船頭が操舵する船外機（動力モーター）の付く、1トン未満の小船で行く(写真7)。

漁場に着くと海女は、船上から12キロの鉛のベルトの重みで潜る。海女が一息で潜ることができる時間は、およそ40～50秒間である。

船カツギ漁法は、船で漁場に行く。そのため、樽カツギ漁法よりもさらに深い、水深20メートル前後の場所で作業する。海女は、息つぎのために海面に浮かび上がり、一呼吸するとまた潜って漁を行なう。

船カツギ漁法では、海女が採取したテングサや貝類は、トマイに船上から命綱に結んで降ろしてもらい「スカリ」の中に入れてゆく。スカリが漁獲物で一杯になると、海女は、海底から命綱を引いて船上に合図を送る。トマイは滑車を使ってスカリを引き上げる。

船カツギ漁法を行なうのは、テングサ漁を行なう海女である。トマイは、夫か息子が行う。

漁具（潜水着衣も含む）

船カツギ漁法の漁具は、ウエットスーツ、オモリベルト、軍手、ゴム底の地下足袋、スカリ、鉤ノミ、鎌、命綱、滑車である。

命綱は、安全のために潜水中の海女と船を結ぶ綱である。船は潮に流される場合もあり、命綱は、位置確認にもなる。また、船上との連絡手段にもなる。

滑車は、獲ったテングサや貝を海底から船上に引き上げる道具で、船に設置されている。海女を海中に降ろすために使われることもある(写真7)。

2.3 面スイ漁法（簡易潜水漁法）

面スイ漁法とは、船を使って行なう潜水漁法である。船で漁場まで行き、船上から空気管を通して送られる空気を吸いながら潜水漁を行なう。船は、1トン未満の船外機付きの小船が使用される。

須崎では、昭和27年頃から面スイ漁法が始ったが、急速に普及したのは、海女が「ダッコちゃん」³⁾と呼ぶウエットスーツが登場した昭和35年以降である。

面スイ漁法は、海女の呼吸が確保されるため、息つぎの必要がない。そのため、船カツギ漁法や樽カツギ漁法と比べて長時間の潜水漁が可能となる。収穫量は、船カツギ漁法や樽カツギ漁法のおよそ2～3倍である。

面スイ漁法は、長い間、テングサ漁の主要漁法として、潜水漁を専業にする海女がトマイと二人で行なってきた。



写真7.面水漁法を行なう海女（左）
船の中央に見えるのが滑車

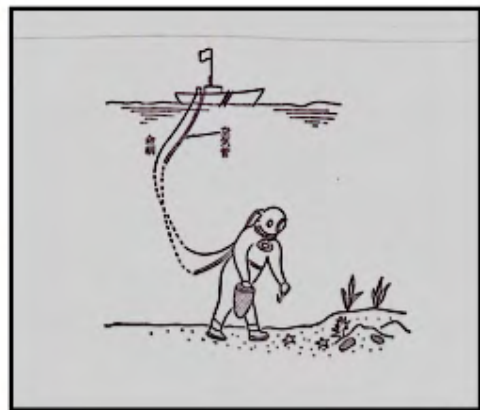


図4-3.（右）面スイ漁法概念図
(注)須崎の面スイ漁法は、図4-3のような被りモノではなく水中眼鏡に近い。出典[金田2005]

漁獲技法

面スイ漁法は、陸から沖へ50m～300m、深さ約25m程の第一種共同漁業権漁場区域内で漁は行なわれる。船カツギ漁法の海女より、深度がさらに5m深いところで作業する。潜水中トマイは、船上からコンプレッサーで海女の顔面に着けた水中マスクに空気を送り続ける。海女は、空気を吸いながら操業する。

漁場に着くと海女は、ウエットスーツの腰に付けた12キロの鉛のベルトの重みで潜る。水深10尋～13尋（約18m～23m。1尋は1.8m）の海底で90分間、海女は空気管の届く範囲内を歩き廻りながら採藻・採貝する(図4-3)。

³⁾ 色と形が昭和30年代の初頭に流行ったビニール製のダッコちゃん人形に似ているところから付けられた名前。保温力があり、それまでの海女の作業着に比べ寒さが軽減し、動きやすくなった。

呼吸が楽な分、海女は海底を縦横に活動できる。面スイ海女によると、海底は、ほの明るくきれいで、どんな岩があり、どのような魚がいるのか、どんな藻が生えているのか、手に取るように分かるという。

海女が採取したテングサは、船上から命綱に結んで降ろしてもらったスカリの中に入れる。テングサが入りやすいよう、スカリは、海女の腰に紐でくくり付けられる。動き回るのに支障を来す程、スカリがテングサで一杯になると、海女は、海底から命綱を引いて船上に合図を送る。トマイは滑車を使ってスカリを引き上げる。

海女は、海底を歩きながら貝の「穴」を探す。アワビやシッタカは、岩と岩の間や海底の石の裏側に潜んでいることが多い。アワビを見つけると鉤ノミで岩から剥ぎ起こし、ウニやサザエは岩の間からかき出して獲る。

貝の穴について海女は、「見過ごして通り過ぎると、貝の方で手招きすることがあってさ、振り返るとちゃーんと居るのさ」と語る。海女にとって貝漁は、勘と経験が最も発揮できる漁撈活動である。

面スイ漁法は、連続して長時間潜るため、潜水病の誘発や伴船のスクリューに空気が絡まる事故が多い。死と隣り合わせの危険をはらむため、トマイは、船上に居ながら絶えず、海底にいる海女の動きに気を配りながら操業する。

漁具（潜水着衣も含む）

面スイ漁法の漁具は、ウエットスーツ、面スイ用マスク、レギュレーター、オモリベルト、軍手、ゴム底の地下足袋、スカリ、鉤ノミ、コンプレッサー、空气管、命綱、滑車である。

面スイ用マスクは、目・鼻・口を同時に覆う、フルフェイス型のマスクである。船上から送られた空気は、マスクに装備されたレギュレーターからマスク内部に供給される。

レギュレーターとは、高圧の呼吸ガスを呼吸に適した圧力まで減圧する装置である。

コンプレッサーとは、圧縮空気を作り出す機械である。海女が潜水中、船上から空気を送りつづける。

空气管とは、空気を送るホースで、長さは50mである（図4-3）。

2.4 ダイビング漁法

ダイビング漁法は、船を使用する潜水漁法である。船で漁場まで行き、背負った空気ボンベ内の空気呼吸しながら潜水漁を行なう。須崎で行なわれる潜水漁法の中で最も新しい漁法である。面スイ漁法のように船上でトマイがコンプレッサーを稼働させる手間がなく、一人でも容易にできる。近年、手軽なダイビング漁法で採貝漁だけを行なう若い男性漁業者が増加しつつある。

須崎でダイビング漁法を行なう漁業者は、遊漁船業や採魚業との兼業が多い。そのため、遊漁船が稼働していない時に5トン以上の中型の遊漁船や漁船を使って行なう。

漁獲技法

ダイビング漁法は、陸から沖へ50m～300m、深さ約30m程の第一種共同漁業権漁場区域内で漁は行なわれる。漁業者は、自分で船を操舵して漁場まで行き、スクーバ・タンクを背負い

、フィンを足に付け、レギュレーター、マスク、シュノーケルを顔面に付けて潜水する。1本のタンクでおよそ50分間潜水できる。

須崎でダイビング漁法を行なう漁業者は、採貝漁が目的である。アワビ、サザエ、ウニ、トコブシなどを潜水して獲る。漁獲技法は、面スイ海女が行なう技法と同じである。漁獲物はスカリに入れる。

漁具（潜水着衣も含む）

ダイビング漁法の漁具は、ウェットスーツ、スクーバ・タンク、レギュレーター、マスク、シュノーケル、フィン、ウェイト、ウェイトベルト、残圧計、スカリ、鉤ノミである。

スクーバ・タンクは、空気を水中に携行するためのボンベ型の容器である。

マスクは、水中眼鏡である。

シュノーケルは、顔面を水につけたまま呼吸できるようにする器具でダイビング漁法では装着する。

フィンは、足ヒレのことである。水中での移動を容易にする。

ウェイトは、ダイビングスーツによる余分の浮力を相殺し潜行を可能にするオモリである。

ウェイトベルトは、ウェイトを身体に固定するベルトである。

残圧計は、タンク内の空気の残量を表示する計器である。

3. 非潜水漁法

非潜水漁法には、船を使わずに波打ち際や膝丈程の海中で採藻・採貝するオカ摘み漁法と箱メガネ漁法がある。また、船と簡単な道具を使いテングサを採藻する曳船採取漁法(ヒッカキ漁法)がある。

3.1 オカ摘み漁法

オカ摘み漁法は、海中に潜らずに鉤ノミだけを使い、浅瀬の岩の上に繁茂する岩ノリや、岩場の低潮線付近に繁茂するヒジキを摘み取る漁法である。磯に打ち寄る藻を拾う場合もある。オカ摘み漁法は、須崎で最も早く「口開け」（解禁日）を迎える漁法である。

オカ摘み漁法が解禁になると、専業海女も必ず採藻のために磯へ来る。また、海女だけでなく、共同漁業権行使権を持つ下田市漁業協同組合員（現伊豆漁協）の家族が「オカズ採り」と称し、みそ汁の具をオカ摘み漁法で集める。

漁獲技法

オカ摘み漁法を行なうのは、第一種共同漁業権漁場区域内の磯場である。潜らずに陸を磯伝いに歩きながら採藻する。須崎の磯は、伊豆石の石切り場跡がテラス状になっており、岩ノリが繁茂しやすい好条件の場所である。岩が苔に覆われたように濃緑色一面になる(写真10)。その表面を鉤ノミで削り取りながら岩ノリを掻き集め、ザルに入れてゆく。

ヒジキ(写真8)は、波の洗い海岸近くの岩場付近、深さ数十センチの水中に繁茂する。須崎では、春ヒジキといって孢子囊の部分と細長い茎の部分を手で摘み取る。

小型の貝類は、岩の間や石の裏側にいる。丹念にひとつひとつザルに拾い集める(写真9)。

また、「寄り草」と呼ぶ波打ち際や岩に打ち寄せられたテングサやワカメなどの藻類も拾い集める。海中に入らないため、誰でも簡単にできる採藻漁法である。



写真8 ヒジキ

漁具

オカ摘み漁法の漁具はザル、鉤ノミである。

ザルは、採取した岩ノリを入れるためのものである。



写真9 石切場の跡に繁藻する岩ノリ



写真10 磯でオカ摘み漁法を行なう面スイ海女

3.2 箱メガネ漁法

箱メガネ漁法は、潜水せずに箱メガネと鉤ノミだけを使って採貝する漁法である。アワビ、サザエ、トコブシ、シッタカ等の貝類を獲る。

箱メガネ漁法は、海女、海士、元海女と、潜水漁業者も行なう。さらに共同漁業権行使権を持つ下田市漁業協同組合員の家族も加わる。箱メガネ漁法行なう理由は、① 箱メガネ漁法は貝漁の漁法の中で最も解禁が早い。② 4月から7月までは、潜水漁法で採貝する行為が禁じられている。③ 誰でも簡単にできる。④ 貝の取引価格が高いなどの理由からである。

漁獲技法

箱メガネ漁法は、第一種共同漁業権漁場区域内の磯場で行なう。陸を磯伝いに歩き、膝丈まで海水に浸かりながら、箱メガネで海中を覗き、中腰で採貝する。箱メガネは、各自が手作りする。一般住民も自家用の貝を獲る際に使う。



写真11 箱メガネ漁法で貝を獲る83歳の元大海女。右足横に見えるのが箱メガネ

80代の元大海女は、箱メガネ一つで潜らずに磯で器用にアワビを獲る。取り方は、膝丈40cm程の磯に入り、まず足の裏であたりをつけた石を起こす。その後、箱メガネで海中を覗き込む。そして手でつかみ取る。小一時間も経たない内にアワビとシツカを縦横40cmの袋に2杯分獲る。

磯を歩くだけで貝がどこにいるのか、見当がつくと元大海女は言う。しかし、一般住民には、簡単には見つからない。

漁具

箱メガネ漁法の漁具は、箱メガネ（写真11）、鉤ノミ、スカリである。

箱メガネとは、直径15cm程の木製桶の底にガラス板を付けたもので、水中を覗くための道具である。

3.3 曳船採取漁法(ヒッカキ漁法)

曳船採取漁法は、「ヒッカキ漁法」とも呼ばれるテングサを採るための非潜水漁法である。テングサを道具でヒッカキ獲ることからその名がついた。

テングサを大量に採るために、人力だけでなく、エンジン動力や風力、潮力も利用して、編み出された漁法である。明治中期に始まったが、面スイ漁法の普及により、昭和30年代には行なわれなくなった。ヒッカキ漁法は、男性が行なう仕事であったが、妻がテングサの引き揚げを手伝うなど、夫婦で従事する者が多かった。

須崎地区のヒッカキ漁法の入漁期や漁場についての資料はない。潜水漁法と同時期に同じ海域で行なわれていたのか、あるいは、漁場が特別に定められていたかは、不明である。

漁獲技法

曳船採取漁法は、「マンガ」と呼ぶ竹製の櫛の歯状の漁具で海底を曳き、テングサを挟み取る漁法である(図4-4)。

曳くのは、船である。無動力船の時代は「潮帆」と呼ぶ帆を海中に入れ、潮流の力を受けて曳いた。また動力船になってからも風がある時は、風を帆に受けて曳き、風の無い時は潮流の力を借りて曳いた。

マンガの先を綿ロープで船の両側に8～12台付け、水深8m～15mの海底を曳いた。マンガの櫛状の歯にテングサが絡みつくと、マンガを船上に引き揚げテングサを取り、またマンガを海中に投げるといった動作をくり返した。

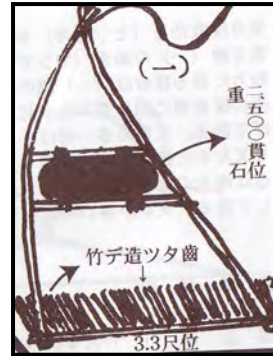
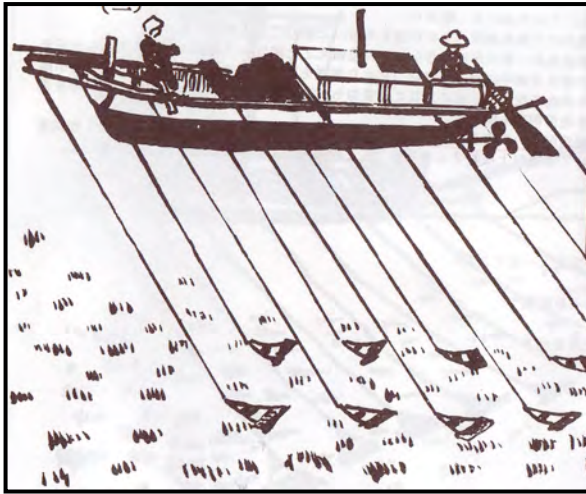


図4-4(左)テングサの曳船採取漁法

図4-5(右)マンガ

出典:[白浜村(編) 1959:25]

テングサが多い時期は、10mも曳くと一台のマンガで一貫目(約3.75kg)程のテングサが採れ、一隻で一日に百貫以上(約400kg)のテングサが採取できた。

テングサ漁をマンガでやると海底の藻を獲り尽くすため、漁場がきれいになる。そのため、テングサの胞子が着床しやすく、テングサの繁殖には好都合な漁法であった。

ヒッカキ漁法が盛んであった隣村の白浜地区は、ヒッカキ漁法の衰退後、テングサの不漁が続いた。ヒッカキ漁法の終了で漁場がきれいにならず、生態系の循環がうまくゆかなくなったのが原因と現在では、言われている。

漁具

ヒッカキ漁法の漁具は、マンガ(図4-5)。綿ロープ、重し用の10kgの石である。

マンガとは、竹を割り、ヒゴ状にしたものを1m位の長さに櫛状に並べた歯を持つ道具である。櫛を支える両脇の部分も竹できている。水中に入れた時、浮き上がらないよう、重しに約10kgの石を縛り付けて使った。

考察

漁法の特徴

須崎漁民が採藻・採貝で用いてきた漁法には、潜水しながら漁をする潜水漁法、潜水せずに漁をする非潜水漁法の2種類があることを明かにした。

以上の分析によって整理した漁法を比較する(表4-1)。

2漁法それぞれに特有な着衣や漁具に同じ記号を付与した。

潜水漁法にしたがう4漁法(樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法)に共通なのは、ウエットスーツとオモリベルトである(□印)。

潜水漁法にしたがう樽カツギ漁法に特有なのは、樽である(□印)。

非潜水漁法にしたがうオカ摘み漁法に特有なのは、ザルである(□印)。

非潜水漁法にしたがう箱メガネ漁法に特有なのは、箱メガネである(□印)。

非潜水漁法にしたがう曳船採取漁法(ヒッカキ漁法)に特有なのは、マンガである(□印)。

近代漁具にも同じ記号を付与した。

近代漁具には、2種類ある。潜水者の身に付ける器具 (◎印) (マスク、レギュレーター、スクーバ・タンク、シュノーケール、フィン、残圧計) と船の装備品 (◎印) (コンプレッサー、空気管) である。

近代漁具のうち、潜水者の身に付ける器具は、潜水漁法のうち2漁法 (面スイ漁法、ダイビング漁法) で使われる (◎印)。

近代漁具のうち、船の装備品が使われるのは、面スイ漁法だけである (◎印)。

潜水漁法の2漁法 (樽カツギ漁法、船カツギ漁法) と非潜水漁法の3漁法 (オカ摘み漁法、箱メガネ漁法、曳船採取漁法) は、近代漁具は全く使わない。

旧来の漁具で、潜水漁法と非潜水漁法に共通する漁具にも同じ記号を付与した (▲印)。旧来の漁具で全ての漁法に共通するのは、軍手である (▲印)。これは、どの漁法も藻や貝を掴むからである。

ゴム底の地下足袋は、潜水漁法のダイビング漁法以外の漁法で使う (▲印)。

ダイビング漁法はゴム底の地下足袋の代わりに足ビレのフィンを使う (◎印)。

スカリは、潜水漁法の4漁法 (樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法) と非潜水漁法の曳船採取漁法で使う (▲印)。伸縮性に富むため、テングサや貝を入れるのに最も適しているからである。

鉤ノミは、潜水漁法の4漁法 (樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法) と非潜水漁法の2漁法 (オカ摘み漁法、箱メガネ漁法) で使う (▲印)。貝を起こすには、鉤ノミしか、漁具らしきものはない。

鉤ノミを使わないのは、曳船採取漁法 (ヒッカキ漁法) だけである。

鎌を使うは、潜水漁法のうちワカメを刈る3漁法 (樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法) である。

命綱と滑車は、潜水漁法のうち3漁法 (樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法) である。

船は、潜水漁法のうち3漁法 (船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法) と非潜水漁法の曳船採取漁法で使う。

小型船が使われるのは、船カツギ漁法、面スイ漁法である (●印)。

中型船を使うのは、ダイビング漁法、曳船採取漁法である (○印)。

潜水漁法の進展

潜水漁法には、4種類ある。それは、伝統的漁法 (樽カツギ漁法、船カツギ漁法) と近代的漁法 (面スイ漁法、ダイビング漁法) にわけられる。

樽カツギ漁法は、最も古い漁法である。潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水漁を行なう。潜水漁法のうち、船を使用しない唯一の漁法である。沖へ 50m~100m、深さ約 10m と、陸から程近い距離の海底で潜水する。漁具も樽、スカリ、鉤ノミと少なく、1人で漁ができる。

船カツギ漁法も古い漁法である。小型船を使い二人で行なう潜水漁法である。樽カツギ漁法に比べ、沖へ 50m~200m と離れ、深さ約 20m と深い漁場で操業する。潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水漁を行なうため、潜水者の負担が大きい。

面スイ漁法は、近代漁法である。小型船を使い二人で行なう。面スイ漁法は、沖へ 50m~300m、深さ約 25m の漁場で操業する。潜水者は、船上から送られる空気を吸いながら操業する。

そのため、船カツギ漁法と比べ、息つぎで浮上する手間が省け、効率良く作業ができる。テングサの収穫量も樽カツギ漁法や船カツギ漁法の2~3倍である。

面スイ漁法の漁具は、船に取り付けられた大型のコンプレッサーや空気で、それを扱う船頭が必ず必要な漁法である。

最も近代的な漁法は、ダイビング漁法である。陸から沖へ50m~300m、深さ約30m程の漁場で漁を行なう。面スイ漁法との違いは、潜水者が自分で船を操舵して漁場まで行き、酸素ボンベを背に一人で潜水漁ができることである。潜水者が携行する漁具の数は多いが、どれも機能性と安全面に優れており、面スイ漁法より技術的に優れた潜水漁法である。

住民参加の非潜水漁法

非潜水漁法には、オカ摘み漁法、箱メガネ漁法、曳船採取漁法（ヒッカキ漁法）がある。

オカ摘み漁法は、海中に潜らずに鉤ノミだけを使い、浅瀬や岩場の低潮線付近に繁茂する藻を獲る。潜水技術や船が必要ないため、漁業者だけでなく須崎の住民も行なう。

箱メガネ漁法は、海中に潜らずに箱メガネだけを使い貝類を獲る。潜水技術や船が必要ないため、漁業者だけでなく須崎の住民も行なう。

曳船採取漁法（ヒッカキ漁法）は、「マンガ」と呼ぶ竹製の楕円の道具を船で曳き、海底に繁茂するテングサをヒッカキ獲る。人力に頼らず、動力や風力の利用で“機械化”を図った唯一の採藻漁法である。明治中期に始まり、昭和30年代に終わった。

漁法の多様性

漁法の多様性の理由には、1)藻や貝の生息環境の多様さ、2)船の発達と潜水漁具の進歩が上げられる。

1)採藻・採貝の漁法は、その生息環境で異なる。繁茂する場所が海底に固定される藻は、潜水漁法が用いられる。固定生物でも浅瀬や岩場の低潮線付近に繁茂する種には、非潜水漁法が用いられる。海底や浅瀬を移動しながら生息する貝類や棘皮動物には、潜水漁法と非潜水漁法の2つが用いられる。

2)採藻・採貝の漁法の発達には、船の利用や潜水漁具の進歩と関係が深い。はじめは、陸や波打ち際で行っていたオカ摘み漁法が、漁場の拡大を目指して、採藻者が泳いで潜る樽カツギ漁法になる。次に船を使った船カツギ漁法へと発展していく。さらに船カツギ漁法では、潜水者の負担が大きいことから、面スイ漁法が考案された。しかし、面スイ漁法は、携行品や船の装備品も多い上、空気補給を行なう従事者（トマイ）の負担も大きい。そこで、さらに簡便で一人で漁ができるダイビング漁法へと発展していく。

須崎の採藻・採貝で使う漁法と漁具								
大分類漁法名	潜水漁法				非潜水漁法			
	樽カツギ漁法	船カツギ漁法	面スイ漁法	ダイビング漁法	オカ摘み漁法	箱メガネ漁法	ヒツキ漁法	
潜水者 着衣行具 漁具	ウエットスーツ	□	□	□	□			
	マスク			◎	◎			
	レギュレーター			◎	◎			
	オモリベルト	□	□	□	□			
	軍手	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	ゴム底の地下足袋	▲	▲	▲		▲	▲	
	スクーパー・タンク				◎			
	シュノーケール				◎			
	フイフ				◎			
	残圧計				◎			
	樽	□						
	箱メガネ					□		
	スカリ	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
鉤ノミ	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
鎌	●	●	●					
ザル					□			
船の装 備品	コンプレッサー			◎				
	空気管			◎				
	命綱		●	●				
	滑車		●	●				
マング						□		
船								
漁法に必要な人数		1人	2人	2人	1人	1人	2人	
漁獲技 法		潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水した空気だけで潜水、採藻・採貝漁を行なう。	潜水者の肺に溜めた空気だけで潜水、採藻・採貝漁を行なう。	外部から空気補給を受けながら潜水、採藻・採貝漁を行なう。	外部から空気補給を受けながら潜水、採貝漁を行なう。空気ポンプは潜水者が持参	海中に潜らず、鉤ノミだけを使い、岩ノリ、ヒツキを摘み取る。打ち寄る藻類を拾う。	海中に潜らず、箱メガネと鉤ノミだけを使って採貝する。	船を使い、竹製の櫛の歯状の漁具で海底を曳き、テンクサを取る

注1 漁法それぞれに特有な漁具には□、潜水漁法と非潜水漁法に共通する漁具には▲、近代漁具には◎、中型船には○を付した。

第5章 須崎漁民の生業と経済

はじめに

須崎漁民は、漁撈以外に多くの生業活動を行なう。生業活動のうち漁撈から派生した水産加工業、水産品卸売業、サービス業に焦点をあてる。これらの業種は、須崎漁民が漁撈から得た漁獲物や知識の換金手段方法である。本章は、須崎漁民の経済活動について論ずる。

須崎では、明治中期から採ったテングサを換金するためのテングサ加工が盛んであった。しかし、昭和30年代の初めまで、ブリ、マグロ、イカ、アワビ以外の魚や貝を市場で販売する発想が漁民に無かったと言われる。獲った魚は、村民で分配するのが常で、漁師以外の一般住民にとって、魚や貝は買うのではなく、貰うものであった。その後の高度成長時代とともに須崎海村にも貨幣経済が浸透する。

須崎漁民が行なう漁業、水産加工業、水産品卸売業、遊漁船業などの生業活動と漁民経済との関わりについて論ずる。

1. 須崎漁民の生業活動の分類

須崎で暮らす漁民は、生業活動として、漁業、水産加工業、水産品卸売業、サービス業、農業を行なう。

須崎の生業は、次のように分類される。

漁業

採魚業

採藻・採貝業

水産加工業

テングサ加工業

乾燥加工業：海苔の加工、ワカメの加工、ヒジキの加工、魚の干物加工

水産品卸売業

卸売業：魚の卸売り、テングサの販売、貝の卸売り

サービス業

遊漁船業

民宿業

農業

2.水産加工業

水産品の加工方法には、乾燥加工、塩蔵加工、薫製加工、調味加工（佃煮など）、冷凍加工、ねり製品加工などがある。須崎の漁民が行なう水産加工方法は、乾燥加工である。テングサ、ヒジキ、ワカメ、岩ノリなどの藻と魚の干物加工を行なう。

しかし、須崎地区には、水産加工会社として従業員を雇用する事業所は一軒もない。漁業者自らが獲った魚やヒジキ、ワカメ、ノリを自宅で乾燥加工する。唯一、地域の女性たちが協働で行なうのがテングサの乾燥加工である。大間、爪木崎にある海女小屋に隣接する（図7-4）テングサ倉庫で、明治時代から現在までテングサの加工作業は続けられてきた。

2.1 テングサ加工

テングサは、海女や海士が潜水漁法で採藻する。採藻されたテングサは、下田市漁業協同組合で買い取られる。買い取られたテングサは、商品化のために乾燥加工される。

テングサ加工とは、採藻されたテングサを市場に出荷するまでの加工工程のことである。この工程を地元では「改良」あるいは「砂フリ」と呼ぶ。



写真1.河口でテングサを塩抜きする海女

改良を行なうのは、海女を引退した女性や、潜水ができず海女になれなかった女性で、「改良員」と呼ばれる。2008年当時、下田市漁業協同組合から委託を請けた須崎在住の72歳から88歳までの改良員15人が働いていた。女性の中には、10代から70年近く改良の仕事に携わってきた人もいる。また、海女が「口止まり」の日に改良作業を手伝うこともある。

改良作業は、朝8時から午後4時まで続けられる。改良の期間は例年、7月から9月までである。土・日以外は毎日行なわれる。2005年は、豊漁でもあったため、改良作業は12月まで伸びた。

掛け取り

掛け取りとは、海女が採藻し、陸揚げしたテングサを下田市漁業協同組合に売り渡すまでの工程である。

海女は採藻したテングサをスカリに入れたまま、河口で塩抜きをする(写真1)。水を吸って重量を増したテングサは、プラスチックのコンテナに詰め替えられる。

写真2 テングサを計量する漁協職員

漁協のトラックが回収に回り、コンテナごとテング



サは漁協の計量場まで運搬される。計量場で一定時間水切りを行なった後、漁協職員が計量し、買い取り伝票を切る(写真2)。

テングサ干し

テングサ干しとは、計量後、テングサ倉庫に保管するために、水きりも兼ねて短時間干すことである。

水に濡れたテングサは、テングサ倉庫前の小石を敷き詰めた広場に広げられる。採藻者の海女や海士はもちろんのこと、漁協職員、改良員が総出で手伝う。

夏の照りつける日射しの中、テングサは、3時間程で、水分はすっかり蒸発し、干涸びた状態になる。ここまでが採藻当日に行なわれる工程である(写真3)。



写真3 テングサを天日に干す

テングサはさらに、天気の良い日を選び、改良員が倉庫から出し、広場で干される。テングサは、表裏を計6時間干され、再び、テングサ倉庫に保管される。

テングサの選別

テングサの選別とは、天日干しされたテングサを等級別に分けることである。

テングサは、等級によって値段も使用用途も異なる。上位から上草(マグサ)、鬼草(アカ)、鳥足草(アオ)、ドラ草の4等級に分けられる。上草は、トコロテンや高級和菓子の寒天に、鳥足草は、菌類や細胞の培養地として利用される。しかし、鳥足草の取引価格は、上草の半値である。

改良員は、倉庫内でテングサに付着するカキ殻やゴミを除去する。その後、干しテングサの山からテングサを取り、膝に広げた前掛けの上でほぐし、竹で編んだ大箆の中に等級別に投げ込んでゆく(写真4)。

選った草は、等級別に再度干して乾燥させる。乾燥したテングサは、水分が蒸発して収縮するため、生テングサの28.5%の量になる。1kgの生草を干すと、約1/4の285gになる。



写真4(右) テングサを等級別に選別する

ポンを作る

「ポン」とは、出荷の際、持ち運びやすいように形成したテングサの塊である。塊1つは、12.5kgの重さである。改良員は、選別したテングサを樽の中に15層程、詰める。詰めた後、樽の中に入り、足で20分程かけて踏み固める(写真5)。踏み固め作業は、足腰が疲れ、楽な作業ではない。



写真5. (左) テングサを樽に入れて踏み固め「ポン」を作る

写真6. 樽2個分の「ポン」を縄がけして、出荷用の「マル」を作る

ポンを「マル」に結う

「マル」とは、ポンを二つ合わせた塊である。ポンを樽から取り出し、2つ合わせて荷崩れしないよう、きれいに縄掛けする。縄の掛け方にもコツがいる。30年、マルの縄掛けを専門に行なってきた改良員は、手際良く亀甲模様に縄を掛けてゆく。最後にネットを上から被せて25kgの「マル」は完成する。(写真6)。

大間地区のテングサ倉庫では、1日あたり、7人で13~14本のマルを作る。

テングサを入札にかける

梱包されたテングサは、毎年、秋に静岡県漁業連合会が開く入札にかけられる。テングサ仲買人によって競り落とされたテングサは、仲買人の手で全国の寒天製造業者に販売される。岐阜県では糸寒天(細寒天)に、長野県では角寒天(棒寒天)になる。2005年は、10kgあたり25,000円で取引された。

テングサは、出荷時は赤紫色をしている。しかし、食する時、寒天は無色透明である。これは、寒天製造業者が赤紫色の干しテングサを水に晒し、天日で干すという作業を4~5回繰り返し、退色させてから寒天にするからである。

2.2 岩海苔の乾燥加工

「ノリ立て」と須崎の人が呼ぶのは、板海苔を作る工程のことである。「ノリ立て」は、1月中旬に岩ノリをオカ摘み漁法で獲った後、須崎の女性が毎年行なう年中行事である。海女は、お得意から頼まれて販売用に作ることもあるが、多くの家では、自家用や贈答用に作る。

岩ノリの加工工程

オカ摘み漁法で獲った岩ノリを金網のザルに移し替え、二、三回、水洗いをする。その後、萱で編んだ「トバ」と呼ぶすだれの上に木の型枠を置き、岩ノリを並べる(写真7,8)。そのまま、天日で半日から1日干し、袋詰めにする。海苔を地元では「ハンバ海苔」と呼ぶ。



写真7(左)萱で作られた手作りのトバと木枠

写真8(右)ノリを天日で干す

2.3 ワカメの乾燥加工

ワカメも刈り取りが2月20日から10日間と共同漁業権規定されている藻である。海女は入漁期を迎えると、恵比寿島近辺の入り江に潜り、ワカメを切る。一般住民は、寄り草としてワカメを拾うが、ワカメ漁は、潜水漁を行なう海女や海士が主に行なう。

ワカメの加工は、ヒジキの加工と同様、その工程に場所を取るため、浜で行なわれることが多い。海女とその家族や親戚が手伝う。

加工されたワカメは、ヒジキ同様、漁協に卸したり、下田市内の商店に卸す。また、爪木崎に海女が出店する店の人気商品である。

ワカメの加工工程

販売用のワカメ製品は、数種類ある。生のまま、冷凍保存したもの。釜で湯通しして、塩蔵したもの。茹でた後、天日乾燥させた「茹で干しワカメ」。その他にも生ワカメに灰をまぶして乾燥させた「灰わかめ」である。須崎では、「茹で干しワカメ」にして、販売する。

「茹で干しワカメ」の製法は、生ワカメを一度、浜に設置した釜でさっと茹でた後、浜に設置した竿に吊るしていく。ワカメを洗濯バサミで吊し、天日で3日間干して乾燥させる。

乾燥してパリパリになったワカメは、取り込まれ、保管される。その後、注文に応じてハサミで切り、小袋に詰めて出荷する。



写真9 岸壁にワカメを干す

2.4 ヒジキの乾燥加工

ヒジキは、刈り取りがワカメから1ヶ月後の3月20日から10日間と共同漁業権規定されている藻である。須崎では、3月20日の解禁を待って、海女や漁業権を持つ住民がオカ摘み漁法で刈り取りに精を出す。

刈り取りの後、海女はヒジキを販売用に加工する。住民は、家で自家用に加工する。製品化されたヒジキは、漁協に卸したり、下田市内の商店に卸す。また、地区内の観光スポットの爪木崎で海女が出店する店の人気商品として、50g、400～500円で売られる。

ヒジキの加工工程

ヒジキは、茎の部分だけのものを「長ひじき」と言い、芽の部分だけのものを「芽ひじき」と言う。春物のヒジキは、細長い茎の部分と孢子囊の部分とを分離して製品にする。

ヒジキは採取後、水洗いし、ゴミを取り除く。茎と孢子囊に分けた後、浜に設置した大釜で10時間煮る。ヒジキを釜に入れたまま、翌朝まで蒸らす。蒸らし終えたヒジキを15日間天日に干して乾燥させる。販売用の袋に詰める。

2.5 魚の干物加工

須崎の漁師が干物に加工する魚は、漁協の市場に卸すには小ぶりのアジやキンメダイが多い。加工は、採魚業を行なう漁師とその家族が行なう。特に息子に船を継承して引退した高齢の漁師の仕事となっている。

加工された干物は、個人契約する干物販売店、土産物店、魚店、ホテルなどに卸す。

魚の干物加工工程

干物を作るには、まず魚を開く。魚の種類によって、腹から開く「腹開き」と、背から開く「背開き」がある。アジ、キンメダイは腹開きである。カマス、秋刀魚は背開きである。開いた魚は内蔵や血をきれい取り除く。

次に塩水を作る。塩水の濃さは3%～5%位で、海水より少し濃い。開いた魚は、塩水に20分程漬け込む。その後、網の上で干す。途中で裏替えし、夏場で5時間、冬場で7時間程で干物はできあがる。

写真10. アジの干物作り



3.水産品卸売業

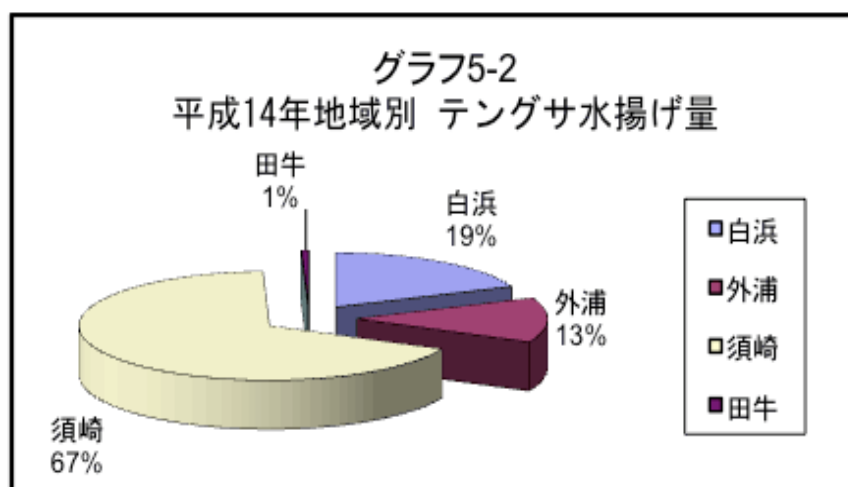
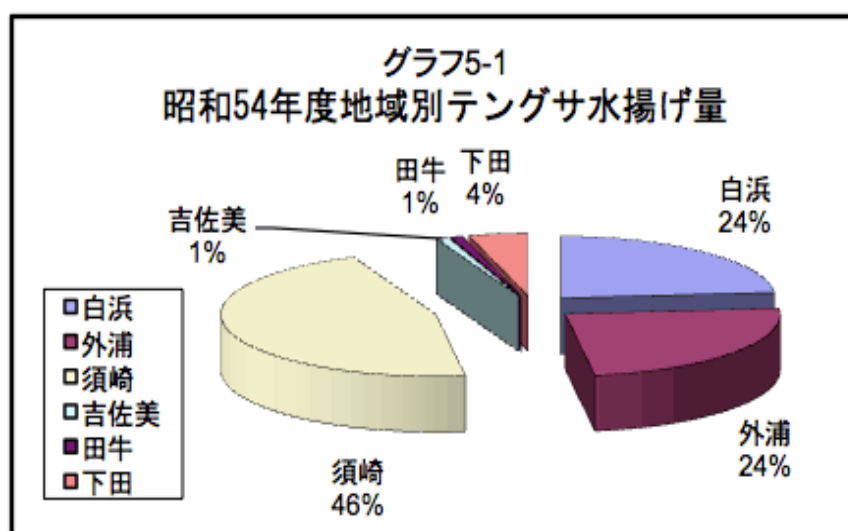
須崎の漁業者は、漁獲した水産品を様々なルートで販売する。その種類は、魚、藻、貝類の他、それらの加工品も含まれる。

3.1 テングサの販売

テングサの水揚げ量の推移と比較

下田市漁業協同組合には、6つの支所（白浜、外浦、須崎、吉佐美、田牛、下田）がある。これらの支所管内では、明治時代より、海女によるテングサ漁が盛んな土地柄であった。

グラフ5-1は、昭和54年度（1977）のテングサの地域別水揚げ量を示したものである。昭和54年度の下田市漁業協同組合管内の生テングサの総水揚げ量は、544トンであった。そのうちの46%にあたる250トンが須崎地区の海女が採藻していた。



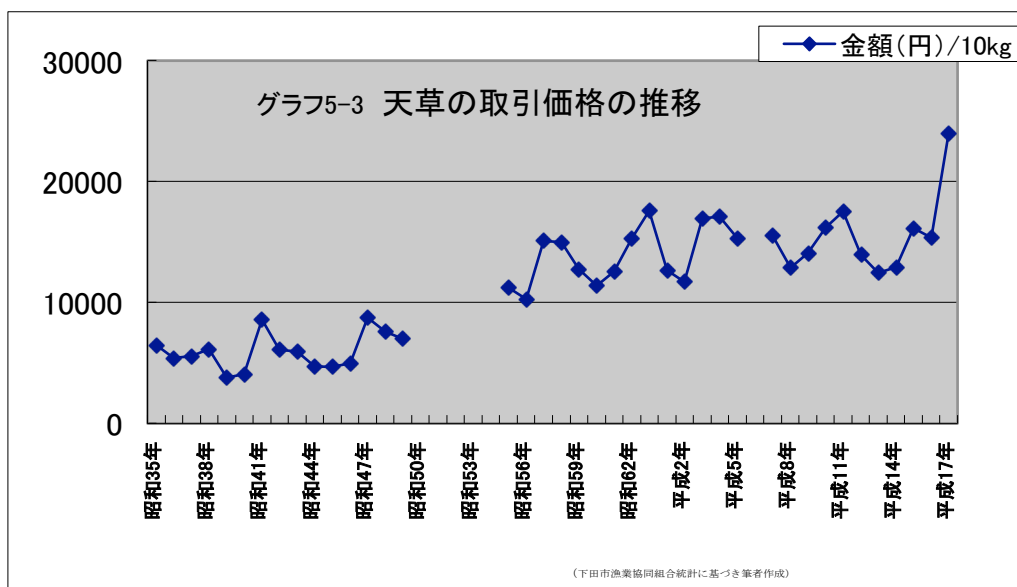
グラフ5-2は、平成14年度（2002）のテングサの地域別水揚げ量を示したものである。平成14年度の組合管内の生テングサの総水揚げ量は、91トンであった。その67%にあたる61トンを須崎地区の海女が採藻していた。

25年間で下田市漁協管内のテングサの総水揚げ量は、1/6に減少したことになる。下田や吉佐美地区のようにテングサ漁が行なわれない地区も出てきた。また、昭和時代にテングサ漁が伊豆随一と言われた白浜地区や外浦地区の減少も著しい。

須崎地区もテングサの水揚げ量は減少している。平成14年度は、昭和54年度の1/4である。しかし、下田市漁協管内の総水揚げ量のおよそ7割を占め、管内で最もテングサ漁が盛んな地域であることがグラフからわかる。

テングサの販売価格

テングサの価格は、秋に行なわれる入札によって決まる。グラフ5-3は、テングサ（マグサ）の取引価格の推移である。テングサの価格は、1キロ1,200円～1,700円前後で例年推移してきた。しかし、平成17年（2005）は、折からの寒天ブームもあり、2,500円/kgで取引された。



テングサ労働の報酬

テングサ労働の報酬算定方法は次の通りである。

テングサは、採藻から加工、入札を経て価格の決定までに半年かかる。そのため、採藻者には、採藻した時「掛け取り」を行い、その重量に応じて、テングサ代金が仮払いされる。2005年には、テングサの仮払い金として1キログラムにつき150円が暫定的に支払われた。

入札後、テングサの販売代金の中から、売値の22%が下田市漁業協同組合と静岡県漁業連合会に手数料として納付される。また、改良員の日当2,600円(2005年)や諸経費が差し引かれ、残りが海女と改良員の純益になる。海女と改良員には、採藻キロ数や「改良」キロ数に応じて精算金が年末に支払われる。

2005年は、テングサ1キロあたり2,500円で取引された。前述した手数料や改良員の人件費、諸経費を差し引き、生テングサが乾燥した際の収縮率を勘案すると、生テングサ1キロ当たり365円の価格であった。仮払い金が1キロにつき150円支払われていたため、差額の215円が年末に清算金として支払われた。

須崎地区の平均的な面スイ海女は1日に300kg~400kg、樽カツギ海女は150kgほどのテングサを採藻する。つまり海女は、1日におよそ55,000円~150,000円の稼ぎがあったことになる。

改良員には、改良したテングサのキロ数に応じて、生テングサ1キロにつきテングサ価格の3割、およそ110円(2005年)が精算金として支払われた。

平成21年度(2009年)に須崎支所で加工され、販売されたテングサ(マグサ)は、18,000kg。販売価格は、4,130万円であった。テングサ1キロあたりに換算すると2,300円である(2009年下田市漁協統計)。

テングサは、海女の高齢化に伴い、採藻者が年々減少している。そのため、水揚げ量が少なくなり、価値の高い商品として、その取引価格が高騰している。

3.2 貝の販売



写真 11 (左上) アワビを等級別に計量

写真 12 (右上) サザエを等級別に分ける

写真 13 (左) アワビの売買を記帳する漁協職員

3通りある貝の取引方法

貝の取引方法には3通りある。1)海女小屋に買付けに巡回してくる下田市漁協職員に卸す。2)「浜買い」と呼び、浜辺に買付けに来る業者に卸す。3)「一般買い」と言い、漁業者がホテルや飲食店、鮮魚業者に直接持ち込んで取引する。

どの方法を選ぶかは、海女や海士によって異なる。「浜買い」や「一般買い」は、別ルートと呼ぶ。貝漁が終わり早々、「ちょっと」と、仲間内から離れるのが、別ルートで取引する合図である。

貝の値段

貝は、需要と供給による値動きの激しい商品である。アワビなどは、飲食店でも「時価」表示である。須崎の海女や海士が取引した貝の価格を2つの販売先で比較した（表5-1）。

下田市漁業協同組合の買取り価格は、箱メガネ漁法による貝漁の解禁初日（4月20日）、アワビが6,000円であった。平均買取り価格4,800円の1.25倍である。

一方、「一般買い」業者の買取り価格は、アワビが8,000円で、漁協の平均買取り価格のおよそ2倍の高値で取引される。トコブシやサザエ、シッタカなどの貝についても同様に、漁協ルートに1.6倍前後の高値で取引される。

須崎の海女や海士は、7月～9月までの入漁期間中、40日間ほど入漁する。その間、アワビを一日に35kgぐらい獲ることもある。貝の収入だけでも相当な額に昇る。

表5-1. 販売先別貝の取引価格

種別	販売先	漁協の解禁初日の 買取り価格	漁協の平均買取り 価格	「一般買い」の買取り 価格
アワビ		6,000円/kg (2005年)	4,800円/kg (2004年)	8,000円/kg (2004年)
トコブシ			2,200円/kg	3,800円/kg
サザエ、シッタカ			800円/kg	1,300円/kg

3.3 魚の販売

須崎の漁師の魚の取引方法は、3通りある。①漁協の市場に卸す②共同出荷グループ「ヤマ共」ルートで販売③近隣のスーパーや商店との個別取引である。

漁協市場に卸す

漁師は、魚を水揚げする際、市場を自由に選ぶことができる。須崎の漁師は、下田市漁協に併設される下田魚市場に水揚げすることが多い。しかし、高値が付きそうなマグロやカジキが釣れた時は、稲取、伊東など、近隣の市場に海上から無線で値を問い合わせ、一番高値の付く伊東市場に船で持ち込むのが慣習である。

「ヤマ共」ルートで販売

「ヤマ共」とは、昭和40年、須崎の漁業者が立ち上げた共同出荷グループである。下田市漁協とは異なる独自の販売ルートを開拓、共同出荷グループとして設立した。仲介業者を通さずに、須崎の漁業者が直接、首都圏の買付け人と取引するシステムである。



写真14.キンメダイの出荷作業を行なう

「ヤマ共」で扱う商品は、キンメダイである。須崎港で水揚げしたばかりのキンメダイを翌朝の競りに間に合うように東京築地、横浜、小田原の各魚市場にトラックで直送する。生産者が梱包代、運賃などの諸経費を負担し、下田市漁協には売上げの4%を納付金として支払う。

「ヤマ共」を設立した背景には、須崎のキンメダイ漁が後発であったことが大きい。キンメダイ漁を戦前から行なってきた稲取や全国の漁業者がキンメダイを水揚げする下田が先行し、価格競争も激しかった。

「ヤマ共」は、「地キンメ」の売り込みを積極的に図り、神津島よりも遠方で獲れる「沖のキンメ」より、須崎近海で獲れる「地キンメ」の定着化に奔走した。その結果、稲取のキンメより、須崎のキンメの方が強いブランド力を得た。また、漁業者にとって安定した供給先の確保に繋がった。

キンメダイの出荷は、船が須崎港に戻る午後3時過ぎに始る。漁師は、キンメダイを大きき別に特大、大、中、小、ビリの5段階に仕分けし、10キロずつ発泡スチロールのケースに詰める。キンメダイのキロ当たりの取引価格は、1000円～2000円とバラツキはあるが、下田市漁協の取引価格と比較すると2～3割増の価格で取引される。平成17年(2005)夏は、キロ当たり1,000円で取引された。

4.遊漁船業

遊漁船業は、釣り客を沖合のポイントまで船で案内し、船上で客の手助けをしながら、釣を楽しませるサービス業である。須崎の遊漁船業に従事するのは、20代から50代の漁業との兼業者である。20～30代の若手は、漁家の後継者が多い。

全国に先駆けて須崎で遊漁船業が始ったのは、昭和45年(1970)頃のことである。それまで、釣り客を釣り場の島や岸辺に運び届ける渡船業の業態は、全国的に見られた。

70年代、テレビの深夜番組が須崎沖の釣り情報を流し始めたことで、首都圏から多くの釣り客が来訪した。もちろん、その背景には、テレビ局に情報を頻繁に流した須崎の漁業者の才覚がある。80年代、須崎の遊漁船数は、50隻を数えた。同時に釣り客のための船宿も兼ねた民宿業も始った。

遊漁船の仕事

遊漁船は、朝5時半に須崎港を出港する。釣り客の目当ては、イカやイサギの一本釣りとカジキマグロのトロリングである。案内する漁場は、客のニーズによって、東は千葉県野島崎沖、南は利島、新島、西は御前崎沖と、広範囲に及ぶ。船主は、ポイントに錨を降ろすと客の要望に応じ、道具をセッティングする手伝いや用意してきた餌を分ける。

釣り客の技術は様々である。プロ顔負けの客もいれば、初心者もいる。それら客のニーズに合わせてながら手伝う。遊漁船業を「気疲れがしてしんどい商売だから、若いもんに任せたよ」と語る漁師と、「いろんなお客さんと知り合い、楽しかったよ」と語る漁師がいる。採魚業とは、全く異なるコミュニケーション技能や接客技術が必要とされる仕事である。

昼食を挟み午後2時頃まで、釣りを行う。須崎港に帰港するのは、午後3時頃である。昼食の弁当は、船宿も兼ねる船主の家人が用意することが多い。

遊漁船の料金

遊漁船の料金は、須崎沖の神子元島へは、餌代込みで一人13,000円。利島へは、17,000円。新島へは19,000円。キンメ釣りは、仕掛け代を含めて18,000円である（2005年）。個人のレジャー費としては高額なため、企業の接待に利用されることが多かった。

遊漁船業の現況

須崎の遊漁船業は、日本経済の落ち込みとともに経営が厳しさを増している。2005年の遊漁船一隻あたりの集客数は、月に200人程度であった。2005年当時、須崎には、遊漁船が70隻あった。しかし、2011年は31隻と、須崎の遊漁船の数は最盛期と比べ半減している。

バブル崩壊以降、石油の高騰が追い打ちを掛け、船を動かす燃料費の方が高くとつくと、港に繫留されたままの遊漁船も多く見られる。また、須崎の民宿業は、釣り客の利用が多かったため、遊漁船業の衰退とともに以前のような活気は見られない。

考察

須崎の生業活動

須崎の漁師、海女、海士などの漁業者が行なう生業活動には、漁業以外に水産加工業、水産品卸売業、サービス業（遊漁船業、民宿業）、農業があることを明らかにした。

須崎漁民が水産加工業でおこなっているのは、テングサの乾燥加工、海苔の乾燥加工、ワカメの乾燥加工、ヒジキの乾燥加工、魚の干物加工である。

水産品卸売業でおこなっているのは、魚の卸売り、貝の卸売り、テングサの販売である。

サービス業でおこなっているのは、遊漁船業と民宿業である。

以上の分析によって整理した漁師が行なう生業活動と漁家の経済との関わりについて比較してみる（表5-2）。

表には、共通に関連するグループごとに同じ記号を付与した。

生業活動の従事形態

従事者分類欄に生業活動のうち、漁業者本人(□印)だけでなく、家族の手伝い(■印)や、一般住民(◇印)の参加が見られる活動に印を付与した。

前章で論じた通り、須崎の漁業者は、採魚業、採藻・採貝業ともに家族と協働で生業活動を行なう形態が見られる(□印と■印)。

採魚業の場合、延縄釣漁法やキンメダイの立て縄一本釣漁法に家族で乗り組む例。

採藻・採貝業の場合、面スイ漁法や船カツギ漁法のトマイを家族が務める例。

水産加工業のうち、海苔加工、ワカメ加工、ヒジキ加工、魚の干物加工は、家族と協働で生業活動が行なわれている(□印と■印)。

水産加工業のうち、唯一異なるのは、テングサ加工である。須崎の一般住民の女性がテングサ加工を伝統的に行っている。加工を家族以外に任せている(◇印)のは、テングサだけである。

水産品卸売業は、漁業者が魚、貝、海苔、ヒジキ、ワカメ等の藻類の卸売りを人に任せず、漁業者自身でおこなっている(□印)。

テングサだけは、販売に入札制が導入されているため、漁協に委託される(◇印)。

観光サービス業の遊漁船業も家族との協働でおこなわれている。また民宿業も家族と協働である。

つまり、須崎漁民の生業形態は、家族協働が基本の家内労働型である。唯一の例外がテングサ加工業である。

水産加工業の特徴

須崎の水産加工業は、その加工場所が水産品加工を扱う事業所ではなく、自宅(●印)や浜辺(○印)である。そのため、家族がその加工を手伝うことが多い。

自宅で加工するのは、岩ノリ、魚と加工する量が少なく、加工目的が販売のための製品化ではなく、自家消費や贈答用としての加工だからである。

また、ワカメ加工とヒジキ加工は、量が多く、乾燥作業に広い場所が必要なため、浜辺で作業が行なわれる(○印)。

その中でテングサ加工だけがテングサ倉庫という自宅以外の場で、須崎の一般女性によって行なわれている。須崎では、テングサ加工だけが数少ない地場産業として、雇用創出の場となっている。

須崎漁民の経済を支える産業

須崎の漁業者が行なう生業活動の中で漁家の経済に重要度が高いものから大(◎印)、中(△印)、小(▲印)を付した。その指標は、取引価格に基く。

◎印の数は、漁業と水産品卸売業に集中する。須崎の漁業者にとって経済的に重要な生業活動は、採漁業、採貝業、採藻業である。またそれに付随する、卸売り活動が漁家の経済に重要な位置づけを持つことが明らかである。

いかに高値で取引をするか、その販売先の選択も重要になる。そのため水産品卸売業は、漁業者自らが行なう。

水産加工業の中でテングサ加工とその販売は、須崎の漁業者にとり、経済的に重要な位置づけを持つ。また、テングサ加工は、改良を行なう住民にとっても経済的に重要な位置づけを持つ産業である。

水産加工業の中で次に重要度の高いものは、ワカメとヒジキの加工である(△印)。漁業者が浜で日にちをかけて加工することからも、得られる金額の高さが分かる。

他の海苔、魚の干物加工は、自宅で小規模に行なう。これらの製品については、須崎の漁業者は、あまり重視していないことがわかる(▲印)。

サービス業の遊漁船業と民宿業は、須崎の漁家の経済を漁業とともに支える重要な柱であった。しかし、釣客の減少で漁家への経済的な貢献度は低下している(△印)。

表 5-2 須崎の漁業者の生業活動とその経済的な位置づけ

須崎の漁業者の生業活動とその経済的位置づけ								
業区分	業種分類	従事者分類		作業の場所		経済的重要度		
		漁業者本人	家族、一般 住民、漁協 職員	自宅	浜、テング サ倉庫	大	中	小
漁業	採魚	□	■			◎		
	採藻・採貝	□	■			◎		
水産加工業	テングサ加工	□	◇		◆	◎		
	海苔加工	□	■	●				▲
	ワカメ加工	□	■		○		△	
	ヒジキ加工	□	■		○		△	
	魚の干物加工	□	■	●				▲
水産品卸売業	魚の卸売り	□				◎		
	貝の卸売り	□				◎		
	テングサの販売		◇			◎		
観光サービス業	遊漁船業	□	■				△	
	民宿業	□	■	●			△	

各業の従事者を漁業者の場合は□、漁業者の家族の場合は■、一般住民、漁協関係者の場合は◇を付した。
 就業場所は、漁業者の自宅は●、浜は○、テングサ倉庫は◆を付した。
 漁業者の経済的重要度の高い生業には◎、中程度の場合は△、重要度が低い場合は▲を付した。

第6章 須崎港の船

はじめに

漁民の漁撈活動に欠かせないのが船である。本章は、須崎港に繋留される船について論ずる。船には様々な種類があり、用途も異なる。須崎の漁業者が採藻、採貝に用いる漁法の中には、船を使わない漁法もある。しかし、採魚で使う多くの漁法は、船の発達と関係が深い。そこで、須崎港に繋留する船の歴史をたどる。須崎漁民が乗る船を知ることが、現在に至るまでの生業活動の変遷と、漁業の発達が明らかになると考える。

本章は、最初に現在の須崎港と船について論じる。次に江戸時代から明治期までの須崎の船の歴史について論じる。

1.現在の須崎港

須崎港は、伊豆半島の南端、下田湾の付け根から、相模灘に伸びた須崎半島の先端にある漁港である。静岡県内には、大小合わせて49箇所の漁港があるが、その内の37漁港が伊豆半島内に集積する。

漁港は、昭和25年に定められた「漁港法」に基づき、その利用範囲によって、第1種から第4種まで区分される。第1種漁港とは、主に港の所在地に居住する漁業者と、その動力漁船が利用する漁港である¹⁾。須崎港は、第1種漁港である。



写真1 須崎漁港 出典 静岡県公式HP

須崎港は、外洋との境に堤防があり、港湾内部には二つの船溜まりが整備されている。写真中央に位置するのは、須崎港、右側は小白浜港である(写真1)。

須崎漁港には、岸壁とその横に屋根付きの市場、冷蔵設備、燃料補給タンクが並ぶ。一方、小白浜港は、浜辺の先が船溜まりになっており、防波堤の下に繋留用のロープをつなぐだけの小さな港である。港に付帯する施設はない。

¹⁾ 第2種漁港は、その利用の範囲が第1種より広く、第3種漁港に属さないもの。第3種漁港は、その利用範囲が全国的なもの。第4種漁港は、離島その他辺地にあつて漁港の開発又は漁船の避難上特に必要なものをいう。

須崎港と小白浜港の間は、元は、人が一人通れる程の切り通しになっていた。そして小白浜港は、小白浜地区に住む漁民のための港であった。1970年代、自動車道路敷設のため、切り通しを崩した。現在、小白浜港には小型船が、須崎港には大型船と中型船が繫留されている。

2. 須崎漁港の規模

静岡県の漁港の75%が集まる伊豆半島は、須崎港の近隣にも多くの港がある。すぐ隣には、日米和親条約の舞台となった下田港がある。下田港には、下田市漁業協同組合が運営する下田魚市場があるが漁港指定の港ではない。また下田市内には、須崎の他に白浜、外浦、吉佐美、田牛(トウジ)地区にもそれぞれ漁港がある。さらに東に10km行くと稲取漁港がある

表 6-1. 平成 20 年 下田市内 5 漁港と近隣 1 港の規模比較

漁港名		漁協組合員 ()内は、 正組合員数	登録 動力 漁船数	漁民の船の 所有率	陸揚額/ 百万円	漁民1人当た りの陸揚額 万円	主な陸揚魚種 (t)
下 田 市	須崎	410(327)	162	49%	289	88	テングサ 26 キンメダイ 143
	白浜	511(372)	101	27%	86	23	テングサ 12 キンメダイ 13
	外浦	146(105)	31	29%	29	27.6	テングサ 5 キンメダイ 6
	吉佐美	240(69)	28	40%	11	16	サザエ 1 イセエビ 1
	田牛	98(88)	33	38%	116	132	サザエ 11 キンメダイ 45
稲取		823(87)	87	100%	277	318	テングサ 33 キンメダイ 151

出典 静岡県漁港整備課・漁港統計資料に基づき筆者作成

平成 20 年度の漁港別の統計資料を元に、須崎漁港と近隣の 5 漁港（白浜、外浦、吉佐美、田牛、稲取）の漁港規模について比較する（表 6-1）。尚、各地区の漁民数は漁協組合員の正組合員数で算定する。

登録動力漁船数

登録される船の数は、須崎港が 162 隻と圧倒的に多い。そこで漁民の船の所有率で比較すると、稲取の所有率は 100%、須崎の所有率は 49%、吉佐美の所有率は、40%である。他の 3 地域は、およそ 27%~38%の所有率である。須崎漁民の所有率は、他地区と比べて高い。

陸揚金額

陸揚金額が多いのは、須崎を筆頭に稲取、田牛である。しかし、漁民一人当りの陸揚金額に換算すると、稲取が318万円、田牛が132万円、須崎が88万円である。他地区は16万円～27.6万円である。稲取が318万円で、漁民一人当りの陸揚げ金額が一番多い。稲取は、少ない漁民数で利益率の高い漁業を行なっていると考えられる。須崎も88万円と他地区と比べ、陸揚げ金額は多い。

陸揚げ魚種

陸揚げ金額の多い、稲取、田牛、須崎に共通する魚種がある。キンメダイである。キンメダイの陸揚げ量の多い漁港ほど、陸揚げ額が高いことがわかる。

以上のことから明らかなのは、次の点である。

1)須崎漁民の船の所有率は49%と、稲取に次いで高い。2)須崎の漁民一人当りの陸揚げ金額は、88万円と多い方である。3)稲取、田牛と、南伊豆地域の漁民の漁獲益は、キンメダイの陸揚げ高に依るところが大きい。

3.須崎の漁船

須崎漁港を母港とし、静岡県に登録する動力漁船の数は、2005年当時、149隻であった。漁船の大きさは、漁船法によって1級船から7級船に分類される。

漁船法による分類方法は以下の通りである。

- 1級船 (100トン以上の海水動力漁船)
- 2級船 (5トン以上100トン未満の海水動力漁船)
- 3級船 (5トン未満の海水動力漁船)
- 4級船 (5トン以上の海水無動力漁船)
- 5級船 (5トン未満の海水無動力漁船)
- 6級船 (淡水動力漁船)
- 7級船 (淡水無動力漁船)



写真2.大型船の稲荷丸(左) 13.78トン 中型船の稲荷丸(右) 9.7トン

須崎漁港に繋留される漁船のトン数は、最小が0.2トン、最大が13.78トンである。漁船法の分類に従えば、須崎漁港に繋留される船のほとんどは、2級船と3級船に分類されることになる。しかし、須崎の漁師は、漁船の大きさを大・中・小の3分類で説明する(表6-2)

小型船とは、1トン未満の船のことである。須崎の漁師が所有する船で最も多いのが0.2～0.8トンクラスの小型船である。

小型船は、船の外側に船外機と呼ぶ船舶推進ユニットが付く。船外機は、エンジン、ギア、クラッチなどの動力伝動シャフト、スクリューが一体となったユニットで、それを船舶の後部に取り付けることで、舵の役目も担う。

船外機が付いた小型船には、レーダー、方向や距離を測る計測機器、無線といった船舶装備機器類は、一切ない。須崎の漁師は、これら0.2～0.8トンの小型船を磯漁に使う。アジ、イサギなどの一本釣漁、エビ刺網漁、テングサ漁や貝漁である。須崎の漁師の所有船では、小型船の数が77隻と最も多い。

表 6-2 2005 年 須崎港の動力漁船登録

船の大きさ	小型船 (1t 未満)	中型船 (1t～10t 未満)	大型船 (10t 以上)
用途	アジ、イサギ等の一本釣漁 エビ刺網漁 テングサ漁、貝漁	カツオ・カジキマグロの曳縄釣漁、延縄釣漁 キンメダイの立縄一本釣漁 イカ的一本釣漁	カジキマグロの曳縄釣漁 キンメダイの立縄一本釣漁 遊漁船
漁場	磯	沿岸、沖合	沖合
漁船 (隻)	77 隻	55 隻	17 隻

出典 2005 年 下田市漁協須崎支所データ

中型船とは、1トンから10トン未満の船である。須崎の漁師が所有する中型船は、8トンクラスが一番多い。

イカ釣漁、サワラ釣漁などの近海漁（沿岸域）には、2トン以上の大きさの中型船を使う。

中型船でも5トン以上になると、エンジンルームや操舵室が船にあり、レーダーや無線を装備する。カツオやカジキマグロの曳縄釣漁や延縄釣漁、キンメダイの立縄一本釣漁などには、中型船の5トンクラス以上を使う。沖合まで出かけ、曳縄釣漁のように、エンジンに負荷が大きくかかるからである。須崎の漁師が所有する中型船の数は、55隻である。

大型船とは、10トン以上の船を言う。大型船は、GPSや魚群探知機など最新鋭の電子機器装備を備えた船が多い。

大型船は、カツオやカジキマグロの曳縄釣漁や延縄釣漁、キンメダイの立縄一本釣漁、遊漁船業に使う。2005年当時、須崎の漁師が所有する大型船の数は、17隻である。

4. 須崎の船の歴史

4.1 江戸時代末期の須崎港の船

『豆州須崎村古文書』には、船に関する記述がある。

まず3点の須崎古文書史料から、須崎港に出入りした船から当時の須崎の海民の生業について明らかにしたい。

史料 6-1.『豆州須崎村古文書』横 24 『廻船持ち調べ』安政三年（1856）正月二十六日

史料 6-1 によると、回船問屋・「山三」（屋号）の土屋伝兵衛が8人乗りの廻船を1艘、6人乗りの廻船を1艘の計2隻を所有していた。同じく「長兵衛」（屋号）の小澤長兵衛は、9人乗りを6艘、7人乗りを1艘、5人乗りを1艘、3人乗りを1艘の計9隻を所有していた。

江戸時代末期の須崎港には、地元須崎の住民2名が所有する11隻の廻船が登録されていた。

史料 6-2.『豆州須崎村古文書』67『地船仲間船頭水主連印帳』慶応三年卯八月吉日（1867）

例年御読み聞かせ成りされ候 地船取り締まり御条目の通り
急度承知つかまつるべし 相守り申し候べし
乗り組み替わるも之れ有り事に付き 年々印形相い改め
且つ旅人の分は引受人相立て 一同連判差し上げ申し候 以上

慶応三卯年八月吉日 船持行司

若宮丸 船頭 源左衛門 以下 八名の水主の名前と押印
若宮丸 船頭 佐右衛門 以下 四名の水主の名前と押印
若宮丸 船頭 角左衛門 以下 七名の水主の名前と押印
若宮丸 船頭 彦四郎 以下 七名の水主の名前と押印
若宮丸 船頭 長三郎 以下 四名の水主の名前と押印
庚丸 船頭 久治郎 以下 九名の水主の名前と押印

（注）水主・市蔵には、受人として権三郎の名が記されている。

庚丸 船頭 寿太郎 以下 七名の水主の名前と押印

（注）水主・新蔵には、受人として勘三郎の名が記されている。

庚丸 船頭 重右衛門 以下 四名の水主の名前と押印
青通丸 船頭 定右衛門 以下 八名の水主の名前と押印
大黒丸 船頭 市太郎 以下 六名の水主の名前と押印
伊勢丸 船頭 梅吉 以下 七名の水主の名前と押印

史料 6-2 は、地元の船仲間である船頭と乗組員である「水主（カコ）」が連印した帳面である。差出人は「船持行司」と呼ばれる船持の代表者で、船に関わる事務一切を行う役職者である。

史料から、慶応三年(1867)当時、須崎地区には若宮丸以下、11 艘の廻船と、それを操る船頭と水主が 82 名居たことが分かる。「若宮丸」名の5艘は、廻船問屋の「山三」が所有し、

「庚丸」名の3艘は、やはり廻船問屋である「長兵衛」が所有していた。「青通丸」は、同じく廻船問屋の「八田屋」(屋号)の持ち舟であったことが判明している。

史料 6-3. 『豆州須崎村古文書』 112 『廻船漁 船覚え』 (江戸時代 年月不明)

史料 6-3 には、当時の須崎村に「蛸天草海士伝馬船」が 27 艘と、アワビやテングサ漁に従事する海士がいたことの記載がある。

以上 3 点の史料から次の事柄が明らかとなった。

- 1.江戸末期の須崎には、廻船問屋が 3 軒あった。「山三」「長兵衛」「八田屋」である。
- 2.須崎には、3 軒の間屋が所有する廻船が 11 艘あった。
- 3.須崎には、廻船の乗組員が少なくとも 82 名いた。
- 4.蛸や天草を採る海士が漕ぐ伝馬船が 27 艘あった。
- 5.アワビやテングサを採るのは、「海士」²⁾と記され、「海女」の記述は見られない。

4.2 須崎の廻船と廻船問屋

廻船

廻船とは、生産地から大消費地の江戸や大阪へと荷を運んで廻る船のことである。

荷物輸送に用いた船は、200 石積(船の積載量を表す単位で 1 石は 278 リットル)以上の船である。

写真 3.安藤広重が描く五大力船
出典:千葉県教育委員会 HP



五大力船と押送船(オチョクリ船)

廻船というと菱垣廻船や樽廻船が知られるが、須崎の廻船は、五大力船であった(写真 3)。五大力船は、江戸とその近郊地域を往来する廻船として用いられた中型の帆船である。

五大力船は、河川を航行できるように船の底が浅く、船体の幅が狭くなっている。そのため、他の廻船のように沖に碇泊し、伝馬船に荷を積み替えることなく、海からそのまま河口に乗入れ、江戸市中の河岸に横付けすることができた。海では帆を立てて帆走し、河川では棹が使えるように舷側に棹走りと呼ばれる台が設けられていた。

五大力船の大きさ

全長 : 31 尺 (9.4m) ~ 64 尺 (19.4m)

幅 : 8 尺 (2.4m) ~ 17 尺 (5.2m)

²⁾ 潜水業に携わる人々の歴史は古く、すでに奈良時代に編纂された『古事記』(712)や『日本書紀』(720)に『海人』と記載されるが、男女の区別は定かではない。「海士」は、室町時代の芸能である幸若舞「大職冠-志度の海士」や能楽「海士」に登場する。また、江戸時代の『倭字古今通例全書』(1696)には「アマは海人女子」との記載があり、少なくとも 17 世紀末、日本国内で女性が潜水に携わっていたことが分る

戴貨重量：50石積（7.5t）～100石積（15t）

押送船

押送船は、鮮魚を専用に運ぶ、帆と櫓を併用する快速船で、近隣の房総や相模から獲りたての鮮魚を運ぶ船として活躍した。

廻船問屋

廻船問屋とは、船主と契約を結び、船主のために積荷を集め、運送を請負う業者である。

須崎地区には、廻船業を営む家が13軒ほどあったといわれる。そのうち、現在も須崎に残るのは、「江湖」「長兵衛」「重郎」「八田屋」「山三」の5軒である。

これらの家は、現在7月中旬に行われる須崎夏祭りの際、代々お休み所を務める家と一致する[齋藤2007:578]。つまり、安永二年(1773)の「磯の出入りに関する訴訟」(詳細は7章)の際に功労のあった村の役職者の家である。

- 1) 小白浜地区の「長兵衛」は、訴訟の際の一番の功労者であった人物である。持ち船・「庚丸」は、赤穂の塩を運んでいた。しかし、海難事故で大正時代に沈没した。
- 2) 「江湖」の持ち船・「豊寿丸」は、須崎の細間にある石切り場から伊豆石を運んでいた。竈に使う熱に強い白石と、江戸城の築城にも使ったという青石を運んだ。
- 3) 「重郎」(持ち船名は未判明)は、紀州和歌山・新宮の材木を扱っていた。江戸へ3航海するだけで、新しい廻船が建造できたと言われる。戦後は、天城の新炭や竹細工、テングサなどを運んでいた。
- 4) 「八田屋」の持ち船・「青通丸」は、浦を丸ごと買い、栄螺や蛸を輸送していた。しかし、昭和初期、東海汽船の旅客船と衝突して沈没、衰退した。
- 5) 「山三」の持ち船・「若宮丸」は、豆州内浦で獲れた鯛を須崎まで運び、自宅前の生簀で養蓄していた。注文が入ると廻船を改造した押送船(オチョクリ船)で江戸に運んでいた⁴⁾。「山三」は、大正時代に廻船を10艘近くまで増やしたが、焼玉エンジンを搭載せずに帆船のままだったため、競争力に勝てなかったと言われる。
- 6) 工場を所有、缶詰のサザエや、ナマコを中国に輸出していたが、昭和に入り没落。現在、縁者は須崎に住んでいない。

須崎地区の廻船業者の扱う荷を見ると、異なる品を輸送することで、地区内での競争を避けていたことが分る。しかし、隆盛を誇ってきた須崎の廻船業も大正から昭和にかけて急速に衰退していった。その理由の一つが船の動力化の転換が遅れたことである。それまでの帆や挺櫓から、焼玉エンジンへと変わったことで、輸送時間が大幅に短縮された。そのため、須崎の廻船業者はスピード化の波に乗り遅れた。

⁴⁾ 寛永3年徳川家光が上洛した際、駿州沼津、獅子浜両村の漁民が蓄養する活鯛を献上し、賞誉を得た。その後寛永5年、幕府が両村に命じ、駿豆両州で獲る鯛魚を集養し、江戸近海が不漁の際に備え、駿東郡江之浦に鯛禦(たいぎょ=鯛を飼う生簀)を設置させた。駿豆両州の内浦において捕獲したものは、まず駿州江之浦に集められ、次に豆州須崎村〔現在の須崎地区〕に廻漕し、さらに近海のものを含ませて、順次浦賀以下、数箇所の禦場に廻漕したといわれる。幕府は鯛魚欠乏の時は遠州、房州、総州、常州などの漁村において広く買占め、禦中に多くの鯛を蓄養していたことから、当時幕府がいかに多くの鯛魚を消費していたかがわかる。(大林 1988: 23)

「長兵衛」では、親戚筋が集まり、持ち舟の半分を売却し、その代金でエンジンを付ける案が協議された。しかし、結局は実現されず、大正の終わりには、すべての持ち舟がなくなった。須崎の人々の船による輸送業は、その後、第二次世界大戦中まで続く。多くの須崎出身者が京浜地区の船会社に船持ごと雇用され、日本近海からフィリピン、南太平洋地域まで、軍の物資の輸送業務に携わった。

4.3 明治時代の須崎港の船

明治時代入り、須崎港に出入りする船の変化は、次の史料が物語る。

史料 6-4. 『豆州須崎村古文書』縦 194 『當組合廻船員数調べ』明治 11 年(1879)

史料 6-4 は、明治 11 年(1879)に船主惣代土屋伝兵衛(「山三」当主)が当時の工部省に提出した廻船数と船員数の報告書である。

表 6-3 明治 11 年 須崎港・登録廻船調べ

船名	豊 寿 丸	長 久 丸	若 宮 丸 1	若 宮 丸 2	庚 丸 1	庚 丸 2	青 通 丸	青 徳 丸	安 榮 丸	久 榮 丸	海 運 丸
船主	土 屋 伝 兵 衛	右 同 人	右 同 人	右 同 人	小 沢 長 兵 衛	右 同 人	山 本 伊 助	右 同 人	田 中 寅 松	小 沢 長 蔵	森 五 郎 左 衛 門
石数	1396	695	52	695	795	471	712	588	901	494	128
船税 (半期分)	6 円 98 銭	3 円 49 銭	2 円 60 銭	3 円 48 銭	3 円 97 銭	2 円 35 銭	3 円 56 銭		4 円 50 銭	2 円 47 銭	

出典 史料 4 より筆者作成

史料 6-4 には、11 隻の廻船が登録されている(表 6-3)。須崎には廻船の船主が 6 名おり、土屋伝兵衛は、4 隻の廻船を所有していた。

そこで、史料 6-4 『當組合廻船員数調べ』と、22 年前の史料 6-2 『地船仲間船頭水主連印帳』を照合してみる。

船の数は 11 艘で同数である。若宮丸、庚丸、青通丸の他に豊寿丸、長久丸、青徳丸、安榮丸、久榮丸、海運丸の名が新たに登場する。船名が変わっただけでなく、「山三」の土屋伝兵衛、「長兵衛」の小沢長兵衛、「八田屋」の山本伊助の他に、新たな廻船業者の名が登場する。田中虎松、小沢長蔵、森五郎左衛門である(表 6-3)。

4.4 明治時代の須崎の漁船

廻船は、商用の積載物の運搬に使われた船であった。それに対し、漁撈用の船はどのような船であったのだろうか。網野は、日本の船の歴史について次のように述べる。

「日本において、鎌倉期までは唐船は別にして、「大船」「小船」「網船」くらいの区別しか見られなかった船も、しだいに本格的な廻船と漁船との分化が明確になっていったものと思われる」[網野 1994:266]

船は、大海を超え、人や荷を陸地に運ぶ役割から、漁撈にふさわしい機能を持つものへと改良されていったようである。

それでは、須崎には、漁撈用の船は何艘あったのであろうか。

史料 6-5.『豆州須崎村古文書』『大小船税』明治 10 年

史料 6-5 は船税の徴収簿である。当時、須崎では「田牛屋」が 4 艘、「田賀志屋」は 7 艘、「半佐」と「市朗」は、それぞれ 4 艘を所有していたとある。そのうち、「大船（帆船）」9 艘、「小船」（伝馬船）65 艘から、税を徴収した記載がある。

同史料は、「大船」「小船」の分類となっており、船の用途についての記載はない。しかし、現在「田賀志屋」の屋号を持つ漁家が須崎にあることから、明らかに漁撈用の船と見られる。

史料 6-6.『豆州須崎村古文書』縦 219『明治 12 年 上半年分 船税上納証』

史料 6-6 は明治 12 年上期に船税を収めた船の控え簿である。それによると、「廻船」9 隻の他、「漁船」16 艘、「伝馬船」58 艘、「小伝馬船」2 艘から船税が徴収されている。

史料 6-5 の記載から 2 年後に書かれた史料 6-6 では、「大船」「小船」の分類ではなく、「漁船」、「伝馬船」、「小伝馬船」に分類されている。

また、明治 22 年の船税上納証には、83 艘の「伝馬船」から税を徴収したことが記されている。このように明治期に入り、須崎に「伝馬船」が徐々に増えていった事が分る。

4.5 ヤンノウ船と伝馬船

ヤンノウ船

史料 5 と史料 6 に残る「大船」あるいは「漁船」とは、「ヤンノウ」と呼ばれる帆船のことである。明治 18 年頃、千葉県布良（めら）の船大工が改良した和船で、当時の和式漁業用船では最高品質のものであった。須崎では、昭和 28 年頃まで、ヤンノウ船が活躍していた。

ヤンノウ船の大きさ

全長:二間一尺 (3.9m) ~ 四間一尺(7.5m)

幅:8 尺 (2.4m)

ヤンノウ船の構造

それまで甲板が無かった和船の船首と船尾に甲板を張り、水の侵入を防ぐ構造であった。肋骨材の数も2本から6本に増加、船底の厚さを5寸5分(16.6cm)にして強度を図る。動力には大中小の3帳の帆に受ける風を利用。櫓によって推力を得る点が特徴であった[静岡県:1894]。

ヤンノウ船の用途

須崎では、昭和中期頃までカジキマグロ漁やカツオ漁にヤンノウ船が使われていた。また、エンジン船と比べ、音がほとんどしないため、マグロの食いが良かったとヤンノウ船を知る高齢漁師は語る。

伝馬船

史料6-5に残る「小船」とは、伝馬船を指す。『豆州須崎村古文書』の中に「須崎共同販売所」名の記載簿(明治時代 年月不明)がある。舟人、乗合人、出漁数、歩合等が記載される。その中には、「海士船60艘」と書かれている。海士が伝馬船を操っていたことになる。

伝馬船の大きさ

全長:一間四尺(3m)~二間四尺(4.8m)とヤンノウ船を上回る大きさのものまであった。

伝馬船の構造

動力は、人力の挺櫓である。挺櫓の数は、1挺櫓、2挺櫓、3挺櫓、4挺櫓、5挺櫓と組み員の数で増える。通常、伝馬船は、2挺櫓であった。

伝馬船の用途

伝馬船は、磯でのテングサ漁や貝漁、一本釣り漁に使われる他、海上交通の足となった。

4.6 船の所有と須崎の階層分化

2008年の須崎の漁師の船の所有率が49%であることは述べた。それでは、明治時代の須崎の船の所有率は、どうであったであろうか。

表6-4は、史料6-6『明治12年 上半年分 船税上納証』より作成した明治12年当時の須崎漁民の船の所有状況である。

廻船の所有状況を見ると、「山三」の土屋伝兵衛、「長兵衛」の小沢長兵衛、「八田屋」の山本伊助、その他に小沢長蔵、田中寅松の5名が合計9隻の廻船を所有している。

廻船4隻を所有する「山三」の土屋伝兵衛は、漁船1隻と伝馬船も1隻所有している。廻船業の他に、漁業も行っていたことが分る。

また、土屋伝兵衛は、明治12年上半期におよそ17円の船税を支払っていたことが明らかである(表6-3)。この額は、同年の須崎村の半期の祭典費10円50銭を上回る金額である。

漁船を2隻所有する家は、山本重郎右衛門、土屋半助、田中清蔵の3軒である。
 漁船を1隻所有する家は、8軒ある。これらの漁船で鮪漁や鯉漁を行っていたと言われる。
 伝馬船は、漁師が一本釣漁や採藻、貝漁に使う小型船である。その伝馬船と漁船の両方を
 所有する漁家が6軒ある。

表6-4 明治12年 須崎地区民の船の所有状況

所有者名		廻船	漁船	伝馬船	小伝馬船
A	土屋伝兵衛「山三」	4	1	1	
B	小沢長兵衛「長兵衛」	2			
C	山本伊助「八田屋」	1			1
D	小沢長蔵	1			
E	田中寅松	1		1	
F	山本重郎右衛門		2		
G	土屋半助		2	1	
H	田中清蔵		2	1	
I	田中庄九郎		1	1	
J	田中彦右衛門		1	1	
K	土屋六郎衛門		1	1	
L	大石吉左衛		1		
M	清水治五右衛門		1	1	
N	田中福太郎		1		
O	土屋又四郎		1		
P	小澤甚左衛門		1		
	その他の家			50	1
合計		9	15	58	2

出典：『明治12年上半年分 船税上納証』より筆者作成

伝馬船を1艘だけ所有する家は、51軒にのぼる。

つまり、当時の須崎村の総戸数214戸の内、漁船を所有して漁業を行っていた家は、65戸となる。漁船の保有率は30%である。

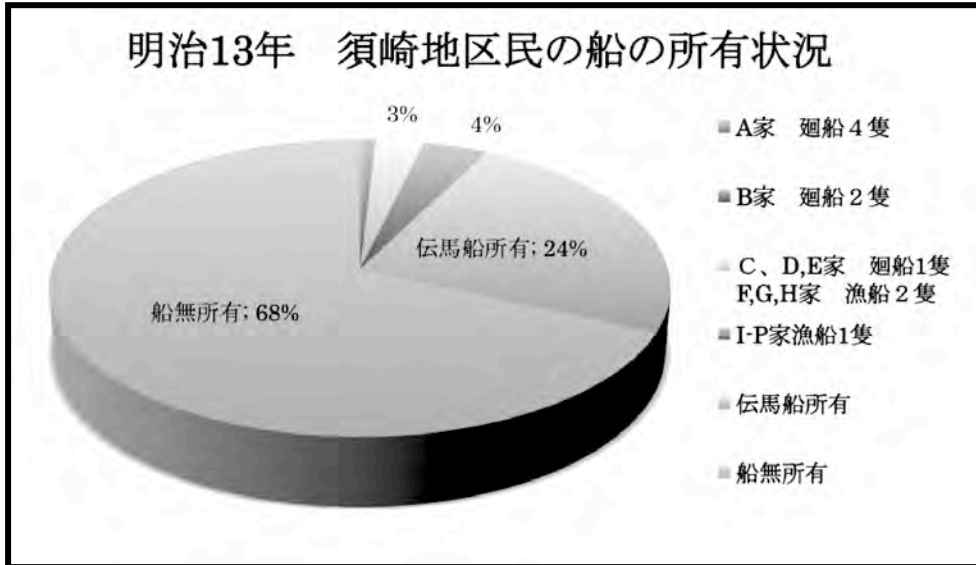
これは、明治24年(1892)の『静岡縣水産誌』に記載される「須崎地区の戸数は、218戸、漁家としての登録数は、全戸数の24%の54戸、漁業者は、56人であった」との記述とほぼ一致する。

史料6-6を基に当時の須崎地区民の船の所有状況をグラフで表した(グラフ6-1)。船を所有する家は、32%、船を持たない家が68%を占める。また船の所有者のうち、75%は小船の所有者である。

廻船の所有者はわずか2%。沖合漁業に出漁できる大船の船主は5%しかいないことになる。明治の初期、須崎では廻船を4隻、漁船2隻を所有するA家(土屋伝兵衛「山三」)を筆頭に階層分化が進んでいたことは、明らかである。

つまり、須崎地区は海村でありながら、船を所有する家は、32%。船を持たない家が68%であった。

[グラフ 6-1]



4.7 大正から昭和の船の発達

明治末から大正時代にかけて漁船の動力化が進む。大正末期には、漁に使う船の動力は、帆船（ヤンノウ船）から焼玉エンジンへと変わる。当時、電気着火式は、故障が多かったため、スウェーデン製のホルンダー式 焼き玉エンジンが使用された[山口 2007:177-179]。焼き玉エンジンの特徴は、点火機構にあった。始動時、シリンダーヘッド部分にある蓄熱部品に鋳物でできた「焼玉」を使い、外部からでバーナーで加熱して蓄熱させる構造となっていた。

その後、昭和初期には、船の動力は、ディーゼルエンジンへと移り変わる。昭和50年代以降は、GPS や漁業探知機など最新鋭の機器類を備えたハイテク船へと、さらに船は高性能化していく。

考察

これまで論じた史料から、須崎港に繋留されてきた船を年代順にその種類と船数を表にした（表 6-5）。江戸、明治、現代の須崎の船について次のことが明らかとなった。

現代

現在の須崎港に繋留される船は、大型船、中型船、小型船である。

須崎漁民の船の所有率は、49%である。漁民の半数が船を所有しており、近隣他地区の漁民の所有率と比べても高い。

須崎漁民の所有船をみると、0.2~0.8 トンクラスの小型船が77隻ともっとも多い。

須崎の漁民は、小型船でアジ、イサギなどの一本釣漁、エビ刺網漁、テングサ漁、貝漁などを行なう。

次に所有数が多いのは、中型船で55隻である。

須崎の漁師は、中型船でイカ釣漁、サワラ釣漁などの近海漁（沿岸域）を行なう。また、5トン以上の中型船でカツオやカジキマグロの曳縄釣漁や延縄釣漁、キンメダイの立縄一本釣漁を沖合で行なう。

大型船は、10トン以上の船で、漁師の所有数の中では、一番少なく17隻である。

大型船にはGPSや魚群探知機など、最新鋭の電子機器装備が備えられている。須崎の漁師は、これらの機器を駆使し、キンメダイの立縄一本釣漁、カツオやカジキマグロの曳縄釣漁を行なう。しかし、大型船の用途で一番多いのは、遊漁船業に使うことである。

表 6-5. 須崎港の年代別繋留船とその用途

船の区分		廻船		漁船				
船の種類		五大力船	押送船	伝馬船	ヤンノウ船	小型船	中型船	大型船
船数	江戸末期	11	?	27				
	明治13年	9		60	15			
	明治22年			83				
	昭和50年					117	93	4
	平成17年					77	55	17
用途		荷物輸送	鮮魚の運搬	一本釣漁 テングサ アワビ漁	マグロ漁 カツオ漁	一本釣漁 テングサ漁	延縄漁 曳縄漁	キンメダイ 漁、遊漁船
主な従事者		水夫	水夫	海士	漁師	漁師海女	漁師	漁師

出典 江戸、明治時代は『豆州須崎村古文書』史料、昭和50年は、尾留川（編）『沿岸集落の生態』

35年前の昭和50年当時と現代の船数を比較すると、小型船の数が昭和50年の65%に減少している。中型船も60%に減少した。その代わりに大型船は4倍に増加している。大型船の増加は、須崎が漁業だけでなく、遊漁船業へ漁民の業態が変化してきたことを表す。

江戸時代

江戸末期の須崎港に繋留されていたのは、五大力船、押送船、伝馬船である。

五大力船は、須崎と江戸とを結ぶ荷物輸送用廻船で、中型の帆船であった。

須崎には五大力船11隻あり、水夫が82名いた。須崎村民のうち廻船業に従事するものが多かったことが明らかとなった。

須崎には、廻船業を営む家が十数軒あった。運搬品は、赤穂の塩、伊豆石、紀州和歌山・新宮の材木、天城の新炭や竹細工、テングサ、栄螺や匏であった。これらの品を江戸に運んでいた。須崎村内では、廻船業者間の競争を避けるため、扱う荷はそれぞれ異なっていた。

押送船は、廻船の中でも鮮魚を運ぶ快速船であった。須崎では、豆州内浦で獲れた鯛を江戸市中に運んでいた。

伝馬船は、漁業に使う船であった。須崎には、伝馬船が27隻あった。伝馬船は「海士船」とも呼ばれ、一本釣漁、テングサ漁、貝漁に使用された。

江戸時代末期に漁船の記載がないのは、漁船の発達が未発達で、まだ、近海漁に適する船がなかったからと考えられる。

五大力船と押送船は帆と櫓を使って、風と人力を動力にした船であった。しかし、船の動力は、大正末期から昭和にかけ、焼玉エンジンへと変わった。そのため五大力船は、高速化に対応できず、急速に衰退していった。また、海難事故も重なり、須崎の廻船業も衰退した。

明治時代

明治期の須崎港に繋留されていた船は、ヤンノウ船、伝馬船である。

ヤンノウ船は、帆を備えた和船で、当時の和式の漁業用船では最高品質のものであった。須崎には、明治13年当時、ヤンノウ船が15隻あり、カツオ漁やマグロ漁に使われた。

伝馬船も漁業に使う船であった。一本釣漁、テングサ漁、貝漁に使用された。明治13年には、伝馬船が60艘、さらに明治23年には83艘と、数が急速に増えてゆ。これは、明治になり、須崎にテングサ漁を行なう漁業者が増加したからだと考えられる。

明治時代、須崎村で船を所有する家は、32%であった。廻船の所有者は2%、漁業用の船を持つ家は、30%である。またその75%は、小船の伝馬船であった。

須崎の船と漁業の変遷

須崎港に繋留された船から、須崎海民の生業の変遷を考察する。

江戸時代末期、須崎では、伝馬船（小船）を使い海士がアワビ漁やテングサ漁、一本釣り漁を行っていた。近海漁業を行う船や漁民はほとんど見られなかった。

一方、須崎では、廻船業が盛んで、村民の多くは水夫として廻船（五大力船、押送船）に乗っていた。

明治時代に入り、須崎では、伝馬船（小船）の数が江戸末期の3倍近くなるほど、テングサ漁や貝漁に従事する村民が増加した。中型の漁船（ヤンノウ船）でカジキマグロやカツオの近海漁業を生業にする漁民も出現した。

明治末から大正時代にかけて船の動力化が進み、帆船は、高速化に乗り遅れ、衰退してゆく。それに伴い須崎の廻船業も衰退した。

明治時代の須崎村民の漁船の所有率は30%であった。その大半が伝馬船である。

現在の須崎の漁業者の船の所有率は49%である。そしてその大半が小型船である。

現在、須崎漁民は、一本釣漁、エビ刺網漁、テングサ漁、貝漁などを行なう。そして、船の発達で性能がよくなった中型漁船でイカ釣漁などの近海漁、カツオやカジキマグロの曳縄釣漁、延縄釣漁を行なう。また、電子機器を備えた大型船で新たにキンメダイの立縄一本釣漁や遊漁船業を行なう。

須崎港に繋留される船について明治時代と現代を比較して明らかなのは、次の4点である。

- 1) 須崎漁民の船の所有率は、明治時代より、20%増加した。
- 2) 須崎漁民が所有する船の多くは、小型船であり、現代も明治時代とその傾向は変わらない。つまり、小型船でも可能な漁業を行なう漁業者が多いということである。

- 3) 須崎漁民が行なう漁の対象魚種が明治時代も現在も似ている。それは、須崎地域を取り巻く海洋環境に大きな変化が見られないということになる。
- 4) 船の技術的な発達が新たなキンメダイの立縄一本釣漁や遊漁船業を生み出した。

第Ⅲ部 須崎海民とローカル・コモンズ

第7章 須崎の漁場とルール

はじめに

本章は、漁を行なう漁場について論ずる。漁場とは、魚や貝が生息し、藻が繁茂する場所である。魚は季節や魚種により、生息場所である漁場は異なる。また魚は、魚種により、回遊する海の深さが異なるため、漁場も異なる。獲物が多く集まる漁場には、漁民も多く集まる。当然、トラブルも生じてくる。そこで、漁場を巡る争いを避けるために生まれたルールが漁業権漁業を含む様々な許可漁業である。

本章では、須崎漁民が漁業活動を行なう磯、沿岸、沖合の3つの漁場と漁業権について論ずる。漁業権をはじめとした漁業規制がもたらす漁業資源の維持強化についても注目する。

1. 須崎漁民の漁場と海面空間認識

1.1 漁場の位置確認

漁師は、広大な海原で漁をする。漁師は、目印のない海原での位置確認や距離計測をヤマアテ技法を用いて行なう。

ヤマアテ技法とは、二点間の目印を見通して、一線目を決め、次に、別の二点間の目印を見通して、二線目を決める。この一線目と二線目が交わる地点で位置を確認する方法である。目印には、灯台、対岸にある山、沖の島等を利用する。かつては、ヤマアテ技法ができなければ、漁ができなかった[大村 1999]と言われる程、漁師にとってヤマアテ技法は大切な漁業技法であった。

しかし、ヤマアテ技法は、過去の話ではない。レーダーや計測機器が全くない小型船を使って漁を行なう漁師にとり、位置確認を行なう上で、ヤマアテ技法は、現在も大切な技法である。

一方、レーダーや方向距離を測る計測機器を備えた中型船で漁を行う漁師は、海図に基づいて位置を計測する。船が進む方角、速度、時間で走航距離を計算し、位置確認をする。

さらに、GPS やソナーなどの最新の電子船舶装備機器類を備えた大型船で漁を行なう漁師は、「機器類の操作方法さえマスターし、入力さえすれば、後は機械が勝手に漁場に連れて行ってくれる。ヤマアテなんて、全く役に立たない」と言う。

現代を生きる漁師にとって、海上の位置確認の技術だけでも、乗る船の装備品の違いによって、3通りの方法と見解があり、その漁業技法も異なるのである。

1.2 漁師の海面空間認識と距離

海を表現する言葉に「磯」「沿岸」「沖合」がある。「磯漁業」「沿岸漁業」「沖合漁業」という言葉は、日常使われる。

この3つの言葉の概念は、通常、次のように説明される。

磯:海の波打ちぎわ

沿岸:海の陸地に近い所

沖合:岸から遠く離れた海上

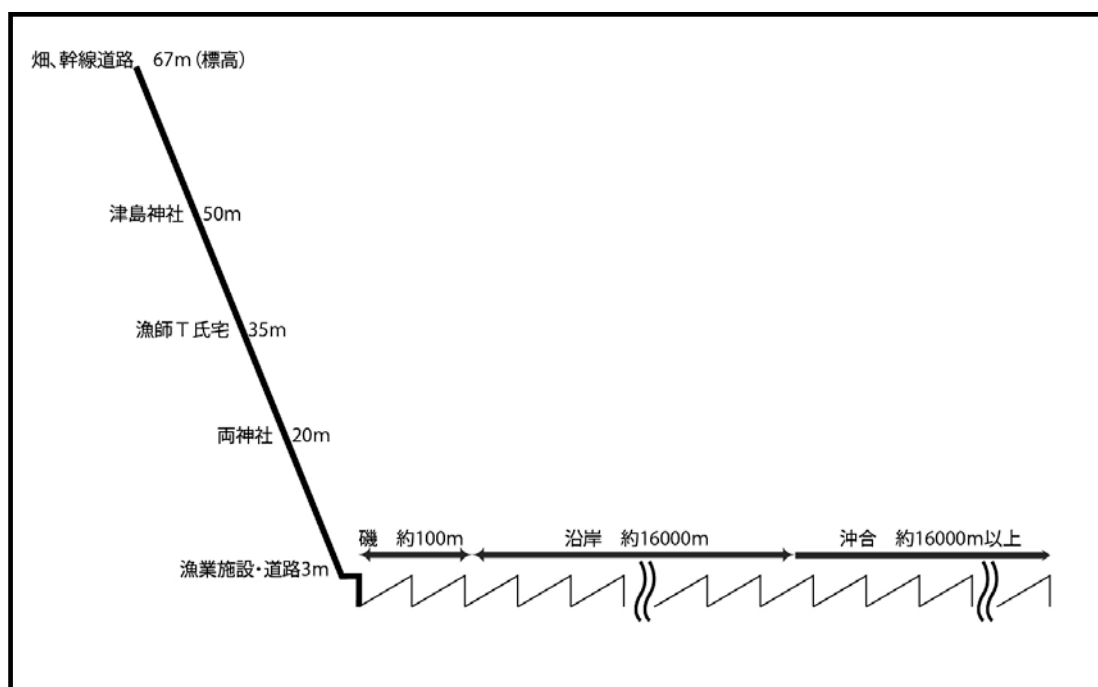
しかし、あらためて考えると、この表現には、具体性が全くない。なぜなら、陸からの距離が示されていないからである。特に、沿岸と沖合の区別は明らかでない。

漁師は、漁場を説明する時、どのような表現をするであろうか。須崎の漁師は、第三者に漁場を説明するとき、「沿岸」「沖合」という言葉は使わない。漁師間の会話には、目印となるものを特定し、「●●から何キロ走ったところ」という表現が多く使われる。目印は、島よりむしろ「根」と呼ぶ肉眼では見えない海底の岩礁であることが多い。「走る」とは、船の走航距離である。

「磯」は、たまに海女が口にするのを聞くことがある。「●●の磯に行った」という具合である。海女の会話から、陸にほど近い海を指す言葉として使われていることが分かる。

「磯」「沿岸」「沖合」の言葉は、海を生業の場としない一般人が海面の位置を分かりやすいように区分した概念とも言える。

図 7-1.須崎の漁師の海面空間の認識



筆者は、須崎の漁業者が漁に使用する漁場を分かりやすく示すために、一般的に使われる「磯」「沿岸」「沖合」の範囲を特定したいと考えた。そこで、「磯」「沿岸」「沖合」が須崎の漁師の海面空間認識ではどのくらいの距離を指すのか、漁業者が漁場の位置説明をする会話から、島や「根」の位置を特定し、計測を試みた。その結果が図7-1に示す距離である。会話の主は、漁師のT氏とその友人のO氏である。

須崎の漁師の海面空間認識における「磯」「沿岸」「沖合」の距離

磯とは、陸から沖合へおよそ100m以内の共同漁業権漁場区域内である。

沿岸とは、須崎漁港を起点としておよそ10マイル(16km)の距離以内の伊豆半島沿岸域である。

沖合とは、須崎漁港を起点としておよそ10マイルを超えた距離の海域である。

須崎の漁師が認識する「沿岸」の距離は、16km以内である。この距離は、「領海」の距離と非常に近い。領海¹⁾とは、国の主権が及ぶ距離で、海岸線に沿った低潮線の基線から12海里(22.224km<1海里=1.852m)である。

一方、須崎の漁師が認識する「沖合」の距離は、16km圏外域である。この海面空間認識は、領海の外側が自由航行が認められた「公海」の距離概念とも似る。

須崎漁民が採魚、採藻、採貝で利用する漁場の位置を分かりやすく表現するために、本論では、「磯」、「沿岸」、「沖合」と呼ぶことにする。

陸あるいは、母港・須崎漁港からの距離は、須崎の漁師の海面空間認識を基準にする。

「磯」漁場は、陸から沖合へおよそ100m以内の共同漁業権漁場区域内である。

「沿岸」漁場は、須崎漁港を起点としておよそ10マイル(16km)の距離以内の伊豆半島沿岸域である。

「沖合」漁場は、須崎漁港を起点としておよそ10マイルを超えた距離の海域である。

2.海の深度と魚種

海には、広さの定義だけでなく深度の定義がある。海面からの深さとそれぞれの呼称を図解した(図7-2)。海の深度は5段階に分けられる。

表層 最も海面に近い部分である。その深度は、200mまでをいう。

中層 表層の次に位置する部分である。その深度は、200m~1,000mまでを言う。

漸深層 中層の次に位置する部分である。その深度は1,000m~3,000mまでを言う。

深海層 漸深層の次に位置する部分である。その深度は3,000m~6,000mまでを言う。

1 海面は、自由航行の認められた公海と、沿岸国の主権が及ぶ領海とに分けられる。

領海について国によって様々な距離が主張され、12海里だけでなく、200海里までを領海と主張する国が現れてきた。そこで国連が中心になり、国連海洋法条約が定められた。国連海洋法条約では、排他的経済水域(exclusive economic zone; EEZ)を200海里とし、広範な領海を経済的主権に限定して認める代わりに、自由航行のできる水域を確保した。

超深海層 深海層の次に位置する部分である。その深度は、6,000m 以下を言う。

5段階の深度のうち、魚が生息する深度は次の通りである。

須崎の漁師は、魚種を「上モノ魚」と「底モノ魚」の2種類に分けて区分する。それは、魚の生息する深度で区分した呼び名である。

「上モノ魚」とは、海面下10m内の表層を回遊するマグロ、カツオ、カジキ、ブリなどである。また、磯や沿岸など、陸に近い浅い場所に生息する魚種のことである。イサギは、昼間は藻場の海底10m程の所に潜み、夜間に水面近くに浮上し、磯に棲む小魚を食べる。

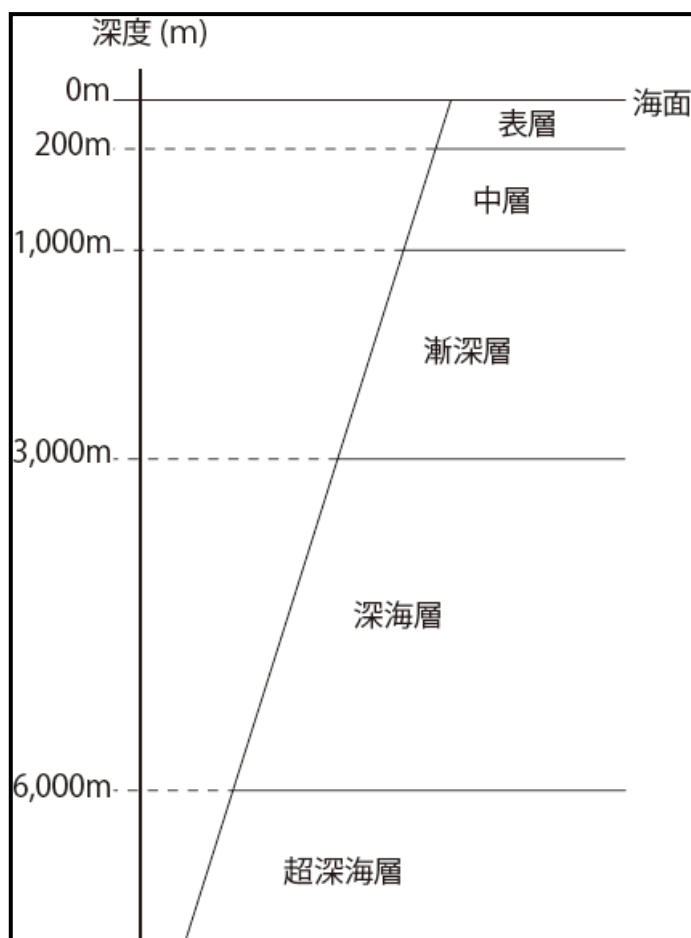
カサゴは、水深の浅い岩場や藻場に生息する。

マアジは、沿岸表層魚である。餌の多い水域では水深80m前後の海底に留まって瀬つきとなる。

カジキは、普段は、海面下10-50mの表層を中心に遊泳するが、ときには海面近くを遊泳することもある。

ブリは、表層に生息する。

図 7-2.海の深度とその名称



「底モノ魚」とは、海底300m～600mの根（岩礁）に生息するキンメダイ、メダイ、ムツ、タラ、カレイ、ヒラメなどである。「底モノ」魚種は、150種程あると言われる。

キンメダイなど、「底モノ」と呼ばれる魚でも海の深度からみると、「中層」に棲む魚種であることが分かる。

藻や貝類の生息場所の深度も種類によって異なる。

テングサは、深度3m～20mあたりの岩などに付着して生息する。

ワカメは、深度10m以上の岩に根の部分の固着させている

ヒジキは、海岸近くの岩場付近、深さ数十センチの水中に繁茂する。

つまり、漁師や海女、海士が

行なう採魚、採藻・採貝漁は、海洋の深さと比較するとごく浅い、水面下数十センチから、最大300mあたりまでに生息する魚種を対象に漁を行なっていることになる。

3.漁業の種類

漁業は、漁業者が勝手に船を出し、好きな漁場で自由に行なえるものではない。漁業者の権利と利益を保護するために漁業法でそれぞれ規定が定められている。

漁業法で漁業は、次の4種類に分けられる。

1.漁業権漁業

都道府県知事に申請し、都道府県知事の免許を必要とする漁業。

2.指定漁業

農林大臣の許可を必要とする漁業。

一般には、禁止されている漁業を特定の人が許可を受けて行なう漁業。

沖合底曳き網漁業、大型・中型・母船式捕鯨業、遠洋カツオ・マグロ漁業、中型サケ・マス流し網漁業、近海カツオ・マグロ漁業、イカ釣り漁業等。

3.許可漁業

都道府県知事の許可を必要とする漁業。

中型巻網漁業、船曳き網漁業、小型サケ・マス流し網漁業等。

4.自由漁業

誰でも自由に営め、農林水産大臣又は、都道府県知事の免許・許可などが不要な漁業。

これらの漁業の種類のうち、須崎の漁業者と関係が最も深い漁業権漁業について述べる。

3.1 漁業権漁業

漁業権に対する筆者のイメージは、漁業者にだけ与えられた利益特権的なイメージである。実際、漁業権の概念については、次のように語られる。

漁業権（TURF: Territorial Use Rights in Fisheries）とは、漁民が個人や集団として漁場のある領域を占有し、漁業資源を利用する権利である。漁業権は、広義に解釈すると、国家の領海権を含むが、普通は、特定の地域における同業種の漁民が個人ないし共同で利用する地域内の「なわばり」に適用される[Christy 1982]。

漁業権は、都道府県知事により許可される。須崎の共同漁業権漁場は、管轄庁である静岡県知事に許可されているのである。

静岡県の漁業調整規則によると、「漁業権は、行使権である」と書かれる。そのため、個人が取得するのではなく、漁業協同組合が共同漁業権を取得し、その行使については、各漁業協同組合の総会で個別に決められることになる。

漁業権には、次の3種類がある。

定置漁業権：一定の場所に網などの漁具を敷設、定置して漁業を営む権利。

区画漁業権:一定の区域内で水産動植物の養殖業を営む権利。

共同漁業権:一定地区の漁民が一定の漁場を共同に利用して漁業を営む権利。

共同漁業権には、1種から5種までである。

1種は藻類、貝類、イセエビ、ウニ、ナマコなどの定着性の水産動植物が対象。

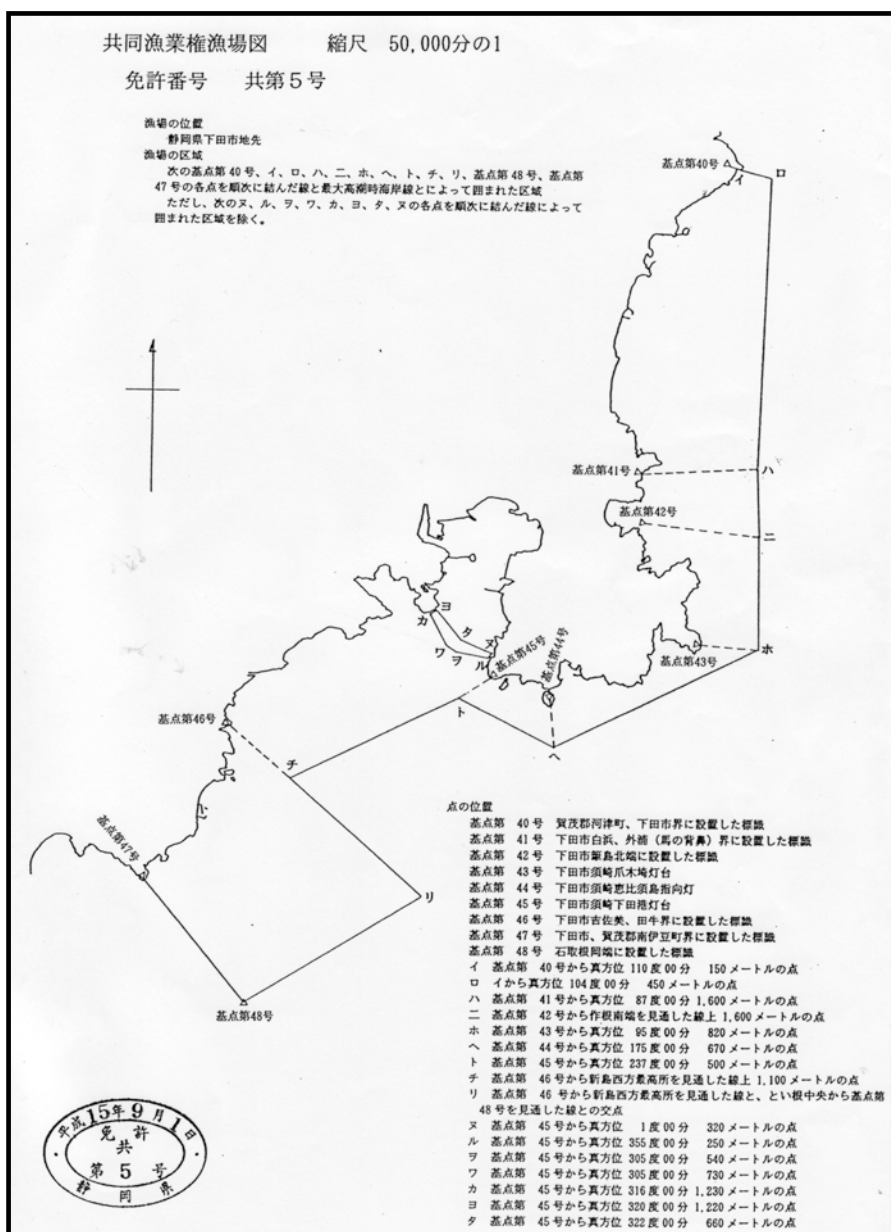
2種は小型定置網や固定式刺網など、網漁具を固定して採る漁業。

3種は地引き網や船曳網など、移動式網で採る漁業。

4種は寄魚、鳥付こぎ釣漁業

5種は鮎漁業、鯉漁業など河川や湖沼などの内水面で営む漁業。

図 7-3. 須崎の共同漁業権漁場 出典 下田市漁協業協同組合



須崎漁民が行使権を持つのは、藻類、貝類、イセエビ、ウニ漁が対象となる共同漁業権漁業の1種である。

須崎の漁民は、下田市漁業協同組合に加入することで、同組合の持つ共同漁業権を行使することができる。組合への加入が漁民も一般社会も「漁業権を持つ」と解釈する。

共同漁業権の適用範囲は、各漁協内で個別に決められる。下田市漁業協同組合の場合、同組合に属する6つの漁協支部（白浜、外浦、須崎、下田、吉佐美、田牛）のそれぞれの地域の前浜だけが共同漁業権の適用範囲となっている。

須崎支部の漁協組合員は、共同漁業権漁場図(図7-3)のニ～ヌまでの区域内漁場だけで1種の魚を獲ることができる。

図7.4. 須崎の共同漁業権漁場拡大図



3.2 漁業権の取得

漁業協同組合の成員が共同で利用する共同漁業権漁場は、典型的なローカルコモンズである。ならば、該当地域の住民であれば、漁業協同組合に加入すれば、誰でも共同漁業権漁場の利用が可能なのであろうか。

漁業権取得については、全国共通の規定はない。そのため、それぞれの地域では、漁業協同組合への加入方法を含め、内規を作っている。

須崎地区民が漁業権を取得するには、下田市漁業協同組合の正組合員になることである。

2003年（平成15年）当時、下田市漁業協同組合への入会規定の要件は、1)1口500円の出資金を1口以上納めること。2)漁業に90日以上従事する者であること。の2点であった。

しかし、須崎地区の場合、漁業協同組合への加入条件は、明確にされていない。

1)須崎地区に居住する年数が5年～10年あれば、認められる、2)須崎出身者は、3～4年でも取得できる、3)新来者は、最長20年はかかる...など、地元漁民からは、様々な答えが得られた。

下田市漁協の担当者は、「法律上は漁業に90日以上従事する者なら、誰でもなれることになっているが、細則については、地元の漁業者に任せてあるのが実情」と話す。

須崎地区をはじめ、漁業権取得には、地域の慣習的な制度が色濃く残っていることが明らかである。これがローカルコモンズが排他的と指摘される理由の一つである。

ローカルコモンズは、全国共通の規定がないゆえに、多様な意義付けをされる概念である。また、定義や適用範囲も決まっているわけではない。秋道は、ローカルコモンズを共有資源の所有と利用の権利や規則、状態までも含んだ概念と位置づける[秋道 2004]。

そのため、ローカルコモンズの利用に関する規則についても、住民自らが決めた利用慣行を村落成員間で共有することになる。その結果、外部者を排除することにも繋がる。

ローカルコモンズの概念に照らし合わせて考えると、須崎地区の漁業者が漁業協同組合への新たな加入者を制限するような行為も理解しやすい。共同漁業権漁場を自分たちの「なわばり」として捉えると、その資源と漁業者利益を守るためには、ローカルコモンズを利用する漁業者は少ない方が良く考えるのは、当然である。

4.磯漁場

磯漁場とは、陸から沖合へ100mあたりまでの第1種共同漁業権漁場区域内のことである。須崎の第1種共同漁業権漁場を図7-3に示す。

共同漁業権漁場とは、漁業権に規定された漁場のことである。図7-3のニ～ヌまでの区域内の漁場である。拡大図（図7-4の青色部分）を見ると、東は外浦地区との入会漁場（須崎御用邸近くの旧三井浜）の手前から南下し、須崎半島をぐるりと回り、下田湾に入り込み、西は柿崎地区との境界までである。漁場は、全長12キロに及ぶ。

須崎の第1種共同漁業権漁場が近隣地区と比べ長いのは、安永二年(1773)の「磯の出入りに関する訴訟」²⁾で勝訴したことによるものである。漁業法は、240年前の漁場を巡る裁定が現在も法的な根拠を持つ、慣習法的な色彩を強く持つ法律である。

²⁾ 安永二年(1773)に現在の下田市旧市街と柿崎区を相手に起こした訴訟。当時、難破船の漂着物の所有を巡り、近隣村との争いが絶えなかった。そこで、幕府が調停することになり、名主の小澤長兵衛は、百姓代や組頭を連れて江戸に向かう。その時、「裁判で負けたら二度とこの地に足を踏み入れません。勝ったあかつきには津島さんをしっかり守ります」と、津島神社に願掛けをしたと言われる。裁判で小澤長兵衛は、須崎の海域の島の詳細について、名前を付けて答えた。それに対し、下田や柿崎の者は答えられず、五年にわたった裁判に勝訴した。

小澤長兵衛は、長い釣竿の先に石を付け、干潮時何尺、満潮時何尺と海の測量を行っていた。裁判に勝訴したことで、現在も当時の広さの共同漁業権漁場を持ち、須崎区民はその海域内で漁業活動を続ける[小澤『建功史』史料復刻]。

4.1 磯漁場の漁法と魚種

須崎の磯でおこなわれる漁法と魚種は、次の通りである。磯の漁場での魚漁は、漁業権とは関係なく、いつでもどこでも自由に行うことができる。磯の漁場で第一種共同漁業権規定によって規定される漁獲種は、テングサなどの藻、貝、イセエビ漁である。

1. 一本釣漁法

一本釣漁法は、あらゆる魚種が対象となる漁法である。須崎では、磯でカサゴ、アジ、イサギなどを釣る。これらの魚種の漁獲については、自由漁業の魚種のため、なんの規制もない。

2. 固定式刺網漁法

固定式刺網漁法は、第一種共同漁業権規定の対象となるイセエビを固定式の刺網を海中に設置して獲る漁法である。そのため、イセエビの固定式刺網漁法は、第一種共同漁業権規定に関する決まりが漁協内のエビ網漁業者で作るエビ網組合で決められている。

規定範囲は、刺網の設置場所、入漁期日、刺網の設置時刻と回収時刻、漁獲可能なエビの大きさまで決められ、同じ第一種共同漁業権に規定される藻や貝漁より厳格である。

漁場

漁場は、第一種共同漁業権漁場（図 7-4 青色海域部分）内である。しかし漁業者は、共同漁業権漁場内に勝手に網を置く事はできない。シーズンはじめに「クジ場」と「自由漁場」のどちらかを選択して、申請する。

図 3-4. 須崎のエビ刺網のクジ場図

クジ場とは、漁業者がエビ網を置く場所を予めクジ引きで決めることができる漁場である。須崎のクジ場は、地区内に2箇所定められている（図 3-4 ①,②）。

クジ場①は、須崎港の入り口右側の外堤防から、沖合 20～100m の黒島、白島、座折と呼ぶ海域である。

クジ場②は、港入り口左側の外堤防と恵比須島東の仲間(ナカマ)と呼ばれる海域である。クジ場登録者はクジ場①とクジ場②を交互に使用することが定められている。

「クジ場」を利用する網置き人は、「クジ場」料 15,000 円（一シーズン）を漁協の「エビ網組合」に納めて利用する。



クジ場へ置く位置決めクジ引きは午後2時30分に行われる。まずクジを引く順番決めクジを引き、クジ引き順を決定する。クジ場①では、11隻分の網の位置決めがクジ引きで決められる。網は陸に向かって垂直に11本置く。運良くクジで両端の1番と11番を引き当て、そこに網を置くとエビの掛かる率は高いと言われる。

自由漁場は、東は爪木崎から西は外浦との境界線までの延長12キロに及ぶ共同漁業権漁場である(図7-4)。

自由漁場を選んだ網置き人は、共同漁業権漁場の範囲内ならば、自由に網を置くことができる。しかし、漁業者ごとに慣習的に置く場所が決まっている。須崎御用邸の地先の海(旧三井浜と九十浜の地先空間)は、外浦地区と須崎地区の入会漁場である。その海域は、自由漁場として、両地区の漁民ならば使用できる。須崎港、小白浜港の港湾内は禁漁区である。

入漁期

入漁期は、10月初旬～翌年5月中旬までと、定められている。しかし、期間中であっても「口開け」(解禁)と、「口止まり」(禁漁)が毎朝、エビ網組合の世話人、漁協職員、総代会役員の合議で決定される。

「口止まり」になるのは、地域内に葬儀ができた時、祭りや正月である。風雨の強い日や満月の日は、海水の透明度が増すため、敷設した水中の網がエビに見えてしまい、網にかかりにくことから口止まりとなる。

網の設置時刻

網を置く時刻は午後3時30分からである。

網の回収時刻

回収は、網を置いた日の翌朝5時である。

漁獲可能なエビの大きさ

漁協では、資源管理の一貫として、エビ刺網にかかった13cm以下の小エビを漁業者から買い上げ、再放流している。また、毎年、漁協の畜養場でふ化させたイセエビの稚魚も放流する。これらの資金は「クジ場」料で賄われる。

3.潜水漁法(樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法)

潜水漁法は、船を使って漁場まで行き、潜水しながら第一種共同漁業権規定の対象となるテングサ、ワカメ、アワビ、サザエ、トコブシなどの貝類を獲る漁法である。そのため共同漁業権規定に関する決まりが下田市漁業協同組合内の採藻・採貝漁業者で作る面スイ組合で決められている。

漁場

漁場は、第一種共同漁業権漁場(図7-4)内ならどこでも潜ることができる。

入漁期

入漁期とは、第一種共同漁業権漁場内で、潜水漁法による採藻・採貝が可能な期間のことである。一年の内、入漁できる期間は、予め決められる。年によって変わることはない。

潜水漁法で行なうテングサ漁の入漁期は、5月14日～9月30日までである。

ワカメ漁は、2月20日から10日間である。

潜水漁法で行なう貝漁の入漁期は、7月1日～9月30日までである。

期間中、「口止まり」（禁漁）になることもある。風雨の強い日、地域内に葬儀が出た日、祭、正月である。口止まりは、面スイ組合の世話人、漁協、総代会役員が毎朝、合議し、決定する。

4.オカ摘み漁法

オカ摘み漁法は、潜水せずに波打ち際や膝丈程の海中で、第一種共同漁業権規定の対象となる岩ノリやヒジキを摘み取る漁法である。磯に寄るテングサやワカメなどの藻を拾う場合もある。そのため、共同漁業権規定に関する決まりが下田市漁業・須崎支部組合員の最高決議機関である須崎総代会で決められている。

漁場

漁場は、第一種共同漁業権漁場内（図7-4）の磯なら、どこでも獲ることができる。

入漁期

オカ摘み漁法の入漁期は、潜水漁法と異なり、年明けから始る。

岩ノリは、例年1月21日から解禁になる。

ヒジキは、3月20日～10日間である。

オカ摘み漁法で行なうテングサ漁は、4月20日頃～9月30日までである。

解禁は、潜水漁法より25日程早い（25日間は、潜水漁法で採藻する行為は、禁じられる）。

5.箱メガネ漁法

箱メガネ漁法は、潜水せずに箱メガネと鉤ノミだけを使い、第一種共同漁業権規定の対象となるアワビ、サザエ、トコブシ、シッタカ等の貝類を獲る漁法である。そのため、共同漁業権規定に関する決まりが下田市漁業・須崎支部組合員の最高決議機関である須崎総代会で決められている。

漁場

漁場は、第一種共同漁業権漁場（図7-4）内ならどこでも潜ることができる。

入漁期

箱メガネ漁法の入漁期は、潜水漁法と異なり早い。

貝の入漁期は、4月20日～9月30日と、潜水漁法より解禁が70日程早い。

5.沿岸漁場

沿岸漁場とは、須崎漁港を起点として、10マイル(16km)の距離以内の伊豆半島沿岸域である。東南は爪木崎より、西南は波勝崎までの須崎港周辺の海域は、伊豆半島の海岸線の中でも特に島嶼が多い。須崎の西南8kmに位置する神子元島と横根、平根の岩礁のあたりは、絶好の漁場となっている。

5.1 沿岸漁場の漁法と魚種

1. 一本釣漁法

沿岸漁場で、一本釣り漁法で漁獲するのは、スルメイカ、メダイなどである。

イカ釣漁は、農林大臣の許可を必要とする指定漁業である。

イカ釣り漁の許可を受けた者は、南緯三十度線以南、西経百六十五度線以西、南緯五十五度線以北、東経百六十度線以東の海域においては、毎年11月1日から翌年6月30日までの期間内でなければ、イカ釣漁は行なえないという漁場制限がある。

須崎の漁師にとって、スルメイカの本一本釣漁法の漁場は、「イカ場」と呼ばれる石廊崎沖の「横根合せ」岩礁と「中の場」岩礁の付近である。

メダイの本一本釣漁法の漁場は、神子元島沖の「富士山合わせ」と「川口出し」岩礁の付近である。

2. 曳縄釣漁法

沿岸漁場で、曳縄釣漁法で採魚するのは、カジキ、メジマグロ、ブリである。

相模灘から太平洋へと広がる須崎の沿岸海域は、黒潮に乗って回遊するカジキ、メジマグロ、ブリの格好の漁場である。須崎の漁師は、神子元島と横根、平根の岩礁のあたりで曳縄釣漁を行なう。

6.沖合漁場

沖合漁場とは、須崎漁港を起点として10マイルを超えた距離の海域である。付近には伊豆七島の大島(須崎港から約24km)、利島(約26km)、新島(約35km)、神津島(48km)、八丈島(約80km)と格好の漁場がある。須崎の漁師が好む沖合漁場は、須崎港から南南西の神津島とその北にあるヒョウタン根(約24km)近辺である。この水域は、黒潮の本流が日本列島に向けて蛇行する陸側に位置する。

6.1 沖合漁場の漁法と魚種

1.浮延縄釣漁法

浮延縄釣漁法は、広い水域を使うため沖合漁場で行なう。漁獲するのは、本マグロ、メバチマグロ、メカジキ、カツオである。近海カツオ・マグロ漁業は、農林大臣の許可を必要とする指定漁業である。浮延縄釣漁法を行なう漁業者は許可を受けて行なう。

メカジキの漁場は、神津島と利島近海である。本マグロやメバチマグロの漁場は、三宅島と房総半島の間あたりの海域である。

カジキやカツオが多く集まる漁場は、須崎港から南南西の神津島とその北にあるヒョウタン根近辺である。

この水域は、黒潮の本流が日本列島に向けて蛇行する陸側に位置する。黒潮が蛇行する陸側は水温が25度近くなるため、魚が多く集まる。

2.曳縄釣漁法

曳縄釣漁法は、沖合漁場でもカジキ、メジマグロ、カツオ、ブリ漁を行なう。

漁場は、浮延縄釣漁法の漁場と同じである。

ブリの漁場は、利島、新島、神子元島周辺の海域である。

図 7-5.伊豆近海のキンメダイ主要漁場

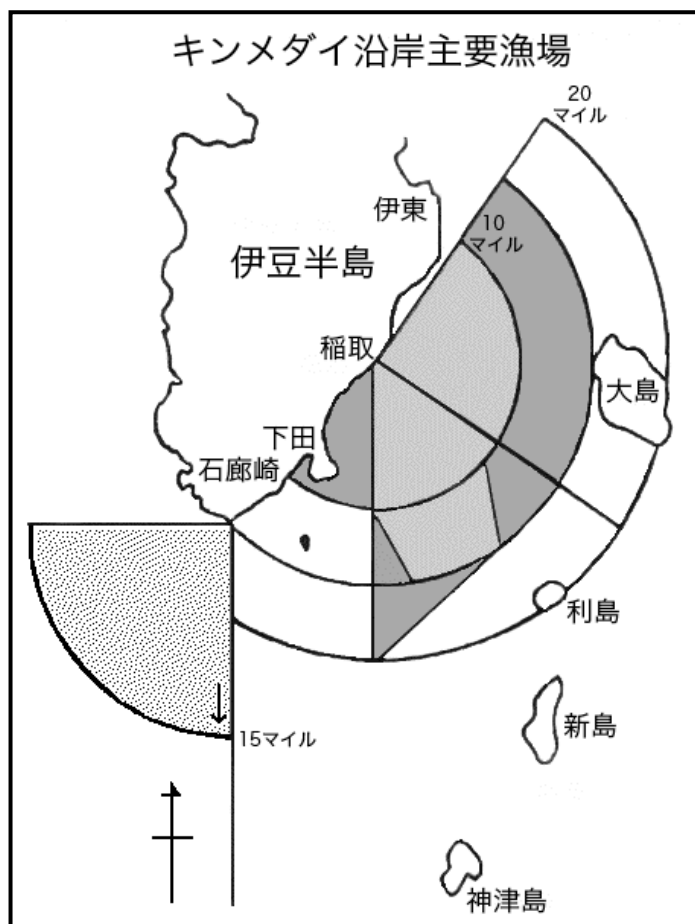
3.立縄一本釣漁法（樽流し式立縄漁法）

立縄一本釣漁法でキンメダイ漁を行なう漁場は、漁師が「根」と呼ぶ海底の岩礁近くである。キンメダイは、深さ300m～600mの海底の岩礁に生息する。

キンメダイの主要漁場には、沿岸漁場と沖合漁場がある。沿岸漁場は、稲取沖10マイル圏内(約16km 薄いグレー部分) (図7-5)である。

沖合漁場は、大島までの15マイル圏内水域(約24km 濃いグレー部分)、石廊崎沖15マイル圏内(小点部分)である(図7-5)。

また、20マイル圏内水域の利島(約26km)、大島間の海底にある大島よりも大きい大室出岩礁は、須崎の漁師が最も好む根である。新島(約35km) や50マイル離れた三宅島(約80km) で操業することもある。



出典:「キンメ釣り漁業申し合わせ事項」

6.2 キンメダイ漁と漁獲規制

沖合で行なわれるキンメダイ漁は、本来は自由漁業である。自由漁業は、その漁獲に際し、漁業権とは関係なくおこなわれてきた。しかし、近年、下田市漁業共同組合には、キンメダイ漁を知事の許可が必要な許可漁業に切り替えようとする動きがある。その背景には、キンメダイ資源の枯渇化に対する漁業者の危機感がある。

キンメダイの水揚げ高の推移と価格

現在、須崎を含め、南伊豆地域（賀茂郡、下田市、南伊豆町）の漁業の中心は、キンメダイ漁である。しかし、平成年間に入りキンメダイの水揚量が減り始める。

昭和61年(1986)から平成19年度(2007)までの下田市漁業協同組合魚市場に水揚げされたキンメダイの水揚量と、取引価格の推移をグラフにした（グラフ7-1）。

グラフを見ると、平成元年（1988）に年間5,500トン近い水揚量があったキンメダイも平成年間に入り、徐々に水揚量が減少している。平成10年には3,000トン、平成16年には2,000トンに減少している。成13年以降の3年間の水揚量は、最盛期の37%にまで減少した。

乱獲による資源の枯渇化である。

キンメダイ漁は、立縄一本釣漁法で行なわれる。平成17年までは、伊豆半島近海の漁場で使用できる立縄の数は2本と決められていたが、枝縄の針数は無制限であった。そのため、漁業者は獲りたいだけ獲るような状態であった。

そこで、下田市漁協内のキンメ漁を行なう組合員で組織するキンメ組合は、平成17年度から漁業者間で「キンメ釣り漁申し合わせ事項」を定め、キンメダイ資源の管理調整に乗り出した。

申し合わせは次のようである。

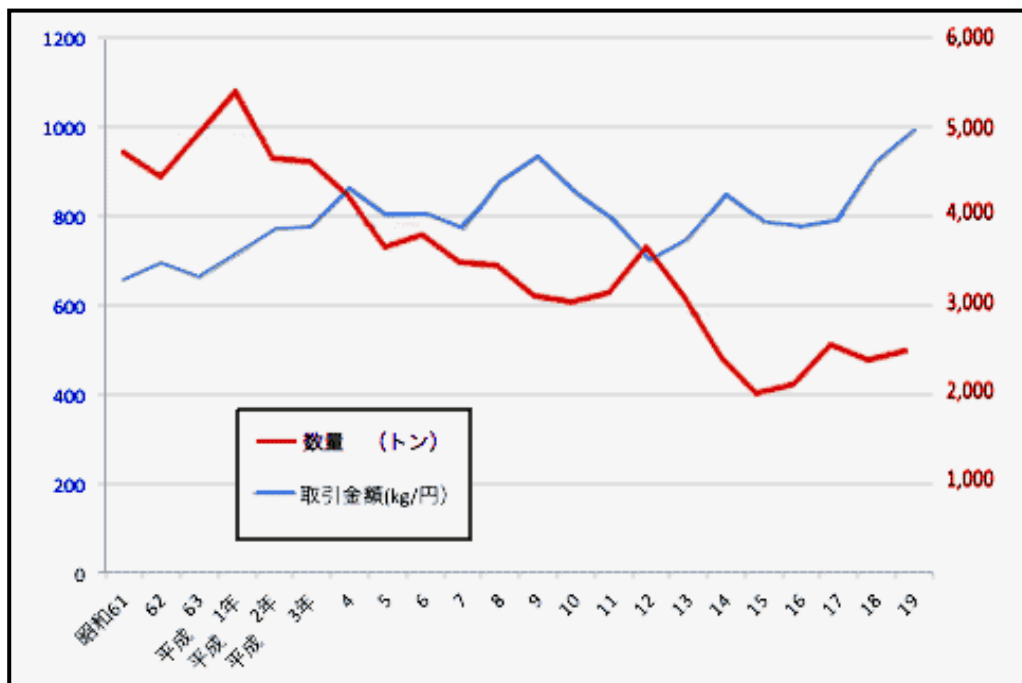
- ①枝縄の針数を上限 50 本とし、一人 2 本の幹縄の使用を認める。
- ②操業時間を日の出から 16 時までとする。
- ③休漁日を設ける。
- ④地元の漁業者に迷惑をかけない。（各地区の陸より、2 マイル以内では、操業しない）

平成 17 年に資源の管理調整を開始して以来、水揚量の推移を見ると徐々に増加に転じている(グラフ 7-1)。増加が資源の管理調整だけによるものかどうかについては、期間データが少ないため、はっきりしない。

一方で 水揚量が減少し始めた平成 2 年以降、取引価格は上昇を始めている。平成 19 年の取引価格は、昭和 61 年の 1.5 倍になった。キンメダイの乱獲が生産過剰につながり、取引価格の低迷を招いていたとも考えられる。

キンメダイ資源の枯渇化を回避するために管理調整を始めた漁業者だが、グラフ 7-1 から、資源の管理調整が取引価格の上昇に繋がる可能性が見える。下田市漁協は、新たにキンメダイ漁を許可漁業に切り替える事で、キンメダイ資源のさらなる維持強化に乗り出したのである。

グラフ 7-1 下田市漁業協魚市場のキンメダイの水揚量の推移と取引価格



出典：下田市漁業協同組合統計（平成22年度）

考察

漁場

本稿では、今まではっきりと示されてこなかった磯、沿岸、沖合の概念を距離で明らかにした。

広い大海は、一般的に磯、沿岸、沖合に区分されるが、須崎の漁師の空間認識によるそれぞれの漁場までの距離は、以下の通りである。

磯とは、陸から沖合 100m 以内の共同漁業権漁場区域内である。

沿岸とは、須崎漁港を起点として 10 マイル（16km）の距離以内の伊豆半島沿岸域である。

。

沖合とは、須崎漁港を起点として 10 マイルを超えた距離の海域である。

須崎の漁師や海女、海士は、エビ刺網漁、テングサ漁、貝漁、イサギ漁、アジ漁などを行なう時は、磯を漁場に行っている。

須崎の漁師は、イカ釣漁などの沿岸漁業を行なうときは、須崎漁港から西南 8 km に位置する神子元島と横根、平根の岩礁の付近を漁場とする。

須崎の漁師は、浮延縄釣漁法や曳縄釣漁法で、広い水域を使い、本マグロ、メバチマグロ、メカジキ、カツオなどの漁を行なうときは、沖合漁場で行なう。

沖合漁場は、須崎漁港を起点として10マイルを超えた距離の海域にある大島(約24km)、利島(約26km)、新島(約35km)である。特にカジキやカツオが多く集まる漁場として、須崎の漁師に人気があるのは、須崎港から南南西の神津島とその北にあるヒョウタン根(約24km)付近である。この水域は、黒潮の本流が日本列島に向けて蛇行する陸側に位置する。

須崎の漁師は、立縄一本釣漁法でキンメダイ漁を行なうときは、沖合漁場が多い。はるか沖合の神津島(48km)、八丈島(約80km)まで出かける漁業者もいる。

漁場の深度

漁場は、魚や藻が生息する深さにも大きく関係することも明らかとなった。

「上モノ魚」と呼ばれるマグロ、カツオ、カジキ、ブリなどは、海面下10m内の表層を回遊する魚で、磯や沿岸など陸に近い場所に生息するイサギ、カサゴも表層魚である。

「底モノ魚」と呼ばれるキンメダイ、メダイ、ムツ、タラ、カレイ、ヒラメなどは、海底300m～600mの根(岩礁)に生息する。キンメダイなどは、「底モノ」と呼ばれるが海の深度で言うと、中層に棲む魚種である。

藻や貝類の生息場所もテングサは、深度3m～20mあたりの岩に付着して生息する。ワカメは、深度10m以上の岩に固着する。ヒジキは、海岸近くの岩場付近、深さ数十センチの水中に繁茂する。

須崎の漁師や海女、海士は、海洋の水面下数十センチから、最大300mあたりまでに生息する魚種や藻、貝を対象に漁を行なっていることが明らかとなった。

漁場を規制するルール

須崎の漁業者が行なうイセエビの刺網漁、藻漁、貝漁が魚漁と大きく異なるのは、イセエビ、藻、貝の3つの魚種が共同漁業権漁業規定に該当することである。そのため、該当しない採魚は、漁師が好きな時に好きな漁場に自由に入漁できるのに対し、エビ刺網、採藻・採貝は、漁場、入漁期日、漁の開始時間、漁具など、漁場利用のルールが共同漁業権規定で定められ、規制されていることである。

3つに共通するのは、漁場が共同漁業権漁場内であることである。共同漁業権漁場区域は、240年前の江戸時代に裁定された漁場が現在までローカルコモンズとして、法的な根拠を現在も維持する。

3つの漁獲種のうち、イセエビの刺網漁が一番ルールが細部にわたる。共同漁業権漁場内の網を置く位置、漁具の網の数、網を敷設する時刻と回収する時刻、漁獲できるイセエビの大きさまで決められている。

テングサ漁をはじめとした藻漁と貝漁のルールは、入漁期間と期間内に行なえる漁法が定められている。テングサ漁の場合、非潜水漁法の方が潜水漁法と比べ、およそ25日間長く入漁できる。貝類も非潜水漁法の入漁期間の方が潜水漁法と比べ、70日間長い。

漁場の新たな規制づくり

近年、下田市漁業共同組合が自由漁業のキンメダイ漁を許可漁業に切り替えようとしている。その背景にあるのが、キンメダイ資源の枯渇化に対する漁業者の危機感である。

キンメダイ漁は、平成年間に入りキンメダイの水揚量が減少している。立縄一本釣漁法で使用できる枝縄の針数が無制限であったため、乱獲が進んだ結果である。

そのため、平成17年度から漁業者間で漁場と漁法に新たなルールを定め、キンメダイ資源の管理調整に乗り出した。ルールは次の通りである。

1)枝縄の針数の上限を決める。2)操業時間の短縮。3)休漁日を設ける。4)他地区の漁場を脅かさない。

その結果、平成17年に資源の管理調整を開始して以来、水揚量の推移は徐々に増加に転じている。しかし、下田市漁協が始めたキンメダイ漁を許可漁業に切り替えようとする新たな動きは、キンメダイ資源のさらなる維持強化を図ろうとするものだと考えられる。

ローカルコモンズが持つ二面性

海村に広がる磯の多くは、ローカル・コモンズ（共同漁業権漁場）として地域漁民が漁場を占有し、漁業資源を利用している。その利用形態は、地域漁民以外を締め出し、まるで地域漁民の「なわばり」であるかのようなものである。海面は、無主性のもので地面のように所有者が決まっているわけではない。その点でも占有を認める漁業権が漁業者を優遇するためだけの公平を欠く権利であると筆者は考えてきた。

しかし、須崎の事例から、ローカル・コモンズには、別な役割がある事を知る。それは、漁業権を設定することが漁民に厳しいルールを課すことになり、結果、ローカル・コモンズである共有資源を持続的に維持する役割を果たすことである。

例えば、磯への入漁期間は、海女や海士が行なう潜水漁法と地域住民が行なう非潜水漁法とでは、非潜水漁法の方が長い。潜水漁法の入漁期間を短縮することで、漁期の始まりに専業の海女や海士が資源を取り尽くしてしまうのを避ける役割を果たす。と同時に住民間で起こる資源分配格差の是正を図るための措置でもある。

もし、磯が共同漁業権漁場（ローカル・コモンズ）でなかったらどうであろうか。誰もがアクセス可能なオープン・アクセスの漁場であったなら、G・ハーディンが牧草地をモデルにして唱えた「共有の悲劇」³⁾[Hardin 1968]や、H・ゴードンが海洋資源を例に唱えた「共有資源」の乱獲が生じるメカニズム⁴⁾[Gordon 1954]と同じことが起きると考えられる。つまり、多くの漁業者が入漁することで、資源を取り尽くし、資源の枯渇化を招くことになる。

それはキンメダイ資源の枯渇化対策として、下田市漁業協同組合が新たにキンメダイ漁を自由漁業から規制枠を設けた許可漁業に切り替えようとする動きが証明する。

つまり、漁業権を設定したローカル・コモンズ（共同漁業権漁場）は、資源を維持して行く上で必要な措置であると考ええる。

³⁾ 誰でも利用可能なオープンアクセスの牧草地に人々が自由に家畜を放牧したらどうなるであろうか。過放牧の状態から、牧草が不足し、資源の枯渇に至る。そうなっても牧草地は誰のものでもないため、責任をとる人間がいないことから、共有の悲劇は生まれるとした。[秋道 2004:29-30]

⁴⁾ 公海上の漁業資源は、自由に遊泳する存在で誰のものでももないから、漁業者が自由に漁獲する。漁獲が資源に与える漁獲圧が適正なうちは良いが、されに獲り続けると資源は枯渇化の道をたどり、多くの漁業者が職を失うが、誰もその責任をとろうとしないとするシナリオ。[秋道 2004: 30]

第8章 須崎漁民の漁場利用の変遷

はじめに

本章の目的は、須崎の人々は漁民にとり最も重要な海洋資源をどのように利用してきたのかをあきらかにするため、須崎漁民の漁場利用を明らかにする。

古代より、人は様々な資源を地球上から得て暮らしてきた。海洋を泳ぐ魚や藻、貝類も有用な資源である。しかし、資源は自然界に無尽蔵にあるわけではない。また無主性の資源は、その利用権や所有者があらかじめ決められているものでもない。

だが、歴史を振り返ると、本来は誰のものでもないはずの資源が特権的に私物化され、その所有や占有が正当化されてきた事実は、無数にある。そこで、自然界の資源の利用慣行や所有権がどのように生まれ、歴史とともに、どのような変遷をたどってきたかを知ることが重要になってくる。

海民の海洋資源利用は、海に入漁できてはじめて可能になる。しかし、権力は、陸のように線引きできない海面を区分し、利用権を設定することで入漁を制限してきた。入漁制限とは、言い換えれば漁業権の設定である。漁業権とは、陸から続く地先の海を利用する権利である。

本稿では、考察の手掛かりとして、地元に340年前から残る『豆州須崎村古文書』を史料に用いる。考察の対象期間は、宝暦11年(1761)から明治34年の明治漁業法の制定までとする。

尚、「地先の海」の表記を江戸時代に限り「磯の漁獵場」と表記する。

1. 漁場利用の研究史

漁場の利用と権利に関する研究は、これまで多くの研究者によって進められてきた。網野善彦は、14世紀に霞ヶ浦に供祭料の見返りに漁撈特権を与えられた「海夫」がいたことを歴史的にあきらかにしている[網野 2008 45-46]。また網野は、誰のものでもない領域とされる山野河海が絶対権力者である天皇の所有物とみなされていたことを歴史的にあきらかにした[網野 1984]。

1950年代、羽原又吉、二野瓶徳夫らによって江戸時代の海面占有に関する研究は進められた。彼らの研究の基礎資料となったのが戦後、漁業制度改革を進めるにあたり行なわれた江戸時代の領主制漁業権と漁場請負制の史料調査である。

羽原は、明治35年に施行された「漁業法」成立までの過程を克明にたどることで幕末から明治にかけての漁業制度の変遷をあきらかにした。また江戸・文化時代より、全国の漁場を請負い、運上金を納める見返りとして、漁獲物を手にする「漁場請負人制度」が存在した事を解明した[羽原 1952-1957]。

一方、二野瓶は、近世日本の主要漁場の占有形態を、惣百姓¹⁾の共有か否かで類型化し、流通面から分析した。二野瓶は、「総百姓共有漁場説」[二野瓶 1962]で、総百姓共有漁場（村中入合漁場）が広範に成立していた地域は、漁民の自主性が尊重された「先進地域」、未発達な地域は、「後進地域」として位置づけ、近世における漁村と領主権力との関係性を全国的に体系化した。

その後、1990年代になると二野瓶の「総百姓共有漁場説」の再考を促す形で、漁場の占有利用を地域別、或は時系列にそって論ずる必要性が提唱され、地域漁業史の研究が進められた。盛岡藩の漁場請負制の事例[高橋 2002]や、房総半島の漁場浦請制の事例[後藤 2001]から、幕藩体制の下、漁場利用のあり方は地域によって異なり、村と漁師、漁場請負人との関係は重層構造を持ち、二野瓶が唱えた類型化に当てはまらない事例も多いことが明らかになった。

2.江戸時代の海の利用と漁業権

2.1 江戸時代の漁場空間認識

江戸時代の漁民は自分たちの生業の場である漁場をどのように捉えていたのであろうか。距離を測る道具も少ない時代、海の広さや位置は、どのような言葉で表記されていたのであろうか。

古くからある漁場概念を表す言葉に「磯は地附次第、沖は入会」がある。海面を沖と地先で表す概念は、長く漁師が持つ海面認識として、日本社会では、捉えられてきた。

概念を図に表すと、下図のようになる(図8-1)。それぞれ村の前に広がる海面が村専用の漁場「磯の魚猟場」である。そして、その沖合に広がる入会漁場が「沖の魚猟場」である。「磯の魚猟場」は「村の専用漁場」であり、「沖の魚猟場」は、公海であるというものである。

また、この概念は、現在の漁業協同組合による共同漁業権漁場規定の基層ともなっている[秋道 2010 93-94]。

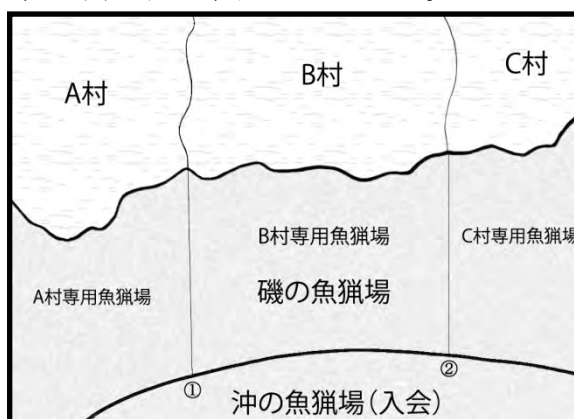


図8-1.江戸時代の漁場利用概念 出典：[金田2001:6]に基づき筆者作成

この海面を磯と沖で捉える概念の根拠となる史料が元文2年(1737)の「評定所御定書」²⁾と寛保元年(1741)の『律令要略』³⁾である。

¹⁾ 江戸時代は本百姓のこと。

²⁾ 元文2年(1737)に出された「評定所御定書」に「磯は地付根付、沖は入会」とする原則が掲載されている。[秋道 2010:94]

³⁾ 原本の入手が困難なため、本稿では明治21年に福富恭禮によって編集された「徳川政府律令要略」デジタル版を引用する。

『律令要略』には、江戸時代に幕府が進めた様々な法政策が記されている。その内、漁場に関する項が「山野河川入会」にある。海の入会に関する主なものを抜粋する。

史料8-1. 『律令要略』寛保元年(1741)

「山野河川入会」

- 一、漁入會場者国境之無差別
- 一、入海は両郡之中央限之漁場たり例有
- 一、村并之漁場は村境ヲ沖見通し獵場の境たり
- 一、石獵者地付根付次第なり、沖の入會
- 一、藻草之役錢⁴⁾無之漁場之無差別地元次第⁵⁾立
但役錢も無之
- 一、漁獵場之障成に於ては藻草刈取之儀禁之
- 一、入會漁藻草共に両郡之中央限之
- 一、海境之木者海と磯と見通貳本建例多三本建は濱或は網干場境たり
- 一、海石或は浦役永於納之者他村之獵場たるとも入會の例多し
- 一、海石或は浦役永於無之者居村之前之海にても他之獵場故漁禁も例多し
但船役永いえども網之沖漁或は船繫役にて漁之浦役永にて者無之類多し

史料8-1『律令要略』「山野河川入会」は、山野、海、河川の入会について書かれた項である。

大意は、次の通りである。

写真1. 『律令要略』出典：福富恭禮:1889 デジタル版

大意 (注)史料 8-1 に対応するよう上から順に番号を付記した。

1. 漁入会場 (図 8-1 沖の漁場) で漁撈をする場合は、国の境界線がなく差別がない。
2. 入海は両郡の中央限りの漁場であるという例がある。
3. 並村する村の漁場 (図 8-1 磯の漁獵場) は、村境を起点として沖を見通した線が境である(図 8-1 ①②)。
4. 石獵は陸から地続き、磯根続きである。沖合は入会である。
5. 藻類の雑税は無い。漁場の差別も無い。刈立⁶⁾は、地元次第であるが雑税は無い。
6. 漁場の状況によっては、藻草類の刈取りを禁ずる。
7. 入会漁藻草共に両郡の中央に限って行なう。
8. 海境の木は、海と磯を見通す場所に二本建てる 例が多い (図8-1①②)。三本建ては、浜もしくは網干場との境である。
9. 海石或は浦役永⁶⁾を納める者は、他村の獵場でも入会の例が多い。



⁴ 中世・近世、農工商に課した雑税。

⁵ 刈立についても明確ではないが漁獲物と推測できる。

⁶ 海石については明確ではないが、海底の整備のために石を投げ込み魚礁をつくる作業のことではないかと推測される。浦役永とは、浦の整備など、海民に課せられた労働による付加税のこと。

10. 海石或は浦役永を納め無い者は、村の前の海であっても他の猟場である故、漁を禁ずる例が多い。但し、船役永⁷⁾といっても綱の沖漁⁸⁾、あるいは船繫役⁹⁾なので漁の浦役永ではないことが多い。

史料8-1によると、江戸時代の海面の概念と海面利用の決まりは、次のように決められていた。

1. 江戸時代の海面概念は、磯と沖合の2つに分けられていた。
2. 沖の漁場は、境界線のない入会漁場（図8-1 沖の漁場）であり、漁業者は自由に漁撈活動を行なうことができた。
3. 漁のために入海できるのは、隣り合う3地域（A, B, C村）の真ん中B村の磯の漁猟場限りであるという例がある。
4. 磯の漁猟場は、隣り合う村の境界線を起点にし、沖に延長したラインが隣村との境である。
5. 石猟は、地続き、磯根続きの村の漁場（図8-1磯の漁猟場）で行なわれていた。石猟の意味は、明白ではないが文脈から採藻・採貝でないかと推察できる。

2.2 『律令要略』「山野河川入会」の解釈をめぐって

史料8-1によって、江戸時代に幕政が定めた沖の漁場と磯の漁猟場についての概念は、あきらかとなった。しかし、いくつかの疑問点が残る。

一点目は、史料1の『律令要略』「山野河川入会」には、磯の漁猟場と沖の漁場との境界線が陸からどれくらい沖合へと進んだ位置なのか、はっきりしない点である。距離は全く示されていない。

江戸時代の海面の境界については、全国的にも一定していなかった[秋道 2010 94]とする見解もある。

二点目は、『律令要略』の「村并之漁場は村境ヲ沖見通し猟場の境たり」の解釈についてである。

「村并之漁場は村境ヲ沖見通し猟場の境たり」は、村が並ぶ中で、隣村との境を沖に見通した線が隣村との磯の漁猟場との境であることを明記しているにすぎない。しかし、以後、多くの学者や日本の社会的通年が、村の前に広がる地先の海である磯の漁猟場を「村専用の漁場」として捉えている点である。なぜ「村専用の漁場」なのか。専用とは、占有を意味するのか、あるいは違うのかが、判然としない。

三点目は「石猟者地付根付次第なり、沖の入會」の解釈についてである。

⁷⁾ 船役永は船に関する海民に課せられた労働による付加税のこと。

⁸⁾ 綱の沖は沖合一本釣り漁業のことかと推測される。

⁹⁾ 船繫役は船を繫留させる船頭のことかと推測される。

石猟は陸から地続き、磯根続きである。沖合は入会であると、明記されている。この中には、沖合は、入会であるけれども石猟（採藻・採貝のことか？）を行なう磯続きは入会とは、書かれていない。だが、それは磯が村の占有という根拠にはならない。

秋道は、『評定所御定書』に『磯は地付根付き、沖は入会』とする原則が決められた。これ以前に中世、古代においても、陸域と沿岸域を村のなわばりとみなす考え方が実践されていた[保立1987]。近世期に漁業の先進地域であった瀬戸内海や大坂湾では、地先漁場であっても、相互に入漁することのできる申し合わせが17世紀には決められることが多かった。漁業の先進地域ではなかった関東地方では、地付と沖の境界を決めることもなかったが、他国からの入漁によってはじめて紛争が生じる場合が多かった。したがって、幕府の『評定所御定書』は、幕府直轄地を多くもつ関東以北の地域に、よく適用されたようだ[河野 1962][秋道 2010 94]と論じる。

つまり、秋道は、二野瓶の「総百姓共有漁場説」に立つ保立や河野の説を引用し、磯の漁猟場は、村専用の漁場で村のなわばりという見解を示していると捉えることができる。

また、金田も「封建領主が地先水面を領有し、磯猟場として漁業の権利を村に与えた『一村専用漁場制度』が江戸時代に確立した[金田 2011 3]」と論じる。

2.3 納税者だけに認められた磯の漁猟場での漁撈

史料8-1には、税についての記載がある。藻類の雑税は無い。「刈立」も雑税は無いと記されている。貢租賦課の対象から外れる品目は、藻類と刈立だけであるので、磯の漁猟場で漁獲された魚や貝は、当然、課税されたと考えられる。また、史料1には沖の漁場に関する税については、全く記されていない。

「磯の漁猟場は領主の所領領域と見なされ、貢租賦課の対象であった一方、沖の漁場は、領主の所領領域の対象外であった」[金田 2001 2-7]なら、沖の漁場での漁獲物は課税されないことになる。実際はどうだったのだろうか。

筆者が『律令要略』『山野河川入会』の磯の漁猟場に関する事項で最も着目するのは、次の2つの記載である。

- 一、海石或は浦役永於納之者他村之猟場たるとも入會の例多し
- 一、海石或は浦役永於無之者居村之前之海にても他之猟場故漁禁も例多し
但船役永いえども綱之沖漁或は船繫役にて漁之浦役永にて者無之類多し

この記載事項に該当するのは、大意の9と10の部分である。記載によると、海石や浦役永を納めた者は、他村の漁場にも入会できるのに対し、納めない者は、例え、居住村の前の海であっても漁撈を禁じられていたことがこの記述からわかる。

江戸幕府が百姓や商工業者に課した税のうち、労役にあたるのが海石や浦役永である。つまり、幕府は、磯の漁猟場の利用を、労役を含む納税者だけに認めていたことになる。

つまり、居住村の前の海である「磯の漁猟場」は、村民が自由に入漁できるオープン・アクセス（何の制限もなく海洋資源を利用できる[秋道 2004 8]）の意味合いを持つ「村の専用漁

場」ではないことを意味する。幕府が占有する「磯の漁獵場」は、納税者のためのものであり、磯続きの陸に居住する村民のものではないと解釈できる。

2.4 「沖」は入会の意味

史料1には、「漁入會場」、「沖の入會」との記載が見られる。入会とは、どのような状況を表すのであろうか。

入会とは、一般的に一定地域の住民が特定の権利を持って一定範囲の山野や漁場に入り、共同で資源を利用する行為を意味する。つまり、入会は、地域限定の共有制（ローカルコモンズ）と言える。

ローカル・コモンズは、地域の共有地や共有資源を指す概念として使われる。農林漁業など、第一次生産活動を基盤とする村落社会や共同体では、入会地、共有林、沿岸の共同漁場などにおける共同的所有のあり方や制度と定義される[井上 1995]。

この定義を海村に適用するなら、入会は、特定地域において、漁民や地元住民が共同で利用する地域内の「なわばり」である[Christy 1982]。つまり、共同漁業権漁場である。

農林漁業を基盤とする村落社会では、入会地や共同漁場、共有資源の共同的所有がローカルコモンズの中核となる。その場合、住民が共有領域とその資源の利用を占有するため、外部者を排除することがある[秋道 2004 15]。

史料1の『律令要略』の「山野河川入会」では、沖の漁場については、入会と記されている。入会を字義通りに解釈すると、沖の漁場は、隣り合うA,B,C村(図8-1)の共有領域と見なされ、A,B,C村が利用慣行を決め、権利を共有したことになる。そこには、幕藩の介入は及ばなかったと考えられる。史料1で沖の漁場の税について全く記載されていない理由を、沖の漁場は幕藩体制の管轄外の領域だったからと考えても何ら矛盾はない。

一方、史料8-1には、磯の漁獵場について入会とは書かれていない。磯の漁獵場の利用は実際、どのように図られていたのであろうか。前項で秋道が述べるように磯の漁獵場は、村の専用漁場で、村民が自由に利用できる村のなわばりであったのであろうか。

須崎の磯の漁獵場（現在の下田市須崎地区の地先の海）の利用について考察を進めたい。

3. 須崎の磯の漁獵場利用の変遷

3.1 入札で決めた磯の漁獵場の浦請負人

『豆州須崎村古文書』の中には、須崎の磯の漁獵場について書かれた史料が数多く残る。中でも最も古いのが宝暦11年(1761)『豆州須崎村古文書』2「浦手形之事」(虫喰い判読不能)である。それから100年後の元治2年(1865)2月に書かれたのが、史料8-2『豆州須崎村古文書』62「天草浦請替ニ付請書附入」である。

史料8-2.『豆州須崎村古文書』62「天草浦請替ニ付請書附入」元治2年(1865)2月(翻刻)
入札之事
須崎村

一、石花菜蛸栄螺
 御運上⁽¹⁰⁾金壹ヶ年ニ
 金三百四拾五両 但御口永⁽¹¹⁾共
 永百五拾文
 前書之通御入札仕候處相違無御座候
 私共落札ニ相成候ハ、當丑年⁵来ル午五月迄
 中年五ヶ年季村方⁽¹²⁾ニ御請負
 被付仰被下置候様奉御願上候以上
 元治二丑二月日

當御支配所	須崎村惣代
組頭	五右衛門
同	傳兵衛代 長右衛門
百姓代	弥次兵衛

葦山 御役所⁽¹³⁾

史料8-2は、元治2年（1865）2月、須崎村の惣代を務める組頭・五右衛門外2名が天草浦の請け替にあたり、葦山御役所に提出した入札書である。

大意は次の通りである。

須崎村は、石花菜(テングサ)、蛸(アワビ)、栄螺(サザエ)の運上金として1年に付き、金345両、付加税として銭150文で、入札したことに相違ありません。私共が落札したなら、本年より来る午年5月迄の5年間、我々村方にどうぞ請負わせていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

史料8-2から以下の事があきらかとなった。

- 1.江戸末期の1860年代、須崎の磯の漁獵場は、入札によって浦請負人が決められていた。その人選は、入札次第で流動的であった。
- 2.元治2年（1865）2月、須崎村の村方三役が代表となり、1年に付き金345両の雑税を納めることで、須崎村が磯の漁獵場のテングサ、アワビ、サザエの採藻、採貝の採取権を獲得する入札に参加した。
- 3.落札した場合、浦請の期間は5年であった。

¹⁰ 室町末期には課税の意味を持ち、江戸時代には雑税の事を指す。商・工・漁獵・運送などの営業者に課した。

¹¹ 中世末・近世、金納の本租付加税のこと。銀または、銭で納めた。

¹² 村方三役の略。村方三役とは、江戸時代郡代・代官の支配下で幕領各村の民政に従事した名主・組頭・百姓代の総称。

¹³ 江戸幕府の直轄領を支配するために設置された役所。葦山代官所は伊豆国を中心に駿河国、相模国の一部の幕府直轄領を支配するために設置された役所。代官は江川家に世襲され、享保8年(1723)～宝暦8年(1758)の間を除き、江川太郎左衛門を襲名した。

3.2 村のなわばりでなかった須崎の磯の漁猟場

入札の結果、浦請負が村に落札されたか否かについては、『豆州須崎村古文書』の中に該当する文書が無く、定かではない。しかし、宝暦11年(1761)『豆州須崎村古文書』2「浦手形之事」に「浦手形」の文字があることから、1761年には須崎の磯の漁猟場は、すでに浦請負制が導入されていたことになる。

寛保元年(1741)に出された『律令要略』の記載と合わせて考察すると、次のことが明確である。

1. 須崎の磯の漁猟場は、江戸時代末期(1865年)には、入札で浦請負人が決められていた。しかし、須崎の浦請負制は、江戸時代中期(1761年)以前からすでに行なわれていた。つまり、『律令要略』(1741)や「評定所御定書」(1737)で磯の漁猟場が村専用の漁場と定められていても、須崎村の場合、自村の地先の海を利用できるとは限らなかった。
2. 浦請負制の背景には、雑税の納入がある。磯の漁猟場での採取権は、雑税と引き換えに獲得できた。そのため、村が浦請負出来ない場合、村民は自由に村の磯の漁猟場で採藻、採貝を行なうことはできなかった。
3. 『律令要略』「山野河川入会」では、「石猟者地付根付次第なり、沖の入會」「藻草之役銭無之漁場之無差別地元次第蒞立但役銭も無之」と、藻類の雑税は無いと記されている。しかし、史料2で須崎の磯の漁猟場で採藻されたテングサには、課税されていたことがあきらかである。少なくとも以上三点において、『律令要略』に書かれる事柄と、実際に須崎の磯の漁猟場で行なわれていた事とは、大きく異なる。

須崎をはじめ、伊豆地域は幕府の直轄領が多い。磯の漁猟場の使用に関して幕府の権限で決められていたと推察できる。幕府は、須崎をはじめ、伊豆半島南端の村々の地先の海の利用権を入札で一番の高額者に落札させていたことになる。

その結果、もし、須崎村で落札できなかった場合、『律令要略』に「海石或は浦役永於無之者居村之前之海にても他之猟場故漁禁も例多し」とあるように、磯の漁猟場の利用権と漁業資源の共有化を村落成員間で図ることはできなかったと考えるのが自然である。

江戸時代、須崎の磯の漁猟場は、村民が自由に利用できる「村のなわばり」ではなかったことになる。すなわち、須崎村のように浦請負制が導入されていた村の「磯の漁猟場」は、「村の専用漁場」ではなかったのである。

3.3 江戸時代の税構造

江戸幕府が百姓や商工業者に課した税には、「本途物成」「小物成」「労役」があった。

本途物成(年貢)は、租税の根幹をなす田畑の本租である。年貢率は検見法¹⁴⁾または、定免法¹⁵⁾で決められ、収穫の4~5割を村請制で納入した。

¹⁴⁾ 毎年役人が村に出掛け、稲穂の実り具合を調べて年貢率を決める年貢の取り方。

¹⁵⁾ 過去3~10年の平均収穫高をもとに、年貢率を決め、豊凶作に関係なく一定とした年貢徴収法。享保の改革では、年貢増収をねらい、検見法にかえて採用。

本租以外の税は雑税に属し、大きく「小物成」と「高掛物」に分類される。小物成は、江戸時代の雑税の総称で「山方税」「営業税」「海方税」などに分類される。

山方税は、農村の副業や村内の産物に課せられ、出物分一を納めた。出物分一とは、販売金額の十分の一を納税するもので、金納であった。その主なものに薪がある。薪は、自家用や村内販売の場合に限り、分一の納入は免除された。

営業税は問屋、市場、製造業などの商工業者に課せられた税である。例えば、河岸運上、酒運上、問屋運上、醤油屋冥加などがあり、営業税、免許税の色彩が強い税である。

海方税は、漁村に課せられた漁業税で、「浮役」とも言う。

高掛物は、付加税で村高に応じて課せられ交通整備、人馬費用に当てるための税であった。

労役は、労役人夫への出仕で、臨時に特定の国に課せられる土木工事などの国役と主要街道沿いの村や町に課せられる公用交通用の人馬を差し出す伝馬役があった。

3.4 漁民に課せられた磯の漁猟場の使用権料

漁村の人々に課せられた雑税、海方税について触れてみたい。残念ながら『豆州須崎村古文書』の中に、江戸時代の海方税に関する史料が残存しない。そこで、同じ伊豆半島の西海岸に位置する漁村・西浦七ヶ村の事例研究[和田 1956 97-116]をもとに、漁村の人々に課せられた税について論じる。

江戸時代、漁村に課せられた雑税には、「浮役」「魚漁分一」「船役銭」があった。和田によると、永正15年(1518)北条早雲の時代、西浦地区の村々には「御菜御年貢」と呼ぶ海方税と同種の税がすでにあっただと言われる。

浮役は、網戸持ちが納める定納の地代にあたる税である。慶長5年(1600)にはすでにあり、明治6年頃は「網戸場地税」と呼ばれていた[和田 1956 103]。網戸持ちとは、西伊豆で行われていた建切網漁に使う網を所有する津元(経営責任者)のことである。名主のほとんどが網戸持ちの津元を兼ねていた。

建切網漁は、黒潮に乗って回遊するマグロ・カツオ・イルカを網戸場(漁場)に追い込み、大網を入れて退路を塞ぎ、「網子」と呼ぶ漁師が小船に乗り、魚を引き上げる漁法である[山口 2007 125]。つまり、浮役は、磯の漁猟場の使用権料であり、浮役を納めることで幕府は、磯の漁猟場の一部を「個別独占漁場」として許可していた。

魚漁分一は、網を使用した漁法で水揚げした魚に対する課税のことである。鮪、鯉、鮭、しぶは(注:現在の和名は未確認)の5品目は「立魚」と呼ばれ、「立魚三分の一」と言われる税が課せられた。税額は年代によって変動があったが、江戸時代前半期は水揚げ総高の1.87割を金納で納めた。

一方、釣り漁は勝手次第であったが、獲物が立魚の場合は、十分の一が課せられた。しかし、釣り漁自体が小規模であったため、その徴税額はわずかであった。

船役銭は、船に課せられた税である。船の大きさによって課税された。税額率は、船の丈一尋¹⁶⁾に付、一律、銭貨永30文ずつ運上した。

¹⁶⁾ 両手を広げた長さ。およそ1.83mとされる。

このように、漁村には、田畠の年貢米の他、雑税として、海面使用権料の意味合いを持つ浮役、水揚げ高に応じた税の魚漁分一、所有する船に課せられる船役銭、そして、高掛物が課せられた。これら漁村に課せられた海方税の総額は、年貢米や山方税よりもはるかに高額であった[和田 1956 105-110]。

3.5 年季浦請負制導入の背景

西浦七ヶ村の村民が磯の漁猟場の海面使用権料として、浮役を幕府に納入していたことについては論じた。一方、須崎では、1761年以前から浦請負制が行なわれていたことは前述した通りである。幕府は何故、須崎の磯の漁猟場を浮役ではなく、浦請負制にしたのであろうか。その背景について述べる。

海面使用権料の意味合いを持つ浮役も享保年間(1716-1736)になると浮役免除訴訟が各地で起こる。訴訟の理由は、1. 不漁による津元の困窮 2. 網戸持の浮役納入に対する不満によるものであった。幕府もまた、財政難から財政改革(享保の改革)に着手。年ごとの収穫量から年貢率を決める検見法を改め、過去3年~10年の収穫高の平均から年貢率を決める定免法を採用した。そのため、豊凶に関わらず一定の年貢が集められ、年貢の徴収額は上がった。

さらに幕府は、海方税についても見直しを図った。それまでの魚漁分一の徴収は、漁業生産量や相場によって変動があったため、幕府にとって安定した収入には、なり得なかった。そこで、収入の安定化を図るために考え出されたのが海面の年季浦請負制である。そして、その請負人に安定した財力を持つ町商人を採用した。そして、彼らは「町請負人」と呼ばれた。

3.6 年季浦請負システム

魚漁分一は、それまで浜奉行と呼ばれる役人が立魚の水揚げ時に出向き、徴収にあたっていた。その人件費と手間は、大変なものであった。しかし、年季浦請負システムは、それら作業の全てを請負人が肩代わりするだけでなく、高値で町商人が請負った。そのため、漁の豊凶に関わらず、一年を通じ幕府は、安定的な収入を得ることができた。

しかし、問題点も生じた。請負人と村方との紛争である。請負人は高額な請負額を幕府に払うことから、魚漁分一の取り立てを強行し、村との間に紛争を招いた。さらに分一の対象となる魚種を拡大した。また、それまで分一が課せられなかった海産品に対し、新規物として新たに分一を課した。その結果、漁村は大きな損失を受けた。同時に高額な浦請負金を幕府に支払う町商人にとっても利潤をもたらさなかった[和田 1956 135-150]。その結果、江戸末期にかけ、町商人の請負人は減少し、村が請負人となる、村請へと変化していく。冒頭で示した史料2は、村請の事例と考えられる。

3.7 享保年間以降、浦請負人が持つ須崎の漁業権

これまで江戸時代の漁民に課せられた税とその徴収システムについて論じてきた。西浦七ヶ村では、江戸・慶長(1596-1615)年間、領主が海面の公権を所有し、磯の漁猟場における漁業権は、浮役を納める事で領主より保証されていた。漁業権の所有者は、漁場で独占的な地位を得

ることで、漁場を排他的に利用することができた[和田 1956 112]。これは、磯の漁猟場の一部が「個別独占漁場」として許可されたことによるものと考えられる。

一方、須崎の磯の漁猟場についても『豆州須崎村古文書』の中に「石花菜、鮑、栄螺運上」に関する史料が6~7点残る。これらの史料より、1761年以前、村では磯の漁猟場で採藻、採貝をするために課せられた雑税を払い、村が漁業権を得ていた期間があったと考える。

しかし、享保年間(1716-1736)以降、須崎の磯の漁猟場は、年季浦請負制が導入され、入札によって浦請負人が決められていたと推測される。そのため、江戸幕府の直轄領であった伊豆国賀茂郡須崎村の磯の漁猟場の漁業権は、浦請負人にあり、浦請負人が磯の漁猟場を排他的に利用していたと考える。

4. 明治初期の地先の海と漁業権

明治初期、江戸時代の慣習からの脱却をめざす新政府は、試行錯誤しながら海面利用に関する新たな制度(明治漁業法)作りの模索を始める。この頃、須崎の地先の海は誰が利用権を持っていたのであろうか。

次に提示する4つの史料は、『豆州須崎村古文書』中に残されていたものである。旧慣習に倣い行動を起こす須崎村民と浦請負人との駆け引き、あるいは、新政府の方針が変わるたびに翻弄される両者の様子が史料から読み取れる。

4.1 海面使用を巡る駆け引き

史料8-3 『豆州須崎村古文書』 81 須崎浦天草鮑栄螺御請負奉願上候書付 明治6年(1873)10月

(原文は漢文、読み下し文で表記)

豆州茂郡 須崎村

恐れ乍ら書付けを以って願ひ上げ奉り候
 豆州賀茂郡須崎村小前并に村役人共一同申上げ奉り候
 私共村方天草鮑栄螺御請負の儀同郡下田町鈴木吉兵衛
 御請負在り候處来明治七年四月年季明ヶ相成段承知致シ候ニ就
 てハ当村小高不相当の人口多二付過半海面所業ヲ以活計罷り在り
 殊ニ右御請負他へ渡り候てハ自村の稼他の者へ日雇稼ぎ致し候ニ付
 他所ヨリ海土数多入れ込み候節ハ自稼ぎ無数相成り之に加え
 田畑肥やし海草取り入れ方差し支え傍觀候儀歎かわしく存シ
 吉兵衛請負致さず以前東京其の外ノ者共請負候ヨリ
 多年痛心罷り在り候儀ニ付き今般村内一同相談の上
 是まで吉兵衛御請負金へ尚又出精増金の上
 吉兵衛御請負跡拾ヶ年季村請負仰せつけられたく
 願ひ上げ奉り候
 この段お聞き済みの上ハ当村の者一同相助かり有り難き
 しあわせニ存じ奉り候 以上

豆州賀茂郡須崎村

農二百十四人惣代	土屋甚三郎 (印)
明治六年十月	
	森 平重郎 (印)
	村松 彦四郎 (印)
	小沢 佐右衛門 (印)
	森 弥三郎 (印)
	森 万右衛門 (印)
	土屋 治左衛門 (印)
	土屋 作右衛門 (印)
	小沢 市右衛門 (印)
	田中 興左衛門 (印)
	小沢 長兵衛 (印)
	田中 長右衛門 (印)
	田中 五右衛門 (印)
	山本 吉右衛門 (印)
小前惣代	清水 治五右衛門 (印)
副戸長	山本 伊助 (印)
戸長	土屋 傳兵衛 (印)
足柄縣権令	柏木忠俊 殿

史料8-3は、明治6年10月、豆州賀茂郡須崎村戸長・土屋傳兵衛が足柄縣権令・柏木忠俊に宛てた「須崎浦の天草蛸栄螺御請負願」である。

大意は次の通りである。

豆州須崎村の小前百姓、村役人一同、お願い申し上げます。下田町鈴木吉兵衛が私共村方のテングサ、アワビ、サザエの請負をいたしております處、来る明治7年4月に年季明けになります。当村は、小高不相応に人口が多く、過半数の村民は、海面での生業で生計を立ててきました。今後もし、この請負が他へ渡ってしまうと、自村の稼ぎが日雇い稼ぎに来る他所者にわたるだけでなく、他所から海士が入り込んで自稼ぎをする者が多くなってしまいます。また、田畑の肥やしとして海草を採ることさえも差し支え、傍觀するわけにはいきません。もし、吉兵衛が請負わず、以前の東京や外の者が請負ったあかつきには、その期間中、心配が尽きません。そこで、村内一同で相談し、これまでの吉兵衛の御請負金にさらに増金を精励し、吉兵衛請負後の十年間、村請負を仰せ付かりたくお願い申し上げます。この願いを御聞き届けて戴けたら、当村一同、大変助かり、幸せに思います。

史料8-3から明らかなのは、以下のことである。

1. 明治7年4月までは、須崎の浦は町請負人・鈴木吉兵衛が請負っていた。
2. 鈴木吉兵衛が浦請負人の時は、須崎の過半数の村民は、海面での生業で生計を立てていた。理由は、小高不相応に人口が多かったからである。
3. 以前の浦請負人には、東京在住の人物など、鈴木吉兵衛以外にも居た。

4. 鈴木吉兵衛の年季明けの後、浦請負人いかなんでは、須崎の浦に数多の海士が入り込み自稼ぎすることで、須崎の者の生計が立ちゆかなくなる。
5. 田畑の肥やしとして利用していた海草を採ることもできなくなる。
6. 吉兵衛の請負金額にさらに増金し、明治7年4月より10年間、村請負することを村内で決定、請負の願いを足柄県に提出した。
7. テングサ、アワビ、サザエを採っていたのは、男性の海士が中心であり、女性の海女の表記はみられない。

明治6年当時、須崎村では鈴木吉兵衛の年季明け後、浦請負人に誰がなるのか、その行方に気を揉んでいた。なぜなら浦請負人によっては、浦請負人が雇った海士が他所から入り込み、須崎村民は、村の地先の磯の漁獵場で入漁できず村民の生計が成り立たなくなるからである。

そこで村では、吉兵衛の浦請負金にさらに増金を条件に、10年間の村請負を足柄縣に嘆願する。村が村請申請するにあたっては、事前に町請負人・鈴木吉兵衛に掛け合っただと思われる節がある。

鈴木吉兵衛からの返事の手簡が次に示す史料8-4と推測される。

史料8-4『豆州須崎村古文書』82 「天草請負規定確認」明治6年(1873)10月(翻刻)

前書之通規定致し置候処今般其御村方方

右天草浦仲間加入被成度赴我等方江

御掛合有之候得者此儀御断申上候

右趣意与而村益増金可仕様申上候

然る処其御村田中長右衛門殿御立入

是迄之村益金江當増金与而五拾圓

都合老ケ年ニ金八拾圓与相定双方示談

行届申候処実正也

然ル上は来甲戌年より我等請負中

毎年村益金八拾圓宛無相違御渡し可申候

且前書之慮り御互二かたく相守当可申候

依之為取替規定次紙連印證書如件

天草浦請負人

右町

鈴木吉兵衛 (印)

親類證人兼

同 山田万右衛門 (印)

同 鈴木重右衛門 (印)

立入人 右 田中長右衛門 (印)

須崎村 戸長

土屋傳兵衛殿

明治六癸酉十月

史料8-4は、明治6年10月、町請負人・鈴木吉兵衛から須崎村戸長・土屋傳兵衛に宛てた「天草請負規定確認」書である。

大意は、次の通りである。

前書の通り規定していましたが、今般そちらの村方より、天草浦仲間に参加成されたい旨を私たちの方へ掛け合われたようですが、このお話はお断り申し上げます。

このような趣意ですので、村益を増金する様に致します。そこで、貴村の田中長右衛門殿お立ち入りのもと、これまでの村益金に増金として50圓。都合1カ年ニ金80圓が適当ということで、双方が示談しております。この上は、来る甲戌年（明治7年）より、私どもが請負中は毎年、村益金80圓を間違いなくお渡し申すように致します。

かつ前書をよくよく考え、お互いに固く守りましょう。よって規定取り替えの為の連印證書を添付いたします。

史料8-4より次の点が明らかとなった。

1. 町請負人・鈴木吉兵衛は、天草浦仲間に参加したいという須崎村からの申し出を断った。
2. 鈴木吉兵衛は、申し出を断る代わりに村益金を増金することにした。
3. 須崎村の田中長右衛門が立ち合い検分した結果、50圓の増金が妥当ということで、年80圓の村益金を鈴木吉兵衛が須崎村に支払うことで双方が示談した。
4. 明治7年より、鈴木吉兵衛の請負中は、村に毎年80圓の村益金を支払う。

史料4より、史料8-3の村請負が浦請負人・鈴木吉兵衛の天草浦仲間に参加することで成立するものであったことが分る。しかし、この願いも鈴木吉兵衛の拒否で達成できなくなる。その代案が村益金の増額であった。

当時、浦請負人は、新政府に雑税を払うだけでなく、請負った磯の魚漁場と地続きの村にも村益金を支払うことで、磯の漁獵場の海面利用権を得ていたことになる。須崎村は、自村で村請負が出来ない代わりに村益金の増額を浦請負人と交渉するなど、浦請負を巡って村と浦請負人との間で駆け引きが行なわれている。

このような駆け引きが江戸時代から行なわれていたのか、明治時代に入ってから始まったものかは、史料からは定かでない。

4.2 国家管理の地先海面使用

明治政府は、明治8年2月20日付で雑税の廃止を打ち出す。下記の史料は、その際の布告である。

明治政府布告第23号、明治8.2.20

従来雑税ト称スルノハ、旧慣ニ因リ、区々ノ収税ニテ、輕重有無不平ニ付、別帑税目分、本年一月一日ヨリ相廢シ候。尤右ノ内追テ一般可課税分モ可有之候得共、差向収税無之テハ營業取締差支候類ハ、当分地方ニ於テ改テ収税筈ニ候条此旨布告候事。但シ従前官有地借用右代料トシテ相納候分ハ、是迄之通り可相心得事。

大意は次の通りである。

従来、雑税と称して古い慣習による地区税があったが、収税の軽重に不平が多かったため、明治8年1月1日、布告23号で雑税を廃止した。追って一般課税分を申し渡す。収税が無いことで営業取り締りに不都合が生じた場合、地区役所から改めて収税の布告がある。但し、是迄通り、官有地借用代料として、相応の金納を行えば、今迄通り地先海面の請負は可能である。

明治8年1月1日、江戸時代初期からあった海面使用権料の意味合いを持つ雑税が廃止になる。その後、政府は続けて太政官布告第195号を布告する。

下の史料は、明治8年12月19日付太政官布告第195号である。

太政官布告第195号,明治8.12.19

従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ、捕魚採藻ノタメ所用致居候者モ有之候処、右ハ固ヨリ官有ニシテ、本年二月第廿三号以後ハ所用の権無之条、従前之通所用致度者ハ、前文布告但書ニ準シ、借用ノ儀其管轄庁へ可願出、此旨布告候事。

大意は次の通りである。

従来の慣行であった海面を区画で割り、捕魚・採藻のために人民が所用していた海面は、明治政府のものである。明治8年2月20日付布告第23号の雑税廃止以後は、海面所用の権利はないので、従前通りに海面を所用したい者は、管轄庁へ海面借用の願いを出すこと。

さらに明治政府は、太政官布告第195号のすぐ後、海面借区制にかかわる太政官達第215号を出す。

太政官達第215号

捕魚採藻のための漁業を営まんと欲するものには、官有の海面を貸与し、その代償として借用料をとる。

との内容であった。

4.3 雑税の廃止で混乱した明治初期の漁業政策

雑税の廃止と海面借区制の通達により、須崎の地先の海の利用と漁業権はどのように変化したのであろうか。史料8-5と史料8-6から検証したい。

史料8-5『豆州須崎村古文書』92「地先海面拝借願」明治9年(1876)5月 (翻刻)

第五大区七小区下田町鈴木吉兵衛代鈴木重右衛門奉申上候

私方祖先代ヨリ同区須崎村柿崎村谷津村右三ヶ村

地先海面年季ヲ以受負天草鮑サザイ取揚営業仕来リ

税金上納仕居候處昨明治八年一月ヨリ

雑税御廃止被仰出有難拝承仕候得共右税納

不仕候上は自他之無差別他より自僣二入区勝手に

営業仕候様二相成候而者難渋罷在候間右三ヶ村と

自談仕従前之通私方二而海面拝借願上候積

掛合行届候に付旧足柄県御丈序江も其段奉願上
 候處今般當県に御管轄御政定相成候に付以書面
 願上候何卒前書三ヶ村地先海面拝借被仰付
 度御決済ノ上は御規則之通税納可仕候右願は
 之通御採用奉願候以上

九年五月 下田町鈴木吉兵衛代
 鈴木重右衛門

静岡県令大迫貞清殿

史料8-5は、下田町の浦請負人・鈴木吉兵衛の代理人・鈴木重右衛門が明治9年5月に静岡県令大迫貞清宛てた「地先海面拝借願」である。

大意は、次の通りである。

鈴木吉兵衛は先代より、須崎、柿崎、谷津の三カ村の地先海面を年季で請負い、税を納めテングサ、アワビ、サザエを取ってきた。しかし、明治8年1月から雑税が廃止となり、それ自体は有難いが、勝手気ままに人々が地先の浦に入り、採貝・採藻するので難渋している。そこで、三カ村と話し合いを持ち、今迄通り、海面拝借を掛け合い、旧足柄県御丈序にもお願いをした。そこで、今回は管轄である静岡県に御裁定いただくよう、文書を以てお願いする次第である。どうか、三カ村の地先海面を拝借できるようお願い申上げる。ご決済をいただいたなら、規則通り税を納めますので、願いをご採用いただきたい。

史料8-5より、次のことが明らかとなった。

1. 下田町の請負人・鈴木吉兵衛は、先代より税を納め、須崎を含む三カ村の地先海面を年季で請負ってきた。
2. 請負期間内、鈴木吉兵衛は、三カ村の地先海面を排他的に使用し、テングサ、アワビ、サザエを採っていた。
3. 明治8年1月から雑税が廃止となり、誰でも自由にテングサ、アワビ、サザエを採るようになった。
4. テングサ、アワビ、サザエの採貝・採藻、販売を独占してきた請負人は、損失利益が大きいことに危機感を持つ。そこで三カ村と話し合いを持ち、海面拝借を掛け合い、旧足柄県にも願い出た上で、旧来通りの税を納めることで、地先海面を借り受けられるよう、静岡県に願い出た。

明治政府が出した明治8年布告第23号で、雑税が廃止となり、それまで浦請負人が排他的に使用してきた地先海面は、誰もが自由に利用できるオープン・アクセスの海面となった。そこで浦請負人は、旧慣通り独占的に海面利用ができるよう、県の行政機関に願い出たのである。

なぜなら明治政府は、太政官布告第195号で海面を官有地とする一方、その管理は地区の役所に一任したからである。

さらに太政官達第215号で「捕魚採藻のための漁業を営まんと欲するものには、官有の海面を貸与し、その代償として借用料をとる」と、海面を土地と見なす官有地借用料という新たな収税方式を採用した。このように明治初期の日本政府の漁業政策は、江戸時代の雑税方式とほとんど変わらないものであった。

史料8-6は、同時期の明治9年5月13日に静岡県が沿海村の区戸長に宛てた文書である。

史料8-6. 『豆州須崎村古文書』 94「沿海村々区戸長江」 明治9年5月13日(1876) (翻刻)

沿海村々 区戸長江

海面区画借用之儀に付昨八年十二月第百
九拾五号公布之趣ニ寄追々出願候處中二者
区画絵図面ヲ添付セス又ハ一湾之内数村相
連トテ一ヶ村ニテ全湾借用之願ヲ立同湾
村方故障之有無不申出向も有之不都合
ニ付右等之儀無之様可心得且つ右公
布之内所用之権無之と言フ心得違
致シカヲ以他村所用スベキ地勢ナルヲモ
侵掠専用セントシ或ハ旧来税納セシ廉
ヲ首張ンテ近隣相親ムベキ道理
ヲ乖キ故ラン争端を開キ候類
心得違之者無之様区戸長於て篤々
注意説諭可致候段兼而相達
候事

九年五月十三日

静岡県

大意は、次の通りである。

海面区画の借用にあたっては、昨8年12月の第195号の公布に寄り、沿海の村々でも追々、借用願いを出す所であろう。中には区画絵図面の添付が無く、一湾を囲む数村が連名で出願すべきところを、一ヶ村だけで全湾の借用願を出して、同湾の村方が不服を申し出ている例もある。これは、大変不都合なので、こういうことが無い様、心得るべきである。

その上、右公布の内、海面所用の権が無いという達しを、心得違いをし、地理的に他村が所用すべき海面も力づくで侵掠し、専用としてしまう行為がある。また、以前納税したことを主張し、近隣とともに海面の利用を図るべき處を道理に背き、争乱を起こすといった心得違いの者が出るのが無き様、区戸長で篤々と注意、説諭するよう達しを出す。

史料6は、海面管理を委託された県が各町村に宛てた海面区画借用願いの提出を促す文書である。そして同時に地先の海の借用を巡る近隣村との争いを戒めるものである。雑税の廃止後、借用料を払えば、誰でも海面の借用が可能になったことから、借用を巡り、漁業者間の紛争が激化、全国津々浦々の漁場で混乱を招く結果となった。

そこで、明治政府は、明治9年7月太政官達第74号を発して、海面を貸与するという太政官達第215号を撤廃した。また、新しい漁場占有権の基準は、旧慣を尊重するように指示し、漁業税は府県税として課せられることとなった。この後、明治政府発足当初の漁業政策は、府県段階で展開されることになる。

5. 明治漁業法の制定

明治維新以後、明治政府の漁業政策は、幾度も方針が変わり、漁業者は翻弄され、混乱した。そして、明治43年「明治漁業法」が成立した。江戸時代の慣行に従い、行なわれてきた漁場利用は、明治漁業法で法制化される。「雑税廃止」「海面官有」「海面借用」を巡って起きた漁業者間の紛争を秩序立てるためにも漁業法の制定は必要であった。

新たに制定された漁業法の主要構成は次の通りである。

1) 沿岸漁業秩序を規制する漁業制度 2) 沖合遠洋漁業秩序を規制する漁業許可制度 3) 資源保護のための漁業取締制度の3つである。明治漁業法の漁業権の種類は、専用漁業権、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権の4種類であった。これら漁業権は、江戸時代の慣行をそのまま継承したものであった。一村専用漁場（磯の漁獵場）における漁業は専用漁業権に、個別独占漁場における漁業は、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権に組み入れられた。

明治漁業法は、昭和24年の現行漁業法の制定まで、わが国の漁業の基本制度として存続した。

考察

江戸時代の漁場利用

江戸時代の漁場利用と権利については、長年、幕府が定めた法令集『律令要略』に示される「村井之漁場は村境ヲ沖見通し獵場の境たり」「石獵者地付根付次第なり、沖の入會」に基づいて解釈がなされてきた。それは、「磯の漁獵場」は、「村の専用漁場」であるという解釈であり、二野瓶徳夫が唱えた「総百姓共有漁場説」に基づくものであった。また、この概念は、現在の漁業協同組合による共同漁業権漁場規定の基層にもなっている。

しかし、本論で筆者は、幕府は「磯の漁獵場」の利用を労役や雑税の納税者だけに認め、村民が自由に入漁できるオープン・アクセスの「村の専用漁場」ではないことをあきらかにした。

また、幕府は、「磯の漁獵場」の使用権料とも言える雑税を安定的に徴収するシステムとして、地域によっては、入札による浦請負制を享保の改革で導入、幕末まで町人に浦請負人を務めさせていた。

浦請負制が導入された地域では、「磯の漁獵場」の漁業権は、浦請負人が持ち、浦請負人が「磯の漁獵場」を排他的に利用していたと考える。

それゆえ、二野瓶の「総百姓共有漁場説」とは、あきらかに異なることが実証された。

江戸時代の須崎の「磯の漁獵場」の利用

須崎の「磯の魚獵場」は、1761年には、すでに浦請負制が導入されていたことがあきらかとなった。

須崎の「磯の漁獵場」は、村が浦請負した場合に限り、村民がテングサ、アワビ、サザエを採ることができた。また、特定の浦請人（下田町・鈴木吉兵衛）が請負った時は、村民が海面を利用することも可能であった。しかし、他の浦請負人が請負った場合は、よそから海士を連れて来ることもあり、村民が入漁できず生計が成り立たなくなることもあった。

また、『律令要略』「山野河川入会」には、藻類は、無税とされているが、須崎の「磯の漁場」で採藻されたテングサには課税されていた。

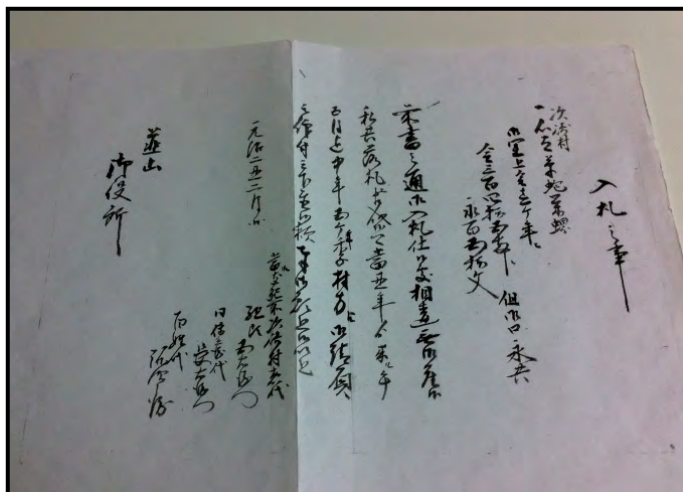
明治時代の須崎の漁場利用

明治8年、明治政府が雑税を廃止したことで、地先の海は、誰もが利用できるオープンアクセスの海となった。しかし、海面は明治政府のものであり、使用する者が政府から海面を貸与される代わりに借用料を払うという形になる。

しかし、誰でも海面の借用が可能になったことで、その借用を巡り、全国の漁場で混乱を招く結果となった。須崎海村でも村と江戸時代からの浦請負人、下田町・鈴木吉兵衛との間で利害対立があったことがあきらかとなった。

このような混乱の過程を経て、漁業権は定められた。明治43年の「明治漁業法」は、混乱を收拾し、状況を秩序立てるためのものであったと解釈できる。

しかし、「明治漁業法」で定められた専用漁業権、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権の4つの漁業権は、江戸時代の慣行をそのまま継承したものであった。一村専用漁場（磯の漁場）における漁業は専用漁業権に、個別独占漁場における漁業は、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権に組み入れられた。



『豆州須崎村古文書』写真

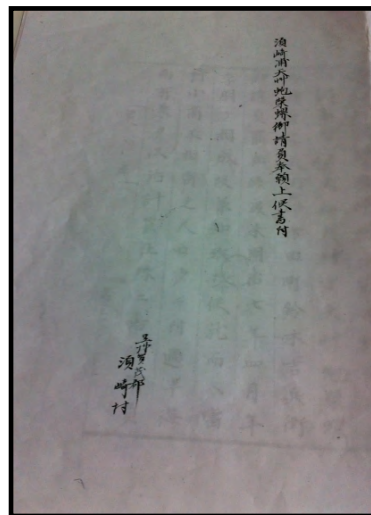
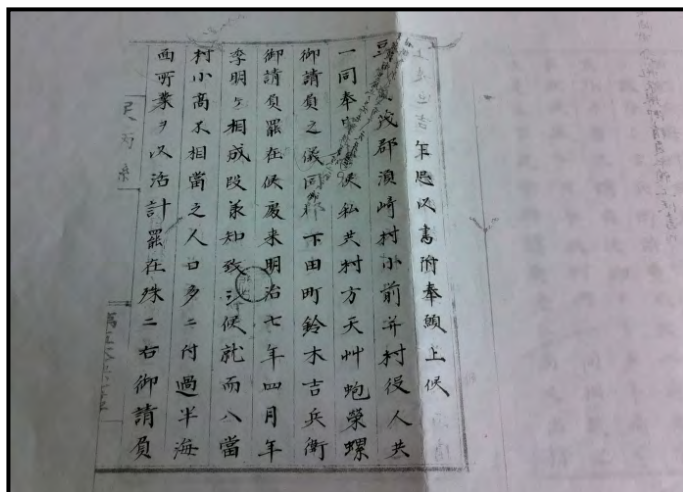
史料8-2. (左)

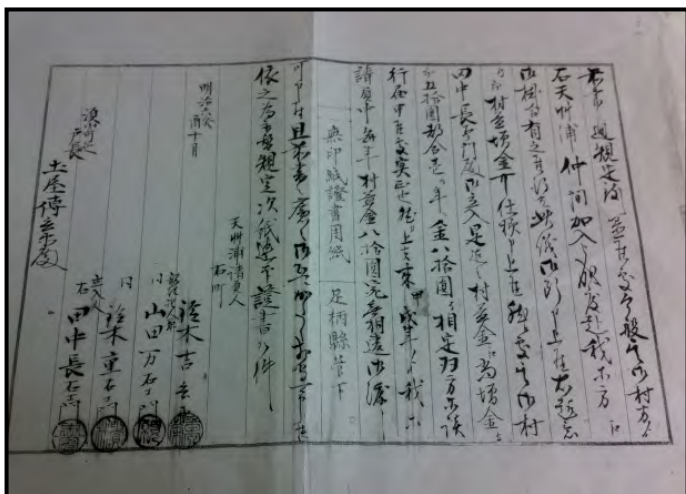
『豆州須崎村古文書』62

「天草浦請替二付請書附入」元治2年(1865)2月

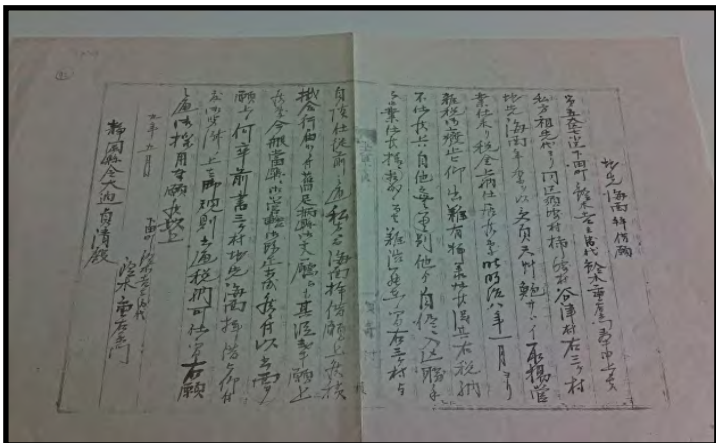
史料8-3(左下、右下)

須崎浦天草砲栄螺御請負奉願上候書付明治6年(1873)10月

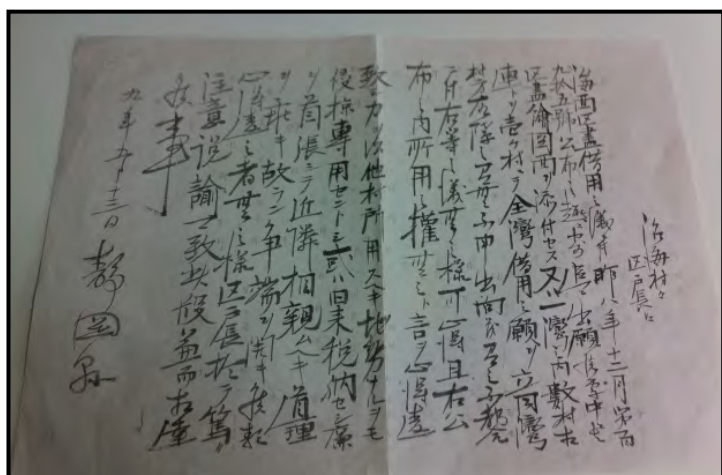




史料8-4 (左)『須崎古文書』82 「天草請負規定確認」明治6年(1873)10月



史料8-5 (左)『豆州須崎村古文書』「地先海面拝借願」明治9年(1876)5月(翻刻)



史料 8-6 (右)『豆州須崎村古文書 94 「沿海村々区戸長江」明治9年5月13日(1876)

第9章 利益分配とローカル・コモンズ

はじめに

これまで、須崎漁民の海を介在とした仕事とその変遷をみてきた。本稿では、須崎漁民のローカルコモンズから得た海洋資源の分配方法について論ずる。ローカル・コモンズからの資源獲得には、必ず分配が伴う。伊豆半島の漁民が明治中期から行なってきたテングサ漁も莫大な利益を生んだ。そして、その分配を巡り様々な紛争や問題を引き起こす地域も存在した。本稿では、近隣の白浜地区の分配方法と須崎を比較しながら、須崎の利益分配について考察する。

1. ローカル・コモンズと利益

1.1 入会地の利益と分配

30年程前、須崎半島の先端、爪木崎で車を止め一休みしていると、初老の男性が現れ、「区の所有地なので、駐車料金を払ってくれ」と言う。駐車場でもない浜に止めただけで、当時としては高額な2,000円を支払わされ、腹の立った記憶がある。後に調査地となり、そこが須崎区の入会地であることを知る。

須崎区では現在、夏場、入会地に駐車場を設置、組長が当番となり、料金を徴収、祭典費に充当している。

入会地は、ローカル・コモンズにあたる。ローカル・コモンズとは、地域の共有地や共有資源を意味するだけでなく、その共同的所有のあり方も含む。入会地の共同所有のあり方は、個人でも国家でもないムラの成員間で了解されることである。海岸への駐車に対する料金の派生は、外部の人間にとっては関係のないことであり、本来は、支払いの強制はできないはずである。

須崎の入会地を巡っては、もう一つ話題がある。須崎財産区（須崎地区民の共有財産である不動産の管理組合）には、111町歩の土地があった。その一部が、昭和46年、須崎御用邸の建設のため、宮内庁に売却された。売却益3億円の分配を巡り、村民間で話し合いが持たれた。当初、全戸一律5万円を均等に分配する案が優勢であった。しかし、地区住民は、居住年数に応じて分配する方式を選択する。

売却益の分配は、『豆州須崎村古文書』「昭和42年家庭調査」昭和42年（1967）に基づいて算出されることになった。

史料 9-1 『豆州須崎村古文書』「昭和42年家庭調査」昭和42年（1967）

史料 9-1 は、昭和42年10月に須崎財産区議会が各戸の須崎における居住年数を調査したもので、各戸の申告制であった。それによると、「300年前からの居住」を筆頭に「200年からの居住」が16軒、「江戸時代からの居住」が71軒、「明治時代からの居住」が35軒、「大正時代からの居住」が14軒、「昭和時代からの居住」が40軒という申告状況であった。

そこで上限居住年数を60年までとし、1年当たり5千円で最高額30万円、総額1億3千万円を住民に分配した。残りは、漁民会館の建設と財産区の共有積み立金の原資とした。

このようなローカルコモンズから得られた利益を地域住民間で分配する行為は、伊豆海村地域では、明治期以降、珍しいことではなかった。それは、ローカルコモンズの最大の恵みであるテングサの収益を各地域内で慣習的に分配されていたからである。

2. 白浜のテングサ事業

伊豆半島のテングサ漁は、海外からの輸入が増える昭和40年代までは、全国の生産高の40%近くを生産していた。中でも須崎から2km程離れた下田市白浜地区は、全国のテングサの10%近くを出荷する大生産地であった。しかし白浜は、昭和30年代になり、民宿業とテングサ漁を兼業する漁家が増え、最盛期ほどの生産高を維持できなくなり、昭和40年代後半にテングサ漁は衰退しはじめる。民宿業に転業した一因は、明治29年(1896年)からテングサと海産物の採取権を村有財産とし、テングサ事業を村で独自経営し、利益分配まで行なってきたことにある。

テングサ漁の経営には、2つの方式がある。地域共同体が経営する「自営方式」とテングサ漁場を一括して業者に売る江戸時代の「浦請負制」を踏襲した「磯売り方式」である。同じ伊豆半島の妻良をはじめ、「磯売り方式」を採用した地域は、地元の女性が海女にならず、韓国・済州島や三重県志摩半島からの出稼ぎ海女で賄った。白浜は、「自営方式」として、明治29年(1896)濱崎村からの分村を期にテングサ事業を村営で始める。村営方式は、昭和30年(1955)下田町との合併で、共同漁業権を村が放棄するまで続けられた。

2.1 白浜のテングサ利益とその分配

白浜は、村営で経営するテングサ漁の純利益の配分を当初、水田の持ち高に応じた「高割」配分とした。その背景にあるのが江戸時代の慣習的行為¹⁾である。「高割」方式をとると、江戸時代からの高頭「井戸端」(屋号)は、明治22年当時で167圓の配当を貰い、小前百姓²⁾は12圓の配当しか貰えなかった。小前百姓の不満が発端となり、明治22年、小前百姓の兄弟が199人の小前百姓を先導して、テングサ利益の「平等割」を主張する争議を起こす。「平等割」とは、分配金額に差をつけることなく、全戸数で平等に分けることである。その結果、明治25年にテングサ利益の分配が「平等割」になる[白浜村心太草採収ノ顛末概要 1936]。

その後、明治38年「白浜村専用漁業益金配当に関する規定」が制定された。規定とは、村の地先の海で採取したテングサを村営で加工販売し、その純利益の分配に関する規定のことである。

利益の6割を住民への「平等割」に当てる。

利益の2割を白浜村の「基本財産積立て」に当てる。

¹ テングサが換金商品として価値が出て来た近世(1800年代)に入り、海面の領主支配が進んだ結果、「畑地肥料助成金」として領主より下付された金を村では、石高に応じて村民に分配していた。

² 江戸時代、田畠や家屋敷は所有するが、特別な家格や権利を持たない本百姓、あるいは、小作などの下層農民をさす言葉。

利益の2割を白浜村の「一般会計」に当てる。

というものであった。その後、大正4年には、「平等割」が8割に増額される。

そして昭和10年、村民税を徴収する代わりに、テングサ収益金の全額を「平等割」で村民に配当することになった。

昭和5年当時、大卒の初任給が30圓～35圓の頃、白浜では、村の全戸に1,000圓の配当が支給された。金が村民に行き渡ること、村民の生活状態は一変する。

大正12年生まれの前テングサ官吏員Dは「有に半年は暮らせる配当金が入ったがために村民が遊蕩三昧し、勤勉性を失ってしまった。配当金を当てにして、借金する者まで現れ、それを村が肩代わりまでした」と語る。

白浜の「平等割」は、村民の勤労意欲を失わせると同時に、海女と船頭であるトマイの勤労意欲をも奪う結果となる。

「テングサ採った後、川で洗って、計量に掛けに行くの。それから30kgの籠を担いで、港から砂浜を2kmほど歩いて干しに行ったよ。重労働でヤーだくなった。行かない人（注：潜らない人の意）は御飯食べて、風呂浴びてちゃっかり涼んでる。それを尻目に、私ら両肩に籠二つずつ担いで、船と干場を行ったりきたりするんだもの」と、海女Aは、当時抱いていた複雑な心境を明かす。

昭和30年、白浜は下田町（現下田市）との合併に伴い、村営のテングサ事業は終わる。それと同時に「平等割」も終わりを迎える。また、民宿ブームにより、海女がこぞって民宿に転業することで、海女の数が急減する。そしてテングサ漁も徐々に下火となっていく。

3. 須崎のテングサ漁

白浜のテングサ漁とその利益分配から、白浜村民の海洋資源の利用と分配の実態が把握できたであろう。次に、同じくテングサ漁を「自営方式」で行なってきた須崎地区の明治から昭和30年代までのテングサ利益の分配について論ずる。

本論8章で、江戸時代の須崎の地先の海は、入札制で決められた浦請負人が漁業権を持つ浦であったことを明らかにした。村が浦請負した場合に限り、村民がテングサ、アワビ、サザエを採ることができた。また、浦請人であった下田町・鈴木吉兵衛が請負った時は、須崎村民も雇われ海士として海面を利用できたことを明らかにした。

しかし、その後、「明治漁業法」制定（明治43年）前後のテングサ漁の詳細については、明らかではない。テングサ漁を須崎村が「自営方式」で行なっていたのか、江戸時代のように浦請人に「磯売り」いをしていたのかは、明らかではない。

その中で、注目すべきは次の3点の史料である。

史料9-2『豆州須崎村古文書』縦308『天草会所報告書』「明治31年3月草売揚高取調書」 明治31年（1898）

史料9-2には、諸費支払い金385圓71厘の中に男女海士船賃として金20圓36厘が計上されている。当時、須崎で「女性の海士」が天草漁を行っていたことが分かる。ただし、海女は地元の女性だったのか、次の史料9-3に記載される志州出身の出稼ぎ海女がテングサ漁を行っていたのかは、定かではない。

史料9-3 『豆州須崎村古文書』『明治34年3月草売揚高取調書』

史料9-3には、船賃、志州海士諸費、入札費、取扱人報酬費を経費で落としている。明治34年には、志摩半島から海士（海女）を雇い入れテングサ漁を行っていたことがうかがえる。

史料9-4 『豆州須崎村古文書』縦393 『大正元年中本区産天草及雑草栄螺売買其他収入精算書』

史料9-4には、諸費用の支払い項目の中から「志州海士諸費」が削除され、「海士舟賃伝馬舟補助」「九月中寄草揚げ舟賃補助」の項目が計上されていることから、大正元年には、地元民が海女や海士としてテングサ漁に携わり、海女を沖に運ぶ海士舟の舟賃を経費として村が補助していたことがわかる。

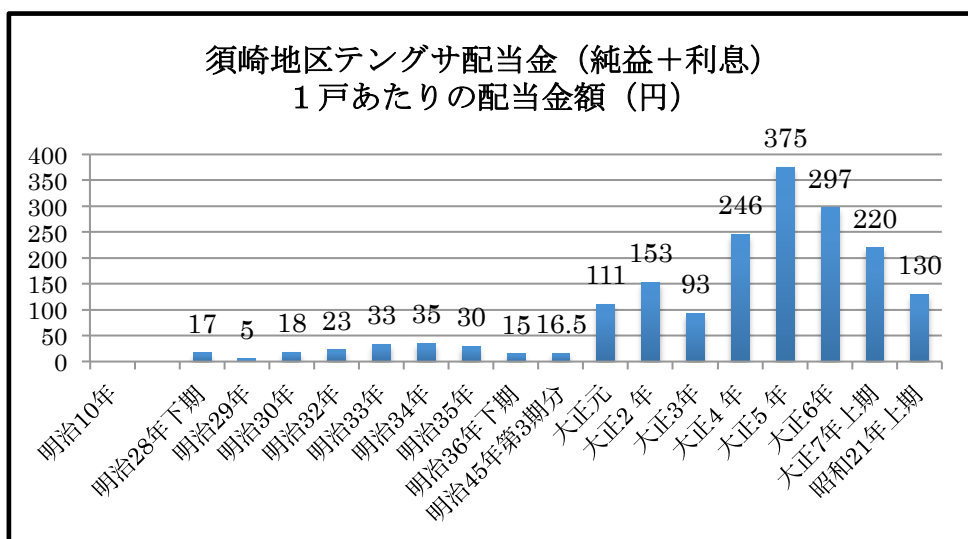
3.1 須崎のテングサ利益とその分配

自営方式は大正時代

須崎地区でもテングサの売却利益を村民に分配していた。テングサの売却益の分配は、「テングサ配当金」と呼ばれた。しかし、分配方法、利益分配比率、分配期間などに関するきまりについては、白浜地区のように文書で残されていない。

そこで、『豆州須崎村古文書』を手掛かりに調査を行なった。『豆州須崎村古文書』に残る20数冊に及ぶ『天草配当金控え』には、明治13年から昭和21年9月までの史料がある。そのデータを基に作成したのがグラフ9-1である。

グラフ9-1 須崎地区テングサ配当金



出典 『豆州須崎村古文書』『天草配当金控え』を基に筆者作成

配当金の記載が始るのは、明治28年下期からである。グラフ9-1をみると、明治28年の下期には、1戸あたり、17円が配当されている。明治34年頃には1戸あたり35円と配当額は2倍になる。そして急激に増加するのが大正期に入ってからである。史料9-4で諸費用の支払い項目の中から「志州海士諸費」が削除されたのが、大正元年である。グラフ9-1から須崎村では、「磯売り方式」から「自営方式」にテングサの経営方式が変わったのは、大正元年頃で

はないかと推察する。そのため、利益が村に直接入るようになり、大正5年の配当額は、1戸あたり375円にもなったのではないかと推測できる。ちなみに敗戦後の昭和21年9月期だけでも1戸あたり130円が分配されている。

配当金で支給される金額がどれくらいの価値を持つかについては、正確な値を出す事は困難であるが、1977年（昭和52年）当時の価格を基準にして、米1俵（60kg）の値段から配当金額の価値を割り出した（表9-1）。

表9-1 須崎地区のテングサ配当金額

年度	配当金額 (年間)	昭和52年を基準 にして換算した 米60kgの値段	平成20年の米の価値 米60kgを18,000円 に換算
明治35年	30円	4.96円	108,870円
明治40年	40円	4.72円	152,542円
大正元年	111円	8.32円	240,144円
大正5年	375円	6.00円	1,125,000円
昭和21年	130円/1期分	70円	33,428円
昭和52年		17,294円	

出典 昭和52年の米60kgの値段は、[<http://ja.wikipedia.org/wiki/米価の変遷>]を参考にした

大正5年、須崎地区では1戸あたり平成20年の金額にして110万円近い金が天草配当金として、地区から分配されていたことになる。昭和期の公的記録が残存しないため、昭和時代どのくらいの配当金が配られたのかは定かではない。しかし、天草漁がもっとも盛んであったのは、戦後の昭和20年代から40年代にかけてであったと言われることから、村民は、経済的に相当の利益を天草漁から得ていたことになる。

分家を制限

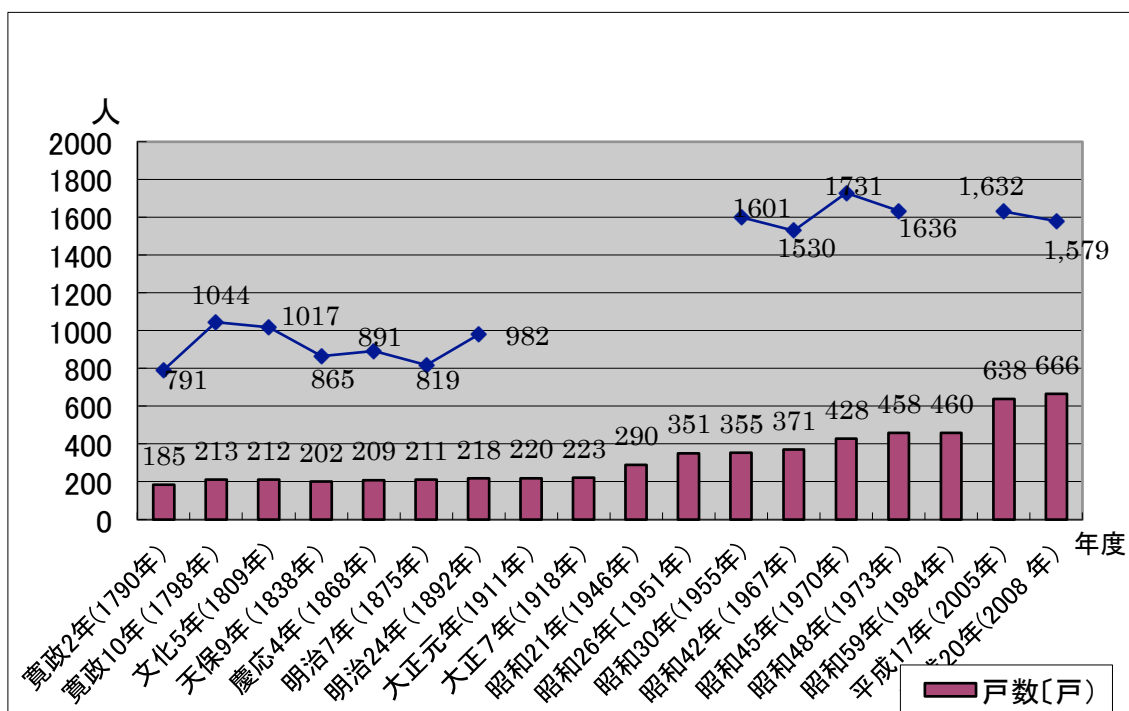
ここで見落としてはならないのが天草配当金の地区民への分配方法である。グラフ9-2は、「須崎地区の人口と戸数の推移」である。グラフから須崎地区の戸数が寛政10年(1798)から大正7年(1918)までの120年間に、わずか10戸しか増えていないことに注目したい。

史料9-5 『豆州須崎村古文書』「明和8年村法度定之帳」明和8年〔1771〕

史料9-5には、隠居、分家を厳しく制限する幕府のお達しがあったため、戸数を制限することが記されている。そして、その決まりを須崎村は、昭和20年代まで守り続けてきた。遵守の理由は、村の主産業である天草の利益分配が各戸割であったからである。分家が多くなると分配数が増えるため、分家を増やさないようにしてきたのである[齋藤 2009 40]。

その間に人口は、200人近く増大している。地域内で分家の数を増やさない方策が恣意的にとられてきたことは明らかである。村落集団の戸数を制限することで、ローカル・コモンズから得られるテングサ資源の利用と利益配分の安定性を図ったと考えられる。

グラフ 9-2 須崎地区の人口と戸数の推移



注) 明治後期より、昭和30年代まで須崎村は濱崎村であったため、須崎地区独自の人口統計資料はない。

3.2 平等割でなかった須崎の利益分配

白浜のテングサ利益の分配方法は、配当金を村民が公平に分ける「平等割」であった。須崎では、どのような分配が行なわれていたのであろうか。分配に関する資料が『豆州須崎村古文書』に残る。

史料 9-6 『豆州須崎村古文書』 423 『昭和15年9月須崎配当調査簿』

史料 9-6 は、須崎地区民の居住形態が一覧表となって掲載される。「土地所有権取得年月日」「家屋建築所有年月日」「生活及び夫役開始年月日」「配当金取得月日」「分家・転籍区別」「配当歩合」などの項目が見られる。史料 9-6 によると、須崎地区内に土地と家を所有していても、全ての住民にテングサ配当金が支給されていなかった事が分る。

例えば、他所から昭和9年に転籍してきた B さんは、昭和7年に須崎区に土地と家を所有した。しかし、配当金取得月日予定欄には、昭和40年からと、昭和15年の史料には記載されている。須崎地区民になってから31年目にして、テングサ配当の権利を得る計算である。

一方、大正3年に分家した T さんは、昭和6年から配当金を得る事ができた旨が記されている。つまり分家した者に関しても18年目にして権利取得権が認められたのである。認証されるまでの期間は、転籍者は30年。分家は10年～18年とバラツキが見られる。

これらの慣行は、住民へのテングサ利益の配当がなくなった現在でも見られる。例えば、第7章で論じた漁業権の取得までの期間である。地域内の夫役義務についてもローカル・コ

モンズの権利は一对となり、須崎地区の伝統的「海村のルール」として、現在も維持されている。

4. ローカル・コモンズの利益分配と問題

ローカル・コモンズからの利益分配は、各地で様々な軋轢や紛争をおこしてきた。白浜の「平等割」も、採藻者（海女とトマイ）との間に摩擦を起こし、たびたび争議に発展する。一見すると公平に見える白浜の「平等割」だが、ムラ共同体がコモンズからの利益を「平等割」するためには、前提条件がある。それは、ムラ人の資源へのアクセス（利用）の機会と権利が公平になって、はじめて平等な分配が可能になることである。

図9-1は、昭和23年当時の白浜村の階層構造³⁾を模式化したものである。白浜地区で海女としてテングサ労働に従事したのは、総戸数552戸の16%にあたる、わずか90戸の女性たちのみである。他の84%の家では、海女になる女性はいなかった。

もちろん潜水漁法は、適性が問われる仕事である。だれもが海女になれたわけではない。80戸の家の女性はなれなかったがために下層階級のままであった可能性もある。また、海女を輩出した16%の家は、海女の稼ぎで中層階級に位置することができた。しかし、上層階級はもちろんの事、中層階級の女性たちも海女労働は、重労働であるがゆえに海女にはならなかった。

白浜村のコモンズからの利益分配で最大の問題は、白浜のテングサ労働が全戸数の16%の家の女性しかテングサ漁に携わってこなかった点にある。ローカル・コモンズからの利益を「平等割」できたのは、ムラ内部のヒエラルキーに組み込まれた海女労働の搾取においてははじめて可能になったのである。

コモンズからの利益分配の例は、白浜だけに限ったことではない。前述したように須崎でもローカル・コモンズからの利益分配は、行われてきた。しかし、須崎では「平等割」ではなく、ルールを設け、ムラ人に「格差」をつけて分配した。

同じような事例は、新潟県山北町大川郷のサケ漁でも報告されている。昭和40年代まで、収益を大川流域の村では平等に分配していた。大川のサケ漁の場合は、領主が頻繁に変わったために、財源としてサケ漁を積極的に管理・統制しようとする政策が取られてこなかった。そのため、地域の人々による直接利用が継承された結果、大川のサケ漁のコモンズは、そのコモンズ性を強く保持することができた[管 2006:89-100]。

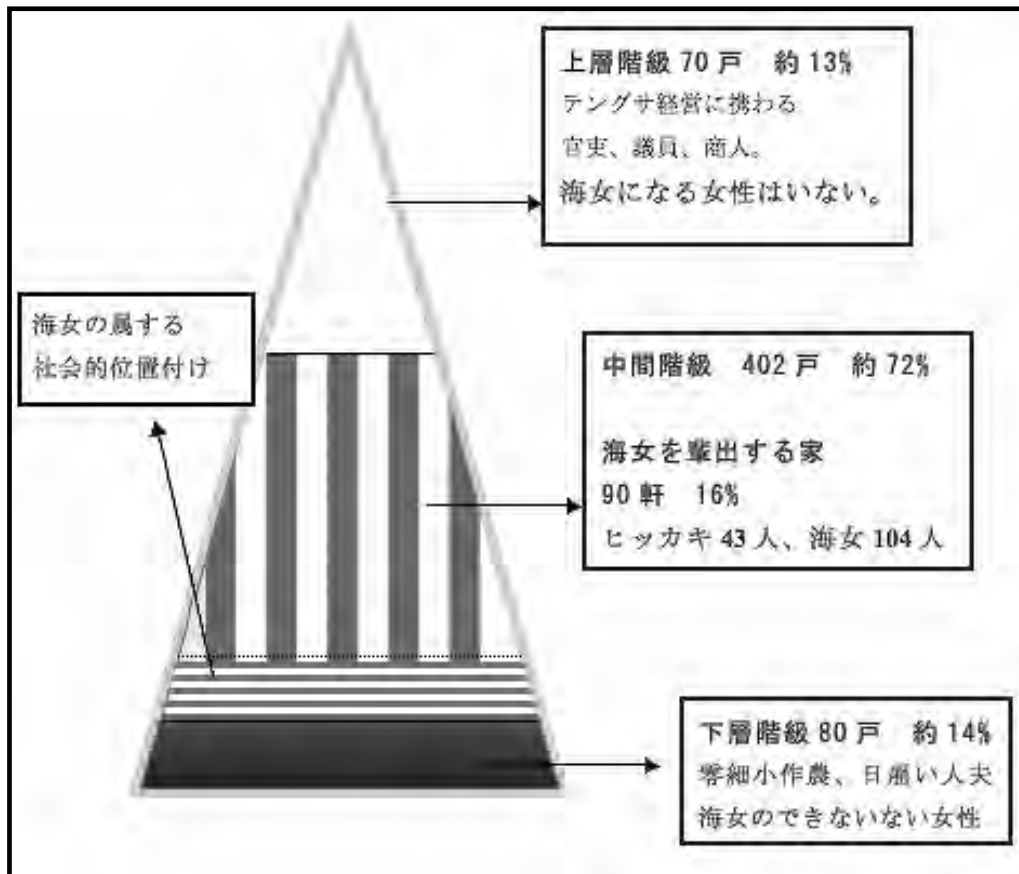
ここで見落とすことができないのは、須崎と大川の場合は、共にその磯や川を地域住民の大部分が利用していたことである。わずか16%の白浜とは大きな違いがある。

白浜のローカル・コモンズの事例から、コモンズの利用とその利益分配において一つの教訓が導き出せる。それは、ローカル・コモンズは、成員全てにアクセス（利用）の機会と権利を与えることである。その上で、成員間の話し合いでローカル・コモンズからの利益分配とその適用範囲を決めるべきであると筆者は考える。

³⁾ 阿部善雄と小沼勇は、歴史的考察も踏まえ、テングサ漁が村に及ぼした社会構造の変遷と村の権力構造を階層区分の変化とともに描き出した 阿部善雄 小沼勇 1951 「社会学評論—漁村の構造 伊豆白浜の場合」『社会学評論』1951年4月号 日本社会学会編

1970年代まで、大川郷では、サケ川を利用する際に支払われる入札金収益を集落の成員と認められた住民に平等に還元していた。昔は「世界中には多くのコモンズが存在するが、大川の社会性は異彩を放つ」とした上で、「コモンズは全ての人々に開かれていたのではない。それは、ムラ人として容認しない人々を積極的に排除してきたのである。その点からいえば、コモンズに「平等性」や「公正性」という価値を過剰に期待してはならない」[菅 2006 64]と論じている。

図9-1 昭和23年当時の白浜村の階層構造 (総戸数552)



出典 白浜地区の史料及び[阿部善雄,小沼勇 1951]を基に筆者作成

考察

コモンズ論の解釈

コモンズをめぐる議論は、様々なレベルで行なわれてきた。自然資源の管理に関する議論を超え、今や社会システム論全般を検証する学際的な議論[菅 2010 263]となっている。そのため、様々な解釈が生まれ、コモンズ概念は混沌としている。その理由として昔は「実体としてのローカル・コモンズがモデル的なグローバル・コモンズに拡大解釈された」[菅 2010 264]ことをあげる。

コモンズ論で絶えず問題とされるのがコモンズの利用と結果における「平等性」や「公正性」、「公共性」である。筆者の研究目的もまさにそこにあった。つまり、モデル的なグローバル・コモンズ論をローカルなコモンズである海村の地先の海の利用にあてはめ、その不平等性や不公正性、非公共性を問題視してきた。

改めてローカル・コモンズを問う

筆者は、本章で伊豆須崎のテングサ漁における利益分配を近村白浜の分配と比較して論じてきた。

白浜では、コモンズから得たテングサ利益の分配をはじめは、江戸時代の慣習通り、石高の持ち分に応じて分配する予定であった。それが村民の抗議で全戸に平等に分配する「平等割」方式に変更した。村民は、まさにコモンズの利益分配に「平等性」と「公正性」を求めたことになる。その結果、採藻者である海女は、労働搾取の上に成立した「平等性」であったことに気づき、民宿業へと転業していく。そして、白浜のテングサ漁は衰退していく。

一方の須崎は、テングサの利益分配の対象から、分家や転入者を除外する「不平等」とも言える方式で行なう。しかし、漁業権を取得した多くの村民は、現在もローカル・コモンズを利用し、テングサ漁も盛んに行なわれている。

須崎と白浜、この2村の違いは何であろうか。違いは次の2点である。

1) ローカル・コモンズの利用アクセスの相違：須崎は多くの村民がローカルコモンズを利用するのに対し、白浜は16%の家のみの利用である。

2) ローカル・コモンズの利益分配に「平等性」を導入しなかった点。

二つの事例から、ローカル・コモンズのあり方を改めて考えた時、ローカル・コモンズにおける「公正性」と「平等性」とは、一致する概念ではないことに気づかされる。ローカル・コモンズにおける「公正性」とは、コモンズ資源へのアクセスの機会と権利が「公正」か否かであり、ローカル・コモンズの利用において成員間に「平等性」が保たれているかどうかである。それは、コモンズの利益を「平等」に分配することではない。あくまでも機会が、公正かつ平等に、しかし結果は、差異が生じて当然である。

結論

本論では、須崎海村に住む海民が行なってきた様々な漁撈活動と生業活動を考察してきた。また、史実をもとに須崎漁民がローカル・コモنزの磯を利用することさえできなかった時代も明らかにした。それらを踏まえ、持続可能な限り海を利用していく須崎漁民のローカルコモنزの海に対する姿勢を明らかにした。

第 I 部 伊豆海村須崎

第I部では、須崎海村の自然環境と地理について論じた後、須崎漁民の全体像を考察した。その結果、次のことが明らかとなった。

須崎の漁民像

須崎地区は、人口が1600人、世帯数670戸である。人口動態をみると、およそ200年間で人口が1.5倍、戸数は3倍に増加している。昭和50年代以降、戸数が増えたのは、地域で永年続いてきた分家制限の規制が緩和されたからである。

2005年度の須崎地区の高齢化率は30%で、高齢者の多い地域である。しかし、須崎地区の高齢者の9割は、健康で自立した生活を送っている。

須崎の漁民には、漁師、海女、海士がいる。海士は漁師や遊漁船業との兼業者が多い。

各漁民の人数と年代をみる。現在、須崎で恒常的に稼働する漁師は、約150名である。漁師の年代は、20代～80代までと幅広いが、その内、50歳以下が25%、50歳～60歳が25%。残りの50%は、60歳以上の高齢者である。漁師の高齢化が顕著である。

海女は、現在100人程いる。その中で、テングサ漁を専門に行なう海女は、約40人いる。海女の年代は、60～80代であり、60代以下の若い海女は、現在、須崎にはいない。

海士の年代は30～50代と若く、約35人いる。須崎では、明治中期頃まで、海士漁が行なわれていた土地柄であり、高齢海女の後継者として、海士が再登場したことになる。

須崎漁民の漁撈システム

須崎の漁業の特長は、漁業が世代間で分業されていることである。

30～50代の青壮年時代は、大型船で沖合漁場へ出掛け、体力のいるキンメダイの立縄一本釣漁法を行なう。

30～60代の漁師としての技量や経験が備わる頃は、中型船を使い沖合で曳縄釣漁法や浮延縄釣漁法でカジキマグロやカツオ、ブリ漁を行なう。

体力が衰え始め、大型船の操作に限界を感じはじめた60～70代の漁師は、小型船を使い、磯の周辺でイサギ漁やアジ漁、カサゴ漁などを行なう。

そして、須崎漁師の最後の仕事として、伝統的に受け継がれてきたのが共同漁業権漁場内で行なうエビ刺網漁法である。

須崎で同一漁法で漁を行なう漁師は、30人ずつに分かれる。漁師は年をとり、体力の衰えとともに、乗る船を小さくし、漁場も近くにして、労働の軽減を図る。

このように地域内で漁業の世代間分業が暗黙のうちに決まっていることは、地区内の漁業者同士の競争を避けるための慣習と同時に、漁業資源を公平に得る為の住民同士の互惠行為の一つとも言える。

一方、海女は、高齢を理由に60代で面スイ漁法を樽カツギ漁法に変えるぐらいで、80代以降も体力が続く限り潜水漁を行なっている。

第Ⅱ部 須崎の漁撈と水産加工

第Ⅱ部では、須崎漁民が漁撈で使う漁法と漁具、魚種、漁場、船との関係を基に須崎漁民の漁撈活動を考察した。また、須崎海民は海をどのように利用してきたのか、江戸時代からの船の変遷を歴史的に考察した結果、次のことが明らかとなった。

須崎の採魚漁法の特徴

昭和20年代から、須崎で行なわれてきた採魚の漁法は、3種類7漁法である。

それは、釣漁法、網漁法、モリ漁法の3種類である。

釣漁法は、4漁法あり、一本釣漁法、延縄釣漁法、曳縄釣漁法、立縄一本釣漁法である。

網漁法は、2漁法あり、固定式刺網漁法、追い込み網漁法である。

モリ漁法は、突きん棒漁法である。追い込み網漁法と突きん棒漁法は、現在行なわれていない。

漁法と漁具との関係を見ると、採魚漁法には、伝統漁具と省力化や効率化を図るための近代漁具が使われている。7漁法のうち、省力化漁具が使われるのは、一本釣漁法、延縄釣漁法、立縄一本釣漁法と突きん棒漁法であった。特に古くから行なわれてきた一本釣漁法は、魚種によっては、竿の代わりに、揚げ縄機、巻き取り器が使われるなど、漁具や漁獲技法を変化させている。

一方、曳縄釣漁法と網漁法の2漁法（固定式刺網漁法、追い込み網漁法）は、明治時代から須崎で行なわれてきた伝統漁法で、近代漁具は全く使われていなかった。

7漁法の中で最も新しく導入された漁法は、電子機器が使われる立縄一本釣漁法である。

漁具から須崎の漁法を考察すると、新しく導入された漁法は、近代漁具を多く使用し、一本釣漁法以外の伝統漁法は、近代漁具を全く使っていないことが明らかとなった。

漁師の年代と使用する漁法をみると、キンメダイの立縄一本釣漁法は、須崎でも若年層の漁師が行なう。伝統漁法の固定式刺網漁法は、須崎の高齢漁師が行なう。この傾向から、漁師が年齢とともに漁法や船を換えていく理由は、高齢になった漁師にとって、高度化した船や漁具を使うことが困難になったためではないかと考える。

須崎の採魚漁法の変化

須崎で行なわれてきた60年間の漁法の変化をみると、漁法が変化した要因には、次の点が挙げられる。1) 魚の生態や環境の解明 2) 漁具の発達 3) 社会の変化 4) 船の性能の向上である。

1) 魚の生態が解明されたことで立縄一本釣漁法が生まれた。

- 2) 漁獲方法の近代化は、一本釣漁法から竿をなくし、巻き取り器や揚げ縄器を使う漁法を生んだ。また、GPS や魚群探知機などの電子機器の利用は、山あてなど、それまで漁師の経験知識だけに頼っていた漁獲技法をより、データ化、普遍化させることで、漁獲量の向上を図った。
- 3) 衰退した追い込み網漁法と突き棒漁法には、集団漁法の上、漁獲効率が劣るという共通点があった。この2点が1970年代の社会変化に合致しなくなった。
- 4) 船の性能の向上は、漁場の拡大を生むことになる。

須崎の採藻・採貝漁法の特徴

須崎漁民が昭和20年代から現在までおこなってきた採藻・採貝漁法は、2種類7漁法である。それは、潜水漁法と非潜水漁法の2種類である。

潜水漁法には4漁法あり、樽カツギ漁法、船カツギ漁法、面スイ漁法、ダイビング漁法である。非潜水漁法には3漁法あり、オカ摘み漁法、箱メガネ漁法、曳船採取漁法（ヒッカキ漁法）である。

採藻・採貝漁法の漁具は共通性が高い。潜水漁法において昭和30年代はじめに須崎に導入されたウェットスーツは、保温力が高まり、潜水作業環境を画期的に改善した。

面スイ漁法とダイビング漁法は、近代漁具を使う一方、樽カツギ漁法、船カツギ漁法、オカ摘み漁法、箱メガネ漁法、曳船採取漁法は、伝統的な漁具と漁法のまま、現在も行なわれている。

須崎の水産加工業の特徴

須崎の水産加工業は、藻や魚を乾燥加工させるものである。水産加工業のほとんどが、家内で漁民とその家族が行なう。80代の元漁師や元海女の仕事である。

水産加工業のうちテングサ加工だけは、明治時代より数少ない地場産業として、地元の女性たちによって行なわれてきた。現在、テングサ加工に従事するのは約15人で、全員が70～80代の高齢女性である。

水産加工業の中でテングサ加工は、須崎の漁業者と改良作業を行なう高齢者にとって、経済的に重要な位置づけを持つ。

須崎港の船の発達の歴史

江戸時代の船は、須崎と江戸を結ぶ荷物輸送用廻船の五大力船、鮮魚を運ぶ快速船の押送船、伝馬船であった。伝馬船は、一本釣漁、テングサ漁、貝漁に使用されていた。江戸時代の史料に「漁船」、「大船」の記載がないのは、漁船の発達が未発達で、近海漁に適する船がなく、漁業は、磯中心の漁業であったと考えられる。

明治初期の船は、ヤンノウ船と伝馬船であった。ヤンノウ船は、帆を備えた漁船でカツオ漁やマグロ漁に使われた。明治時代に入り、須崎では伝馬船（小船）の数が江戸末期の3倍になるなど、テングサ漁や貝漁に従事する村民が増加する。一方、ヤンノウ船（中型船）の登場でカジキマグロやカツオの近海漁を行なう漁民も出現したことが分かる。当時、須崎で漁業用の船を持つ家は、30%であったが、ほとんどが伝馬船であった。

現在の須崎港には、150隻の漁船が繫留される。漁民のおよそ50%が船を所有し、小型船がもっとも多く、次に多いのは中型船である。大型船は所有船の中では、一番少ない。

小型船所有からみる須崎漁民の漁撈

須崎港に繋留される船を明治時代と現代で比較する。漁民が所有する船の多くは、小型船であり、その傾向は、現代も明治時代も変わっていない。小型船でも漁ができる磯で漁を行なう漁民がいつの時代も多いということである。

漁業の発達には、漁具の開発や漁獲技法の改革とともに、船の構造を頑丈にし、機動力をつけ、大型化することで漁場の拡大を図ることであったはずである。しかし、高性能の大型船が出現した現在でも、須崎漁民は小型船でできる範囲内で漁を行なう。

その理由は、漁師の高齢化だと考える。高齢漁師は、大型船を駆使し、沖合漁場で漁を行なうことはない。身近な磯を漁場にすることが多い。

また、大型船を持つ壮年の漁師も昨今の原油高では、利益率の高いキンメダイ漁や遊漁船客が多いときしか大型船を出すことはない。大型船を港に繋留したまま、中型船で沿岸漁を行なうことが多い。

第Ⅲ部 須崎海民とローカル・コモンズ

第Ⅲ部では、須崎海民の漁場利用の変遷と海洋資源の分配について考察した。考察した結果を踏まえて、須崎海民のローカル・コモンズの磯に対する概念を明らかにする。

磯に共同漁業権を設定する理由

須崎の漁民が現在、使用する漁場は磯、沿岸、沖合の3つの漁場である。須崎の磯は、共同漁業権漁場で他の漁場とは、その性格を異にする。

須崎の漁民が共同漁業権漁場の磯を利用するには、下田市漁業協同組合に加入することで、はじめてその利用が認められる。また、イセエビ、藻、貝の3つの漁獲種は、共同漁業権漁業規定に該当するため、漁を行なう際に漁場、入漁期日、漁の開始時間、漁具が規制されている。しかし、磯で行なう採魚は、共同漁業権漁業の対象外である。

漁業権は、漁民が個人や集団として漁場のある領域を占有し、漁業資源を利用する権利である。須崎の共同漁業権漁業のルールを検討してみて、筆者は、漁業権を設定する目的に改めて気づかされた。漁業権は、漁民個人の資源利用の権利を守るためのものではない。あくまでも漁民集団が持続的に磯の資源利用を図るためにあるのである。多くの漁民が利用する磯を厳しいルールで規制することで、漁業権は本来の目的を果たすのである。

漁民は、ローカル・コモンズを利用する際には、集団の共有財産としての資源を守ることが前提とされるのである。

江戸時代の須崎漁民の漁場利用

江戸時代の漁場利用と権利については、長年、「磯の漁獵場」は、「村の専用漁場」とであるという解釈がなされてきた。この概念は、現在の漁業協同組合による共同漁業権漁場規定の基層にもなってきた。

しかし、筆者は、幕府が「磯の漁獵場」の利用を労役や雑税の納税者だけに認め、村民が自由に入漁できるオープン・アクセスの村専用の漁場ではなかったこと明らかにした。また、雑

税を安定的に徴収するシステムとして、入札による浦請負制が導入された地域では、「磯の漁獵場」の漁業権は、浦請負人が排他的に利用していたと考えられる。

須崎の磯は、江戸中期には、浦請負制が導入されていたため、須崎漁民にとって磯の利用は、浦請負人の意向次第であり、オープン・アクセスの磯ではなかった。

ローカル・コモنزで問われる「公正性」と「平等性」

9章で筆者は、テングサの利益分配をめぐる白浜と須崎の比較事例からローカル・コモنزにおける「公正性」と「平等性」について論じた。そして、「公正性」とは、資源へのアクセスの機会と権利が「公正」かどうか、「平等性」とは、ローカル・コモنزの利用が成員間で「平等」に保たれているかどうかを問われるべきで、コモنزの利益を「平等」に分配することではないことを論じた。すなわち、ローカル・コモنزにおける「公正性」と「平等性」は、一致する概念でないというものである。

しかし、ローカル・コモنزの磯の利用には、共同漁業権漁業による規制が設定され、集団の共有財産としての資源を守ることが前提とされる。そのためにローカル・コモنزにおける「公正性」や「平等性」が求められることが多い。そして多くの研究者が様々な事例をもとに、「公正性」や「平等性」について論じてきた。

菅豊は、新潟県岩船郡山北町の大川に遡上してくる鮭を巡り、9地区からなる大川郷の人々のコモنزを描き出している。江戸寛政時代から現在に至るまでの、「カワワケ」と呼ぶ鮭を獲る場所の割当や入札、漁場への集落成員のアクセス権の詳細を解明し、考察している[菅 2006]。

注目すべきは、鮭を獲る行為が1920年代は、集落内部の家々に等しく開かれていたものが、時代の流れの中で排他性を持つものへと変化して行ったことである。それは入札で得られた収益金の分配方法の変化にも表れている。1970年代までは、集落の構成戸に平等に分配される共的利用システムが機能していた。ただし、分配されるのは、正式に集落の構成員として認められた「家」に限られていた。

菅は「大川のコモنزは、すべての人々に開かれていたのではない。ムラ人として容認しない人々を積極的に排除してきたのである。その点から言えばコモنزに「平等性」や「公正性」という価値を過剰に期待してはならない」と、コモنز論で問題にされる「公共性」について論じる。[菅 2006 64]

一方、秋道智彌は、自然を利用すること、保護すること、所有することの妥当性や誤謬を指摘することはきわめて大切なことがらであると同時に、「自然は誰のものか」という問いは、現場に即しながら、総合的に考察されるべき事柄であると説く[秋道 2004 7-43]。

秋道が「現場に即しながら」説く背景には、自然利用に関する議論において、地球上のすべての地域に通用する普遍的な議論はあり得ないからである。タイ南部の森林を伐採して行う焼畑農耕が自然の保護や開発・利用を巡る紛争へと発展した事例を用いて論を展開する。

秋道は、焼畑農耕民族特有の特別な森林利用法があることを明らかにした上で、問題の争点を「公共性」や「経済性」へと結びつける側への疑問を投げかけている。

両研究者の論は、コモنز論に絶えず求められてきた「平等性」や「公共性」に対して、疑問符を投げかけたことで一致を見る。筆者の研究の目的もまさにそこにある。

須崎海民のコモンズ観

須崎海民はまさにローカル・コモンズの磯を利用しつつ、そこからの恵みを当然のようにいただく人々である。最後に須崎の人々のコモンズ観について触れる。

筆者が須崎で白浜のテングサ利益の「平等割」の話をする、皆が一様に「須崎でも配当金配ってたよ。だけど文句は、出んかったなー」「白浜の衆はみなエライさんが多いから難しいさ」「須崎の人間は個々のせめぎ合い。獲った者勝ちだから」と語る。

筆者は、須崎の高齢の海女たちが黙々とテングサ漁や貝漁に励み、その労働意欲に感心すると同時に磯からの恵みを獲れるだけ獲ろうという意気込みにも圧倒されてきた。彼女達はきまって「私ら女は小さいときから母親に『手ぶらで磯から戻るな』って言われたから、習性だね、何か貰えるだけ貰って帰ろうって」と私に話す。

須崎の漁民はルールを守りながらも「資源保護」の自覚やローカル・コモンズの利用に対する「平等性」や「公正性」といった自覚は、ほとんどないように見える。

しかし、彼らの漁業活動や日常行動には、100年近くに渡る浦請負制による磯の利用が自由にできなかった時代から得た様々な教訓が活かされていることに筆者は気づく。

それは、江戸時代も現在も須崎の漁民にとって一番大切なのは、「磯の漁場」だという漁民自身の自覚である。そのため、須崎漁民は、「須崎は『しぼり』が多くて大変だよ」と言いながら、漁場利用のルールを守り続ける。また、浜掃除や道普請、「テマ」と呼ぶ磯や浜、入会地を保全するための協働作業に精を出す。

ローカル・コモンズの利益の不平等とも言える分配も、エビ刺し網漁やテングサや貝漁における漁場のルールも、須崎海民がローカル・コモンズの海を利用する中から編み出してきた叡智である。そしてローカル・コモンズの海と共に生きて行くための選択であると考ええる。

参考文献

和文

秋道智彌

1994 『なわばりの文化史』,東京:小学館

2004 『コモンズの人類学』 人文書院

2010 『コモンズの地球史』 岩波書店

阿部善雄 小沼勇

1951 「社会学評論-漁村の構造 伊豆白浜の場合」 『社会学評論』 1951年4月号
日本社会学会編

網野善彦

1994 『日本社会再考 海民と列島文化』,東京:小学館網野善彦

井上真

1995 「コモンズとしての熱帯林」 『環境社会学研究』 vol. 3 pp15-30

井上実

1978 『魚の行動と漁法』 恒星社厚生閣

大林太良

1996 『海の道 海の民』,東京;小学館

大村和男

1999 「山あての民俗」 『龍爪山の歴史と民俗』 静岡市立登呂博物館

落合明 (編)

1998 『魚類解剖図鑑』 緑書房

尾留川正平他

1978 『沿岸集落の生態』 二宮書店

河岡武春

1987 『漁村の歴史と民俗』 平凡社 pp12-24。

河野通博

1962 『漁場用益形態の研究』 未来社

金田禎之

2001 『漁業法のここが知りたい』 成山堂書店、2005 『日本漁具・漁法図説増補二訂版』 成山堂書店

後藤雅知

2001 『近世漁業社会構造の研究』,東京:山川出版社

2002年 『水産の社会史』 山川出版社

齋藤典子 2004 「海女集落の形成過程にみるジェンダー秩序の形成-伊豆白浜における海女労働の分析から-」 『名古屋大学人文科学研究 第33号』 名古屋大学文学研究科 (編) 25-38、

2007 「海女の祭りの歴史的な重層構造-講から宮座へ- 伊豆半島下田市須崎の事例より」
『神話・象徴・文化Ⅲ』 栗原成郎 (編), 571-590, 広島:楽瑯書院

2009 「近世史料に見る高齢者像-伊豆半島・須崎漁村の事例を中心として-」 『比較人文学年

報No.6 2008』名古屋大学文学研究科 (編), 37-60

桜田勝徳

1968 民俗民芸双書25 『漁撈の伝統』,東京:岩崎美術社

□潮見俊隆

1954 『漁村の構造-漁業権の法社会学的研究-』,東京:岩波書店

管豊

2006 『川は誰のものか』 東京:吉川弘文館

2010:a 「ローカル・コモンズという原点回帰」 『コモンズ論文化 文化はだれのものか』 山田
奨治 (編), 263-291 ページ, 東京:東京堂出版

2010:b 「グローバル時代のなかのローカル・コモンズ論」 「実践指針としてのコモンズ論」
『ローカル・コモンズの可能性』 三俣学・菅豊・井上真 (編), pp 1-9; pp 197-217 ミネルヴァ書房

瀬川清子

1943 『海女記』 三國書房

1970 『海女』 未来社

1971 『販女』 未来社

谷内戸透 (編)

2005 『魚の科学事典』 朝倉書店

多辺田政弘

1990 『コモンズの経済学』,東京:学陽書房

辻唯之

1994 『明治漁業制度と県漁業』 香川大学経済論叢 第67巻第1号 21-48

二野瓶徳夫

1962 『漁業構造の史的展開』 御茶ノ水書房

野地恒存

2001 『移住漁民の民俗学的研究』,東京:吉川弘文館

野村正恒

1985 『最新漁業技術一般』 成山堂書店

橋村修

2009 『漁場利用の社会史』 人文書院

羽原又吉

1952-1957 『日本近代漁業経済史』 上・下巻 全4冊 岩波書店

保坂正美

1973 「漁民の衣装と労働」 『デザイン・サーヴェイ報告書』 千葉大学工学部工業意匠学科 (編), 181

保立道久

1987 「中世における山野河海の領有と支配」 朝尾直弘ほか (編) 『日本の社会史2 境界領域
と交通』 岩波書店

最上孝敬

1965 「海士・海女について」 『西郊民俗第35号』 西郊民俗談話会 (編), pp 1-8

山口徹

1999 『近世漁民の生業と生活』 吉川弘文館

- 2003 『海的生活誌半島と島の暮らし/歴史文化ライブラリー165』 吉川弘文館
2007 『沿岸漁業の歴史』 成山堂書店

和田捷雄

- 1956 『漁村の史的展開』 時潮社

瀬戸内漁協沿革誌編集委員会(編)

- 1996 「追込網の由来」 『瀬戸内漁協沿革誌』 瀬戸内漁業協同組合

静岡県地域資料

- 1892 『静岡県水産誌』 明治24年版
1914 『南豆風土誌』, 静岡県賀茂郡教育會(編), 啓成社
1920 『漁村調査報告(豆州の部)』 大正9年, 静岡県水産試験場, 1-105
1920-1975 『静岡県水産誌』
1934 『静岡県史』 静岡県史編集所(編)
1936 『白浜村心太草採取ノ顛末概要』、
1941 「伊豆地方に於ける石花菜漁業に就いて」 『静岡県郷土研究15』 静岡県郷土研究会編
1984 『明治24年版 静岡県水産誌<復刻版>』
1920-1975 『静岡県水産誌』
1936 『白浜村心太草採取ノ顛末概要』 賀茂郡白浜村
1943 『白浜村沿革誌』 明治8年～昭和16年
1954 『天草の要覧』 関東農政局静岡統計情報事務所(編)
1954 『天草の沿革』、静岡県郷土研究会編
1959 『天草の要覧』 静岡縣賀茂郡白浜村役場 平成15年12月1日復刻
1980 『静岡県における漁具と漁法』 水産統計 関東農政局静岡統計情報事務所(編)
2006 『伊豆分場だより 304号、307号』 静岡県水産試験場 伊豆分場(編)
2005 『豆州内浦漁民史料と内浦の漁業 開館30周年記念特別展』 沼津市歴史民俗資料館(編)
2006 『漁具の記憶～奥駿河湾の漁法と漁具～』 沼津市歴史民俗資料館(編)

下田市

- 1999-2008 『下田市統計書 要覧』
1960 『伊豆白浜の村落構造』 日本大学文理学部・社会学研究室 静岡県郷土研究会編
2007 「統計資料(平成19年度)」 下田市漁業協同組合
2010 「統計資料(平成22年度)」
小澤長兵衛『建功史』 史料復刻版
2003 『潮騒の史』 須崎古文書研究会(編)

国

- 総務庁統計局 『日本長期統計総覧1』
総務省統計研修所 2005 『日本統計年鑑』 毎日新聞社

参考資料

- 2002 「キンメ釣り漁業申し合わせ事項」 パンフレット 賀茂船主組合連絡協議会

□未刊行史料

- 『豆州須崎村古文書』「明和8年村法度定之帳」明和8年〔1771〕
『豆州須崎村古文書』横24 安政三年（1856）正月二十六日『廻船持ち調べ』
『豆州須崎村古文書』元治2年（1865）「天草浦請替ニ付請書附入」
『豆州須崎村古文書』67 慶応三年卯八月吉日（1867）『地船仲間船頭水主連印帳』
『豆州須崎村古文書』明治6年〔1873〕「天草請負規定確認」
『豆州須崎村古文書』明治6年〔1873〕「明治6年10月須崎浦天草鮑栄螺御請負奉願上候書付」
『豆州須崎村古文書』明治9年〔1876〕「地先海面拝借願」
『豆州須崎村古文書』明治9年〔1876〕「沿海村々区戸長」
『豆州須崎村古文書』112『廻船漁 船覚え』
『豆州須崎村古文書』縦151 明治六年（1873）四月『碇泊税金取調書上帳』
『豆州須崎村古文書』『明治10年大小船税』
『豆州須崎村古文書』『明治12年 上半年分 船税上納証』
『豆州須崎村古文書』121『明治13年船宿税』
『豆州須崎村古文書』縦194『當組合廻船員数調』
『豆州須崎村古文書』『漁業取調べ村控』
『豆州須崎村古文書』縦308 明治31年（1898）『天草会所報告書』「明治31年3月草売揚高取調書」
『豆州須崎村古文書』『明治34年3月草売揚高取調書』
『豆州須崎村古文書』縦393『大正元年中本区産天草及雑草栄螺売買其他収入精算書』
『豆州須崎村古文書』423『昭和15年9月須崎配当調査簿』
『豆州須崎村古文書』「昭和42年家庭調査」昭和42年（1967）

インターネット検索資料

“ウエットスーツのあれこれ

<http://www.pref.ehime.jp/060nourinsuisan/210cyuyo-suisi/00007513051226/tayori/V13/13suit.pdf> ,(2012年2月1日閲覧)

“海藻と海草” ,<http://kaisou.client.jp/> (2012年2月8日閲覧)

“グローバル・ポジショニング・システム” ,<http://ja.wikipedia.org/wiki/グローバル・ポジショニング・システム#E6.A6.82.E8.A6.81> (2011年11月03日閲覧)

“海事博物館ボランティアあれこれ” 五大力船

http://kondoh-k.at.webry.info/200602/article_2.html (2012年2月10日閲覧)

“魚群探知機あれこれ” ,<http://www.gyoguntanchiki.com/> (2012年1月29日閲覧)

“気温と雨量の統計”<http://weather.time-j.net/> (2012年2月25日閲覧)

” 五大力船と押送船” 千葉県教育委員会 (2012年2月10日閲覧)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/bunkazai/sonohoka/kyoudo/edomae/toukyouwan.html>

“市場魚貝類図鑑” ,

“静岡県の漁港一覧須崎漁港” (2011年9月28日閲覧)

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-430/suzaki.html>

“静岡県漁港統計” (2011年9月28日閲覧)

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-430/statistics.html>

“臼杵の突きん棒漁”, <http://www3.coara.or.jp/~chidori/sam/tsukinbou.html> (2011年11月03日閲覧)

“水産庁 漁業法” (2012年2月10日閲覧)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S38/S38F00601000005.html#100000000000300000001400>

“福富恭禮 1888 『徳川政府律令要略』 廣道館發兌 デジタル版 P16-17”,

<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787025/1> (2011年11月28日閲覧)

“米価の変遷” <http://ja.wikipedia.org/wiki/米価の変遷> (2012年1月10日閲覧)

欧文

Christy, F. T., Jr. (1982). Territorial use rights in marine fisheries: Definitions and conditions. *FAO Technical Papers 227, Food and Agricultural Organization of the United Nations*. Retrieved from <http://www.fao.org/DOCREP/003/T0507E/T0507E00.htm>

Gordon, H. S. (1954). The economic theory of a common-property resource: The fishery.

Journal of Political Economy, 62 (2), 124-142. doi:10.1086/257497.

Hardin, G. (1968). The tragedy of the commons. *Science*, 162, 1243-1248.

謝辞

本研究は、多くの方々の御協力をいただきはじめて形をなし得たものである。あらためて心より感謝を申上げる。須崎・白浜両調査地では、実に多くの海女や漁師の皆さんにお世話になった。テングサ漁の疲れもいとわずインタビューに応じてくださった海女さんからは貴重な話をうかがい、毎年の訪問が楽しみであった。また、10年に渡る調査時にいつも宿を提供していただき、漁撈調査の際には、乗船させていただける船探しまでしてくださった田中政弘さんご夫妻には、心よりお礼を申上げる。また、公開されていない『豆州須崎村古文書』史料を見せて下さった当時の土屋須崎区長さん、調査のたびに漁師仲間を呼んで下さった土屋信由ご夫妻、古文書調査や地域の案内をいつもしてくださった清水さんと、本当に須崎地区の皆さんには大変お世話になった。

晩学の筆者に学問への姿勢を一から教えてくださったのが名古屋大学大学院の嶋田義仁教授である。静岡大学時代から長きにわたり、ご指導を賜った。論文の書き方から、膨大な調査資料の分析、博士論文の執筆に至るまで、先生の厳しくも粘り強いご指導と励ましがなければ、本研究は、完成に至らなかつたであろう。心より感謝申上げる。また、名古屋大学大学院の阿部泰郎教授、和崎春日教授（現名古屋大学名誉教授・中部大学教授）には、励ましの言葉やご助言を賜り、心より感謝申上げる。また学会では、国立民族学博物館の池谷和信教授と飯田卓准教授にはいつも有益な助言と励ましをいただき、心より感謝申上げる。

本研究は、完成までの過程で多くの友人たちにも力を貸していただいた。とりわけ、千葉大学准教授の児玉香菜子さんには、分析手法を懇切丁寧に教えていただいた。東洋大学教授のTimothy Newfieldsさんには、作図や英文文献の手伝いなど、途方に暮れている時、手助けをしていただいた。また、長い研究過程で励ましていただいた、研究室仲間の高村美也子さんには、心より感謝を申上げる。

慣れない古文書解読作業の過程でも多くの方々の力をいただいた。特に学習院大学大学院生の吉成さんには、解読の最終チェックをしていただいた。

本研究を進める過程でユニバーサル財団と笹川科学研究財団より、研究助成金いただいた。記して感謝申し上る。

最後に、筆者の研究を見守り続け、研究環境を整えてくれた家族に感謝したい。夫と二人の娘の励ましと協力がなければ、40代で始めた筆者の研究は、博士論文として実をむすぶことはなかつたであろう。

2012年 春

齋藤 典子